

別表（第2条、第5条第1項、第8条第1項、第12条第2項、第13条第3項関係）

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
団体 支援 課	1 森林組合組織・ 経営基盤強化総合 対策事業	系統体制支援事業 森林組合役職員の資質向上や地域森林管理 の効率化等のための研修及び森林組合に対し て行う以下の指導助言に要する経費 ①財務基盤の整備強化に向けた取組みに対 する専門家派遣による指導助言 ②労働安全確保に向けた取組みに対する専 門家派遣による指導助言	4月1日か ら事業完了 の日又は3 月31日ま で	熊本県森林組合連合会	2分の1以内	1 補助金額の増減 2 事業内容の主要な 部分の変更	有 (第9条第2 項第3号該 当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	2 赤潮特約掛金補 助事業	赤潮特約に係る純共済掛金の一部	4月1日か ら事業完了 の日又は3 月31日ま で	熊本県漁業共済組合	3分の1相当額（掛金 に対する国からの補 助を控除した額）	赤潮特約契約者の変更	有 (第9条第2 項第2号該 当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	3 漁業共済危機管 理対応力強化事業 (漁業共済掛金補 助事業)	漁獲共済及び養殖共済に係る純共済掛金につ いて、市町が国庫補助の10%相当を補助する場 合の当該補助額の一部 ※資源管理・漁業経営安定対策（漁業収入安定 対策事業）に加入することを条件とする。	4月1日か ら事業完了 の日又は3 月31日ま で	市町	市町補助額の2分の1 以内	漁獲共済及び養殖共済 加入者の変更	有 (第9条第2 項第2号該 当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
団体 支 援 課	4 水産団体経営安定総合対策事業 (経営基盤改善支援事業)	経営不振漁協に対し、適正な財務処理の実施のほか、経営改善計画等の策定支援を税理士等に依頼する場合に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	沿海漁業協同組合	定額(上限700千円)	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業種目のそれぞれの間の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	5 水産団体経営安定総合対策事業 (経営安定・組織強化対策事業)	合併組合に対する必要な施設整備や備品等の購入に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	沿海漁業協同組合	3分の2以内(上限1,000千円)	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業種目のそれぞれの間の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	6 熊本県漁業協同組合連合会補助	漁協等指導育成強化に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県漁業協同組合連合会	定額(上限608千円)	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業種目のそれぞれの間の30%を超える増減	有 (第9条第2項第1号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
団体 支 援 課	7 漁業共済危機管理 対応力強化事業 (漁業共済加入強 化補助事業)	漁業災害補償法に基づく漁業共済加入促進 に要する経費	4月1日から事業完了 の日又は3 月31日まで	熊本県漁業共済組合	定額(上限804千円)	1 事業内容の主要な部 分の変更 2 事業種目のそれぞれ の間の30%を超える 増減	有 (第9条第2 項第1号該 当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
団体 支援 課	8 収入保険加入緊急支援事業	<p>1 収入保険加入推進事業</p> <p>熊本県農業共済組合が農業経営収入保険の加入者(※)に対する保険料又は付加保険料の助成事業を実施するために必要な経費、若しくは、当該経費に対して補助をする場合における当該補助に要する経費</p> <p>※翌年以降も継続して加入することを、書面で確約した者に限る。</p> <p>① 新規加入者が負担する保険料に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>② 既加入者のうち、保険適用に伴い保険料区分変更が生じた場合において、加入者が負担する保険料増加分に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>③ 熊本県農業共済組合と集団加入に関する協定を締結した組織において、ア又はイに掲げる全ての要件を満たす者が加入する場合に、加入者が負担する付加保険料(補償金額割に限る。)に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p>	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>【補助事業者】</p> <p>熊本県農業共済組合</p> <p>【事業主体】</p> <p>熊本県農業共済組合、農業者</p>	<p>①補助事業者:10分の10以内</p> <p>ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内(法人格を有しない者:上限6万円、法人格を有する者:上限25万円)を限度とする</p> <p>②補助事業者:10分の10以内</p> <p>ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内(法人格を有しない者:上限1.2万円、法人格を有する者:上限5万円)を限度とする</p> <p>③補助事業者:10分の10以内</p> <p>ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内(法人格を有しない者:上限1万円、法人格を有する者:上限5万円)を限度とする</p>	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
団体 支援 課		<p>ア 施設園芸農業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入する収入保険の保険期間の開始日において、施設園芸農業（野菜・花きに限る。）を営んでいること。 ・加入する収入保険の保険期間の開始日において、園芸施設共済に加入していること。 ・園芸施設共済に加入している園芸施設内の農作物による収入について、収入保険の補償対象としていること。 ・上記3点を満たす者が5経営体以上加入すること。 <p>イ 果樹農業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入する収入保険の保険期間の開始日において果樹農業（栽培面積が10a以上又は基準収入の80%以上の場合に限る。）を営んでいること。 ・果樹農業による収入について、収入保険の補償対象としていること。 ・上記2点を満たす者が5経営体以上加入すること。 <p>④ 熊本県農業共済組合が上記①～③を実施するために必要な事務に要する経費</p>			④定額 (上限 259 円/件)					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									[実績報告]	[実績報告]
団体 支援 課		2 普及啓発強化事業 熊本県農業共済組合が実施する農業経営収入保険の加入推進に係る普及啓発活動のうち、次の取組みに要する経費 ・チラシの作成配布 ・ラジオCM、YouTubeCM等による周知活動 ・動画コンテンツの制作 ・普及啓発資材の製作 ・その他必要と認める経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県農業共済組合	2分の1以内(上限1,768千円)	事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
団体 支援 課	9 水産団体制整備支援事業(自立漁協構築支援事業)	最終事業年度末時点の正組合員数が40人以上の漁協を1つ以上含めて合併又は事業統合を検討する漁協に対し、経営診断等を中小企業診断士等に依頼する場合に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	沿海漁業協同組合	2分の1以内(上限900千円)	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業種目のそれぞれの間の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	1 6次産業化総合 支援強化事業(農 産加工推進事業)	熊本県農産物加工推進協議会が実施する、消費者ニーズに即した商品開発等の支援や販売促進に係る取組みに必要な経費	交付決定の日から3月31日まで	熊本県農産物加工推進協議会	2分の1以内 (上限800千円)	事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	2 6次産業化総合 支援強化事業(6 次産業化支援事業)	県内農林水産業の6次産業化の取組みの拡大に必要な経費	4月1日から3月31日まで	熊本6次産業化推進協議会	定額(上限1,900千円)	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2 項第1号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	3 6次産業化総合 支援強化事業（農林 水産加工整備事業）	農林水産物加工機器導入に併せて高度な衛生 管理基準をクリアするために不可欠な機器導入 に必要な経費	交付決定の 日から事業 完了の日又 は3月31 日まで	・農林漁業者（※1）3戸以上 で構成する団体・法人（※2） ・農業協同組合、農業協同組合 出資法人等 ・「たけモン くまモン うまか モンプロジェクト（小泉武夫先 生監修）」商品認定事業者（※3） ・総合化事業計画認定を受けた 農林漁業者団体 ※1：ただし、林業者について は、「たけモン くまモン う まかモンプロジェクト（小泉武 夫先生監修）」商品に認定された 事業者に限る。 ※2：農林漁業者が主たる構成 員であり、中小企業基本法第2 条第5項に該当する事業者。 ※3：ただし、平成28年度以 降の熊本県農産物加工コンク ール入賞者も、これに該当するも のとみなす。	2分の1以内 （上限5,000 千円）	事業費の30%を超える 増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	4 6次産業化総合 支援強化事業（6次 産業化加速化支援事 業）	新たに6次産業化に取り組むための商品開 発に必要な経費 （1）試作品開発費 ・製造委託費、機器レンタル料、パッケー ジ・ラベル製作費等 （2）食品表示関係経費 ・栄養成分分析、賞味期限設定試験	交付決定の 日から事業 完了の日又 は3月31 日まで	農林漁業者、3戸以上で構成す る団体・法人（農林漁業者が主 たる構成員であり、中小企業基 本法第2条第5項に該当する事 業者） ※アグリビジネスセンター等公 的機関の支援を受けながら、新 たに商品開発に取り組む者に限 る。	定額（上限200 千円）	1 事業費の30%を超 える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	5 6次産業化総合 支援強化事業（6次 産業化関連交付金）	農山漁村振興交付金交付等要綱及び農山漁 村振興交付金（農山漁村発イノベーション対 策）実施要領に基づき実施する以下の取組に必 要な経費、もしくは、当該経費に対して補助す る場合における当該補助に要する経費 （1）農山漁村イノベーション推進支援事業 ア 2次・3次産業と連携した加工・直売の 取組み イ 新商品開発・販路開拓の取組み ウ 多様な地域資源を新分野で活用する取 組 エ 多様な地域資源を活用した研究開発・成 果利用の取組 （2）農山漁村イノベーション整備事業 ア 産業支援型（農林水産物の加工、流通、 販売等のために必要な施設）	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3 月 31 日ま で	（1）ア～エ 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農林漁業者等、民間事業者、 公益社団法人、公益財団法人、 一般社団法人等 （2）産業支援型 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 総合化事業計画認定を受けた農 林漁業者団体、農商工等連携事 業計画認定を受けた農林漁業者 団体及び中小企業者	（1）ア～ウ 10分の10以 内ただし、事業 主体に係る補 助対象経費の 2分の1以内 を限度とする （1）エ 10分の10以 内ただし、事業 主体に係る補 助対象経費の 上限は500万 円を上限とする （2）ア 10分の10以 内ただし、事業 主体に係る補 助対象経費の 10分の3以内 （中山間地農 業ルネッサン ス事業又は市 町村戦略に基 づく取組事業 又は障害者等 を雇用するこ とが確実であ る事業につい ては2分の1 以内）を限度 とする	（1）～（2） 1 事業主体（名称）の 変更 2 事業新設又は廃止 3 交付対象経費の減 額（補助対象経費(1)不 用額の発生が確実であ る場合に限る） 4 事業費の3割以上 の増減（補助対象経費 (2)に限る）	無	要	[状況報告] 12月31日 (ただし、知 事が定める概 算払請求書を もって代える ことができる。) [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1月31日 [実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 アグリ ビジネス 課	6 卸売市場整備活性化事業（拠点卸売市場活力アップ事業）	株式会社熊本地方卸売市場が実施する市場間の連携強化や生産者・消費者等にとって魅力ある市場づくりに向けた取組に必要な経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	株式会社熊本地方卸売市場	2分の1以内 (上限1,000千円)	事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	7 卸売市場整備活性化事業（卸売市場研修事業）	流通の現状や、取引の効率化を図る技術・資質を高めるための研修に必要な経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県青果卸市場連合会	定額(上限500千円)	事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	8 企業の農業参入トータルサポート事業（参入企業スタートアップ支援事業）	企業等の農業参入に伴う次の事業に要する経費（人件費、租税公課、不動産の取得・賃借費、家畜・家禽類、汎用性が高い備品・機械器具の取得・改修を除く）除く (1) 作物導入 (2) 加工品開発 (3) 販路開拓 (4) 簡易な土地基盤整備	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 企業等 【事業主体】 企業等	3分の1以内※ 復旧・復興プラン該当市町村は2分の1以内(上限500万円～1,000万円)	1 事業主体の変更 2 事業種目の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	9 企業の農業参入 トータルサポート 事業(参入企業ス テップアップ支援 事業)	農業に参入した企業が、更なる事業展開として実施する6次化産業化や規模拡大を目指した生産体制の強化等のための、施設整備や機械導入に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 企業等 【事業主体】 企業等	農地所有的確 法人は2分の1 以内 それ以外の場 合は3分の1 以内 ※復旧・復興 プラン該当市 町村は2分の1 以内(上限 2,048万円)	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える増減(ただし入札による減は除く)	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	10 熊本県地域未来 投資促進事業(く まもと県南フード バレー地域農産物 活用拠点強化事 業・地方創生未来 型農業の拠点づく り支援事業)	地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業等が、当該事業計画に基づき実施する以下に掲げる事業で、高い先進性、高い付加価値の創出及び地域の事業者への高い経済的効果等が認められるもの 1 くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業 (1) 施設・設備等の整備・導入 (2) 機械・備品等の購入 2 地方創生未来型農業の拠点づくり支援事業 (1) 施設・設備等の整備・導入 (2) 機械・備品等の購入 (3) 研究開発・加工品開発等	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県地域未来投資基本計画に掲げる地域の特性のうち、本県の「くまもとの赤」等の特産物を活用した稼げる農林水産業分野の取組みについて、知事及び経済産業大臣より地域経済牽引事業計画の承認を受けた者 なお、1くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業については、くまもと県南フードバレー構想の推進エリア内(八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域)で実施される取組みとする。	補助率： 2分の1以内 補助限度額： 1億円	1 事業種目の新設又は廃止 2 経費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業の完了した 日から起算 して1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	11 農産物安定輸送 調査事業	農産物の安定輸送を確保するための調査に係る経費 (1) 輸送費 (2) 調査機器レンタル費 (3) 調査機器輸送費 (4) 旅費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県農協青果物輸送改善協議会	①2分の1以内 (上限 50 万円)	事業費の 30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	12 くまもと県産農産物ネットワーク構築事業	県内直売所ネットワーク構築及び県産農産物等を結ぶ物流ルートの運用に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	県産農産物等を販売する物産館及び直売所等	2分の1以内	1 事業費の 30%を超える増減 2 事業主体の変更 3 事業の中止又は廃止	無	要	[状況報告] 10月31日 [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 11月30日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	13 地産地消に関わるSDGs取組み支援事業	熊本県SDGs登録事業者が実施する地産地消に関わるSDGsの取組みに必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県SDGs登録事業者	定額(上限20万円)	1 事業費の 30%を超える増減 2 事業主体の変更 3 事業の中止又は廃止	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	14 球磨川流域地産地消支援事業	市町村が行う地産地消に関する活動や広報等に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	八代市、人吉市、芦北町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、津奈木町	定額(上限10万円)	1 事業費の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止 4 補助金額の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	15 学校給食の充実に向けた地産地消推進事業	学校給食における地場産物等活用の促進及び農林漁業体験の機会の提供に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	定額(上限100万円) ただし、食材費は上限50万円かつ、1人当たりの上限額は、1,000円	1 目標を追加又は削除しようとする場合 2 目標値を変更しようとする場合 3 補助金額の増額又は30%以上の減額を伴う変更をしようとする場合 4 補助事業を追加、中止又は廃止しようとする場合	無	否	〔状況報告〕 11月30日 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 12月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	16 熊本県水産製品製造業等緊急支援事業	食品衛生法に係る新規営業許可取得に必要な施設整備等に要する経費	令和4年4月1日から事業完了の日又は令和6年3月8日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 漁協、商工会、事業者等が組織する団体等	2分の1以内 (上限5,000千円/事業者)	1 事業費の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月15日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	17 フードバリューチェーン構築推進事業	フードバリューチェーン構築のために必要な個別事業者の機能強化につながる以下の取組みに要する経費 ①機器の再配置等 ②機材の導入等	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	農産物選果場、農産加工施設、直売所等 ※県の支援を受け、業務の効率化等に取組む者に限る。	定額(①上限500千円、②上限750千円)	1 事業費の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	18 くまもと食と農の発見事業	(1) 事業実施に係るコーディネートに要する経費 (2) 県産食材の消費拡大及び新たな販路拡大につながる以下の取組みに要する経費 ①社員食堂における県産食材の促進 ②社員食堂における県産食材のPR活動 ③県産食材のおいしさ再発見(サンプル提供) ④地産地消の理解促進活動	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	(1) コーディネート事業者 (2) 【補助事業者】 コーディネート事業者 【事業実施主体】 ①～④を実施する社員食堂を有する企業	(1) 定額(上限260万円) (2) 【補助事業者】 10/10以内 【事業実施主体】 ①1人当たり上限2,100円 ②1事業実施主体当たり上限10万円 ③1人当たり上限500円、④1人当たり上限1,000円	1 事業費の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	19 県産農産物県 外輸送効率化緊急 支援事業	トラック運転手の時間外労働上限規制に伴い生じる農林水産物の輸送能力不足(2024年輸送問題)等に対応するための、効率的な輸送体系の構築に要する経費、もしくは当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	6月2日(物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン策定日)から事業完了の日又は3月8日まで	【補助事業者】 熊本県経済農業協同組合連合会 【事業主体】 農業協同組合等	定額(ただし農林水産部長が別に定める上限の範囲内)	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月15日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	1 阿蘇火山活動降 灰地域緊急土壌矯 正事業	阿蘇山噴火に伴う降灰による土壌の酸性化を 矯正するために必要な資材（苦土石灰）の購入 に要する経費に対して補助する場合における当 該補助に対する経費 ※補助対象資材の価格は20キロあたり540円以 下とする	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は3 月31日ま で	【補助事業者】 市町村 【実施主体】 農業協同組合又は農業者の組織 する団体等（受益者3戸以上）	10分の10以内 ただし、事業 主体に係る補 助対象経費の 3分の1以内を 限度とする (ただし、市 町村補助額以 内) ※県の補助上 限額は20キ ロ当たり 180円とす る。	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超 える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	2 熊本県環境保全型農業直接支払事業	1 環境保全型農業直接支払交付金 農業者団体等が化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する取組に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組むために必要な経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業者団体等	100分の75以内		有 (第9条第2項第3号該当)	否	[遂行状況報告] 12月31日	[遂行状況報告] 1月15日 (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)
		2 日本型直接支払推進交付金(環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業) 活動組織への取組支援及び適切な履行確認の実施に必要な経費 (1) 法第6条第1項の規定に基づく促進計画の策定 (2) 指導・推進 (3) 実施状況の確認 (4) その他環境保全型農業直接支払交付金の実施に必要な事項	4月1日から3月31日まで	市町村	定額	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	3 地下水と土を育む農業育成事業	「地下水と土を育む農業推進条例」に基づく農業者等の取組支援に要する経費	4月1日から3月31日まで	市町村、農業協同組合、土壤診断を行う民間事業者等	2分の1以内 (上限1千円/診断1件。ただしCEC及び腐植を測定する場合は上限1,500円/診断1件)	1 事業費の30%を超える増減(ただし、「1 適正施肥推進」に係る増減及び入札による減を除く)	有 (第9条第2項第3号該当) ただし、2(2)は無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		1 適正施肥推進 農業者が負担する作付前土壌診断に要する経費	ただし、2(2)は、交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで							
		2 くまもとグリーン農業生産拡大支援 (1)推進事業 ①技術導入検討会の開催、有機JAS認証取得、消費者との交流会等に要する経費 ②グリーン農業表示マーク及び地下水と土を育む農畜産物等認証マーク作成に伴う掛増経費、表示マークを貼付した農産物の販売促進及びマーケティングに要する経費 (2)技術導入支援 堆肥散布機、局所施肥機、防蛾灯等の減化学肥料・農業に資する資材、機械の導入費等	4月1日から3月31日まで	市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者等の組織する団体、地域の農産物のブランド化を推進する団体、NPO法人等	2の(1) 2分の1以内 2の(2) 3分の1以内 又は2分の1以内					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	4 国際水準GAP条件整備事業	「国際水準GAP」認証取得に取り組む農業者等への取組支援に要する経費	4月1日から3月31日まで ただし、 2は、交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	市町村、農業協同組合、農業者及び農業者等の組織する団体、各種診断を行う民間事業者	2分の1以内 (上限25千円(残留農薬)、5千円(水質分析)、2千円(土壌分析)/診断1件)	1 事業実施主体の変更 2 事業費の30%を超える増減(ただし、「1 各種分析支援」に係る増減及び入札による減を除く)	有 (第9条第2項第3号該当) ただし、2は無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		1 各種分析支援 農業者が負担する残留農薬分析、水質分析、土壌診断に要する経費								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	5 国際水準GAP 認証取得支援事業	<p>「国際水準GAP」認証取得（新規・更新）に取組む農業の専門学科を有する教育機関及び「国際水準GAP」団体認証取得（新規）に取組む団体への取組支援に要する経費 対象GAP：①GLOBALG. A. P.、②ASIAGAP、③JGAP</p> <p>1 認証審査支援 上記GAPの認証審査費用及び審査員旅費 2 研修受講支援 上記GAP認証取得に必要な研修受講費</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	農業の専門学科を有する教育機関、農業生産における環境負荷低減に資する取組を実施する団体	定額（ただし農林水産部長が別に定める上限の範囲内）	1 事業実施主体の変更 2 事業費の30%を超える増減	無	要	<p>〔状況報告〕 12月31日</p> <p>（ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする）</p> <p>〔実績報告〕 事業完了時</p>	<p>〔状況報告〕 1月15日</p> <p>〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	6 みどりの食料システム戦略緊急支援事業（みどりの食料システム戦略緊急対策交付金）	食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を推進するにあたり、直ちに現場での導入が可能な必要性の高い技術を用いた取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村又は市町村が参画する協議会	定額（上限1,000万円）ただし、機械リースに係る経費のみ2分の1以内	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 (1)と(2)の経費の相互間における30%を超える経費配分の増減	無	要	[状況報告] 12月31日	[状況報告] 1月15日
		1 有機農業産地づくり推進緊急対策事業 市町村主導の下、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進するモデル的先進地区を創出することを目的とし、このために地域における有機農業の取組方針や生産及び加工、流通、消費の拡大に資する事項を定める計画（以下「有機農業実施計画」という。）の策定及びその実現に向けた取組みに要する経費 (1) 有機農業実施計画の策定 (2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践							[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	6 みどりの食料システム戦略緊急支援事業（みどりの食料システム戦略緊急対策交付金）	2-1 有機転換推進事業（転換支援事業） 新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費	令和4年12月8日（みどりの食料システム戦略推進緊急対策事業交付等要綱制定日）から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	定額（2万円/10a以内）	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	[状況報告] 12月31日	[状況報告] 1月15日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。）
		2-2 有機転換推進事業（転換支援円滑化事業） 2-1の支援を希望する農業者に対して行う、補助金の交付、実績報告及び実施状況の確認並びに指導の事務に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	定額			無	要	[実績報告] 事業完了時

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	6 みどりの食料システム戦略緊急支援事業（みどりの食料システム戦略緊急対策交付金）	3 グリーンな栽培体系への転換サポート 化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大、農業における温室効果ガスの削減に資する環境にやさしい栽培技術と、先端技術等を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換に要する経費 (1) 検討会の開催 (2) グリーンな栽培体系の検証 (3) グリーンな栽培マニュアルの作成 (4) 産地戦略の策定 (5) 情報発信 (6) グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入 (7) 消費者理解の醸成の取組	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	農業生産活動を行う個人若しくは法人又は農業関係団体、市町村、県等により構成される協議会	(1)～(5) 定額（上限300万円/地区） ただし、以下の①又は②の場合は上限360万円/地区とする。 ①有機農業の取組面積の拡大に向けた栽培体系を検討する場合 ②以下の環境負荷軽減の取組みに複数取り組む場合 ・化学農薬の使用量低減 ・化学肥料の使用量低減 ・温室効果ガスの削減（メタンガスの排出削減） ・温室効果ガスの削減（CO2、N2Oの排出削減） ・温室効果ガスの削減（バイオ炭の利用） ・温室効果ガスの削減（石油由来資材からの転換） ・温室効果ガスの削減（プラスチック被覆肥料対策） (6) 2分の1以内 (7) 定額（上限30万円/地区）	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減	無	要	〔状況報告〕 12月31日 (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。) 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	7 スマート農業技術導入支援事業 (スマート農業の 全国展開に向けた 導入支援事業)	<p>農業者等が行うスマート機械等の一括発注・共同利用、営農条件に合わせた機械等のカスタマイズなどの取組みに要する経費</p> <p>1 一括発注タイプ (1) 農業者等がスマート機械等を低価格に導入できるよう、スマート機械等を一括発注する取組みに要する経費 (2) (1)と一体的に行われる生産条件を踏まえたスマート機械等のカスタマイズに要する経費</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>コンソーシアム、農業者、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体</p>	<p>(1) 2分の1以内、ただし、RTK 基地局と一体的に整備する場合や、加工・業務用野菜に取組む場合、水田からの転換果樹の生産に取組む場合は補助率3分の2以内 (2) 機械のカスタマイズに取組む場合は定額</p>	<p>1 事業実施主体の変更 2 事業内容取組の新設または廃止 3 事業費の30%を超える増または国庫補助金の増 4 事業費または国庫補助金の3割を超える減</p>	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		<p>2 共同利用タイプ 複数の農業者がスマート機械等を共同利用するためにスマート機械等の導入に要する経費</p>								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	8 みどりの食料システム戦略地域支援事業(みどりの食料システム戦略推進交付金)	食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」の推進に係る取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで				無	要	[状況報告] 12月31日	[状況報告] 1月15日
		1 有機農業産地づくり推進 市町村主導の下、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進するモデル的先進地区を創出することを目的とし、地域における有機農業の取組方針や生産、加工、流通、消費の拡大に資する事項を定める計画(以下「有機農業実施計画」という)の策定及びその実現に向けた取組みに要する経費 (1) 有機農業実施計画の策定 (2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践		市町村、市町村が参画する協議会	定額(上限:1,000万円(新規)、800万円(継続)) ただし、機械リース費に係る経費のみ2分の1以内	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 (1)と(2)の経費の相互間における30%を超える経費配分の増減			[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	9 有機農業環境整備モデル事業	「有機農業地区ビジョン」の策定、見直し及びビジョン実現に向けた基盤整備や施設整備等に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、市町村が参加する団体(協議会)等	定額 (上限700万円/地区)	1 事業費の30%を超える増減(ただし、入札による減を除く) 2 事業の中止又は廃止 3 事業実施主体の変更	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	10 病害虫発生予察事業(消費・安全対策交付金)	重要病害虫のまん延を防止するために必要な防除対策に要する経費 (1) 農薬の購入費 (2) 防除作業の委託費 (3) 残さ等の撤去費用	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	農業協同組合、農業者の組織する団体等(受益者3戸以上)	2分の1以内	1 目標の追加または削除 2 目標値の変更 3 新たに特認団体が事業実施主体となる事業を実施することとした場合	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	11 国産肥料安定供給支援事業	コロナ禍において価格が高騰する化学肥料に代わる国内由来の未利用資源と普通肥料等を混合した肥料及び菌体りん酸肥料（以下「指定混合肥料等」という。）の開発や、栽培実証を目的とした次の取組みに要する経費 (1) 推進会議の開催 (2) 指定混合肥料等の開発や製造に必要な機械や資材の導入 (3) 新たに開発した指定混合肥料等を用いた実証展示ほの委託及び散布機械の導入	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	農業団体及び肥料メーカー等により構成される協議会	2分の1以内	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	12 肥料価格高騰緊急支援事業	コロナ禍において価格が高騰する化学肥料の削減に取組む農業者グループの肥料費の増加分及び事業の推進に要する経費 (1) 肥料費増加分への助成 (2) 農業者グループへの助成金の支払いに要する振込手数料	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 熊本県農業再生協議会 【事業実施主体】 国「肥料価格高騰対策事業」に取り組む農業者5戸以上からなるグループ等	(1) 国「肥料価格高騰対策事業の対象経費（前年からの肥料費増加分のうち1割を除いたもの）」の15%以内 (2) 定額	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	13 スマート農業 導入加速化事業	1 スマート農業機械導入条件整備事業 (農地耕作条件改善事業のうちスマート農業導入推進型) スマート農業に資する先進的省力化技術の実装を推進する以下の経費 (1) GNSS(RTK)基地局整備 (2) (1)と一体的に実施する自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入 (3) (1)を実施するための権利調整、調査設計、事務手続等の支援	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	【事業実施主体】 市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良連合会、農業法人等	一般地域 100分の50以内 中山間地域等 100分の55以内 ※中山間地域等は「過疎」「山村振興」「離島振興」「半島振興」「特定農山村」の5法指定地域及び急傾斜畑地帯で実施する事業	1 事業実施主体の変更 2 総事業費の20%以上の増減 3 受益面積の5%以上かつ5ha以上の変動 4 事業実施期間の変更 5 計画の目標の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 ドローンオペレータ育成支援事業 県内のドローン防除を行う組織が、防除面積を拡大するために行う人材育成に係る経費		【事業実施主体】 市町村が推薦する組織 (構成員2人以上)	補助率1/3以内 (1組織あたり300千円以内)	1 事業実施主体の変更 2 事業費の30%を超える増減				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	14 くまもと土づくり展開事業(産地生産基盤パワーアップ事業全国的な土づくりの展開)	土づくりの展開を図るため、堆肥、土壌改良資材及び緑肥等(以下「堆肥等」という。)を実証的に活用するための経費 1 土壌分析に必要な検体採取費用、分析費及び分析委託費 2 堆肥等の購入費、運搬費、保管費及び散布費 3 堆肥等の実証的な活用に必要な調査及び指導経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体、農業者、民間事業者等	定額(ただし、10a当たり30千円(ペレット堆肥を実証的に活用する場合は10a当たり35千円)を上限)、リース導入する農業機械のリース物件購入価格の1/2以内を加算する。	1 事業主体の変更 2 施行箇所又は設置場所の変更 3 事業の中止又は廃止 4 事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更(入札による減額を除く)	無	要	[中間報告] 12月31日 (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする) [実績報告] 事業完了時	[中間報告] 1月15日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	15 化学肥料低減促進緊急対策事業	1 堆肥等の利用拡大及び耕畜連携の拡大に要する経費 (1) 肥料価格高騰対策事業のうち化学肥料低減定着対策事業の「堆肥等の利用拡大支援」又は「耕畜連携の拡大支援の取組」を行う場合に、当該事業の上限額を超える経費 (2) 肥料価格高騰対策事業のうち化学肥料低減定着対策事業の「堆肥等の利用拡大支援」で対象とならない堆肥等の散布に要する経費	1 令和5年6月1日から令和6年3月31日	1 【補助事業者】 熊本県農業再生協議会 【事業実施主体】 地域農業再生協議会	1 定額	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 1の事業実施に必要な補助事業者の事務及び補助金の振込に要する経費 ※地域農業再生協議会は、補助金の振込に要する経費のみ	2 交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	2 熊本県農業再生協議会(地域農業再生協議会を含む)	2 定額		無	要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	1 経営所得安定対策等推進事業	行政と農業団体等で組織する農業再生協議会等が行う農業者への制度周知や申請事務支援等、経営所得安定対策等の円滑な推進に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 事業内容 (1) 県段階 県農業再生協議会が実施する本制度周知のための説明会開催等 (2) 市町村段階 地域農業再生協議会等が実施する農業者の農地情報整理・申請事務支援等	4月1日から3月31日まで	(1) 県段階 県農業再生協議会 (2) 市町村段階 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域農業再生協議会等	定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号)第6に定められた経費区分のうち、委託費又は助成費の経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[中間報告] 12月31日 (ただし、知事が定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。) [実績報告] 事業完了時	[中間報告] 1月15日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	2 阿蘇火山等防災 特産対策事業	茶・葉たばこの除灰に係る 洗浄施設等導入経費に対して 補助する場合における当該補 助に要する経費 ・事業内容 洗浄施設（据置型、乗用型） の整備、さく井等の畑地か んがい施設整備 ・対象地域 防災営農施設整備計画の対 象地域であって、火山の爆 発による被害の程度が、農 林水産大臣が定める基準に 達し、又は達するおそれがある地域。	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら3月31日 まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業協同組合、農業 者の組織する団体等 (受益者3戸以上)	10分の10以内 ただし、事業主 体に係る補助 対象経費の6分 の4以内（うち 県費は6分の1 以内、ただし市 町村補助額以 内）を限度とす る	1 特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要綱 (平成25年2月26日付け24農振第2113号) (1)事業の中止又は廃止 (2)事業実施地区の変更 (3)事業実施主体の変更(農業者が組織する団体に あつては、3者未満になった場合を含む。) (4)事業実施主体における事業費の30%を超える 増減を伴う事業内容の変更 (5)整備内容の変更 2 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成25年 2月26日付け24農振第2098号) (1)受益面積の10%以上に及ぶ増減 (2)主要工事計画であつて、次に掲げるもの ①用排水系統の著しい変更 ②ダム、頭首工、用排水機及び用排水樋門等の 基盤施設の新設又は廃止、設置位置の大幅な 変更 ③水路延長の20%以上に及ぶ増減 ④そのほか①から③までに準ずる主要工事計画 の変更 (3)物価又は労賃の変動によるものを除く事業費 の10%以上の変動(公共工事の入札、契約の改善、 技術開発等による費用の縮減による事業費の減 額であつて、変更前の事業計画に基づく事業に より得られる効用と同等以上の効用が得られる ものによる場合を除く。)	有 (第9条第2 項第3号該 当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告		
									報告時点	報告期限	
農 産 園 芸 課	3 地域特産物産地 づくり支援対策事 業	1 地域特産物産地づくり支援対策事業 市町村等が実施する葉たばこ、茶、その他特 産農作物振興のための生産から加工・販売対策 に係る推進事業、小規模土地基盤整備、共同利 用施設整備、共同利用機械整備、茶園の台切り 更新に必要な経費、もしくは、当該経費に対し て補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 推進事業 生産から加工・販売対策に係る推進事業	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村、農業協同組合、 農業協同組合等が組織 する団体 【事業主体】 市町村 農業協同組合 市町村・農業協同組合等 が組織する団体 農業者の組織する団体	3 分の 1 以内 【事業主体への間接補 助の場合】 補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係 る 補助対象経費の 3 分の 1 以内を限度とす る	1 事業主体の変更 2 事業費の 30%を 超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日	
		(2) 条件整備事業 ①小規模土地基盤整備 ②共同利用施設 ③共同利用機械 ④茶園台切り更新	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村、農業協同組合、 農業協同組合等が組織 する団体 【事業主体】 市町村 農業協同組合 市町村・農業協同組合等 が組織する団体 農業者の組織する団体	①②③3 分の 1 以内 (ただし、②のうち茶園 被覆資材の導入につい ては、2 分の 1 以内) 【事業主体への間接補 助の場合】 補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係 る 補助対象経費の 3 分の 1 以内を限度とす る(ただし、②のうち茶 園被覆資材の導入につ いては、2 分の 1 以内) ④定額 (上限 15 千円/ 10a)	1 事業主体の変更 2 施行箇所の変更 3 事業費の 30%を 超える増減を伴う事 業内容の変更	無				
		2 たばこ産地支援事業 熊本県たばこ耕作振興協議会が行う次の事業 に必要な経費 (1) たばこ耕作振興協議会の開催 (2) 地区たばこ耕作振興連絡会議の活動推進 (3) 表彰事業 (4) その他必要な事項	4 月 1 日か ら 3 月 31 日まで	熊本県たばこ耕作振興 協議会	定額 (上限 262 千円)	事業費の 30%を超え る増減	有 (第 9 条第 2 項第 3 号該 当)	否			

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	4 くまもと豊表価格安定対策事業	事業主体が 国の豊表価格安定対策事業に基づき事業を実施する場合に、国の補てん金額を超えて行う助成金額と国の補てん金額との差額に要する経費	7月1日から6月30日まで	熊本県い業生産販売振興協会	豊表 1 枚当たりの補助金額は以下のとおりとする。 平均取引価格が助成基準価格から最低基準価格の場合 (1) 指定銘柄の場合 { (助成基準価格－平均取引価格) × 80%－価格帯別助成単価 } × 3/4 (2) 一般品の場合 { (助成基準価格－平均取引価格) × 60%－価格帯別助成単価 } × 3/4 平均取引価格が最低基準価格以下の場合 一律に指定銘柄・一般品ごとに定められた額	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第2号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	5 いぐさ産地総合支援事業	「いぐさ・豊表の構造調整計画」に基づいて、農業団体等が行ういぐさ・豊表の生産、流通、消費拡大対策に係る推進事業に必要な経費	4月1日から3月31日まで	熊本県い業協同組合 熊本県い業生産販売振興協会 熊本県いぐさ・豊表活性化連絡協議会 八代地域農業協同組合 熊本県豊工業組合	2分の1以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	6 野菜価格安定対策事業	一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会が、対象野菜の価格が対象市場において著しく低落した場合に、補給金をその対象となる生産者に交付することを目的とした資金を造成するために必要な経費	4月1日から3月31日まで	一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会	○指定野菜価格安定対策事業 ・重要野菜 100分の17.5 ・一般野菜 100分の20 ○契約指定野菜安定供給事業 100分の25 ○特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ・特定野菜 100分の20 ・指定野菜 100分の25	資金造成計画の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	7 阿蘇火山防災園 芸対策事業	施設整備に係る調査及び実施計画策定、栽培 管理用施設、農地被覆施設等の整備のための経 費、もしくは、当該経費に対して補助する場合 における当該補助に要する経費 ※対象地域 本事業の対象地域は、防災営農施設整備計画 に位置付けられた地域であって火山の爆発によ る被害の程度が、農林水産大臣が定める基準に 達し、又は達するおそれがある地域。	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3 月 31 日ま で	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、農業協同組合、 農業者の組織する団体 等 (受益者 3 戸以上)	1 調査計画 6分の4以内 (うち県費は6分の 1以内、ただし市町 村補助額以内) 【事業主体への間接 補助の場合】 ※補助事業者：10分 の10以内 ただし、事業主体に 係る補助対象経費の 6分の4以内(うち県 費は6分の1以内、た だし市町村補助額以 内)を限度とする 2 施設整備 (1)一般地域 6分の4以内 (ただし、県補助率 は6分の1以内、且つ 市町村補助額以内) 【事業主体への間接 補助の場合】 ※補助事業者：10分 の10以内 ただし、事業主体に 係る補助対象経費の 6分の4以内(うち県 費は6分の1以内、た だし市町村補助額以 内)を限度とする	1 農村地域防災減災事 業実施要綱(平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 1900 号) (1)事業主体の変更 (2)事業実施区域の大幅な 変更 (3)事業内容の変更 (4)事業費の 30%を超える 増減を伴う事業内容の 変更 2 農山漁村地域整備交 付金実施要綱(平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振 第 2115 号) (1)受益面積の 10%以上 に及ぶ増減 (2)主要工事計画であっ て、次に掲げるもの ①用排水系統の著しい 変更 ②ダム、頭首工、用排水 機及び用排水樋門等 の基盤施設の新設又 は廃止、設置位置の大 幅な変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	7 阿蘇火山防災 園芸対策事業				<p>(2) 中山間地域 100分の69.15以内 (ただし、県補助率は100分の14.15以内、且つ市町村補助額以内、且つ農村地域防災減災事業に限る)</p> <p>【事業主体への間接補助の場合】 ※補助事業者：10分の10以内</p> <p>ただし、事業主体に係る補助対象経費の100分の69.15以内 (ただし、県補助率は100分の14.15以内、且つ市町村補助額以内、且つ農村地域防災減災事業に限る)を限度とする</p> <p>※中山間地域 過疎地域、振興山村、離島、半島振興対策実施地域、特定農山村地域又は特別豪雪地帯をいう。</p>	<p>③水路延長の20%以上に及ぶ増減</p> <p>④その他①から③までに準ずる主要工事計画の変更</p> <p>(3) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の10%以上の変動(公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。)</p>				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	8 強い農業づくり支援事業 【強い農業づくり総合支援交付金】	強い農業づくり総合支援交付金等のうち産地競争力の強化(土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、スマート農業実践、環境保全、穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備、集出荷貯蔵施設等再編利用、農産物処理加工施設等再編利用等)等を図るために行う次の取組に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 整備事業 (1) 耕種作物小規模土地基盤整備 ア ほ場整備 イ 園地改良 ウ 優良品種系統等への改植・高接 エ 暗きょ施工 オ 土壌土層改良 (2) 耕種作物産地基幹施設整備 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度化施設 コ 種子種苗生産関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理加工施設 ス バイオディーゼル燃料製造供給施設 (3) 農業廃棄物処理施設整備	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体等	(1) (2)～(8)以外の場合 100分の50以内 (2) 稲(種子用を除く。)を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益の過半を占める場合 100分の40以内 (3) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合 100分の40以内 (4) 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合 30分の10以内 (5) 米(種子用を除く。)を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合 30分の10以内 (6) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合 30分の10以内 (7) 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち種子種苗大量生産施設を整備する場合 30分の10以内 (8) 大豆を対象とする処理加工施設のうち食品事業者が処理加工機器を整備する場合 30分の10以内 (9) (1)～(8)のうち、受益が1経営体(法人)に限定される場合(協業経営を除く) 100分の30以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率(上記(1)～(9)の補助率と同じ)を限度とする	1 事業主体の変更 2 施工箇所又は設置場所の変更 3 成果目標の変更 4 事業の新設又は廃止 5 事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更(入札による減額を除く) 6 工事費から工事雑費への流用	無	要	[中間報告] 12月31日 (ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。) [実績報告] 事業完了時	[中間報告] 1月15日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	市町村	100分の50以内					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告		
									報告時点	報告期限	
農 産 園 芸 課	9 産地パワ ーアップ事 業	地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた総合的推進(水田、畑作、野菜、果樹、花き等)を図るために行う次の取組に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 I 整備事業 (1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施設 (9) 農業廃棄物処理施設 (10) 生産技術高度化施設 (11) 種子種苗生産関連施設 (12) 有機物処理・利用施設	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体、農業者、民間事業者等	(1) (2)及び(3)以外の場合 100分の50以内 (2) 稲(種子用を除く。)を対象とした育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合及び野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合 100分の40以内 (3) 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合、米(種子用を除く。)を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合、野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合及び野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち種子種苗大量生産施設を整備する場合 30分の10以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率(上記(1)～(3)の補助率と同じ)を限度とする	1 事業主体の変更 2 施工箇所又は設置場所の変更 3 事業の新設又は廃止 4 事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更(入札による減額を除く) 5 工事費から工事雑費への流用	無	要	[中間報告] 12月31日	[中間報告] 1月15日	
		II 基金事業 1 生産支援事業 次の経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 農業機械等の導入及びリース導入 (2) 生産資材の導入等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体、農業者、民間事業者等	(1)の事業 導入する農業機械等の本体価格の100分の50以内 (2)の事業 100分の50以内 ただし、スマート農業技術を円滑に導入・定着させるために必要な経費の助成は定額(100万円以内)とする 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率及び補助額(上記(1)～(2)の補助率及び補助額と同じ)の合計額を限度とする					[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域協議会	定額(100分の50相当) 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助額(定額(100分の50相当))を限度とする						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告		
									報告時点	報告期限	
農 産 園 芸 課	9 産地パワーアップ事業	III 国産シェアの拡大 (1) 生産体制合理化実践推進支援 加工・業務用野菜の契約取引拡大に必要な農業用機械等、予冷・貯蔵庫等の設備のリース導入に要する経費 (2) 新素材活用生産資材の導入支援 ア 野菜の生産拡大に必要な生分解性マルチの導入に要する経費 イ 効果等の情報発信に係る取組みに要する経費 (3) 出荷作業合理化実践支援 11 型プラスチックパレットの導入に必要な集出荷貯蔵施設の整備に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	農業者の組織する団体、農業者等	(1)の事業 100分の50以内(上限5千万円) (2)の事業 ア 定額(100分の50相当)、イ 定額 ただし、ア又はアとイの両方に取り組む場合は2千5百万円(ただし、イの取組については50万円)、イのみ取り組む場合は50万円を上限とする。 (3)の事業 100分の50以内	1 事業主体の変更 2 施工箇所又は設置場所の変更 3 事業の新設又は廃止 4 事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更(入札による減額を除く) 5 工事費から工事雑費への流用	無	要	[中間報告] 12月31日	[中間報告] 1月15日	
									(ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。)	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	10 水田産地化総合 推進事業	産地・生産者自らが、需給動向や実需者ニーズに応える産地戦略を確立し、主食用米の生産に取り組むとともに、水田農業の制度や環境の変化に適応した水田のフル活用を推進するために必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 需要適合生産推進事業 (1) 熊本県農業再生協議会 ・地域協議会別作付目安の算定・提示 ・広域的な需給動向の収集・分析 ・地域協議会等への新たな仕組みの周知・理解促進 ・その他主食用米の需要に適合した生産の推進	4月1日から3月31日まで	熊本県農業再生協議会	定額	1 事業費の30%を超える増減 2 事業主体の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2) 地域農業再生協議会 ・生産者別作付目安の算定・提示 ・農業者への新たな仕組みの周知・理解促進 ・地域の需要動向の分析 ・主食用米生産状況の把握 ・産地戦略の総合的な取りまとめ ・その他主食用米の需要に適合した生産の推進	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域農業再生協議会	定額					
		(3) 熊本県主食集荷協同組合 ・集荷業者及び農業者への新たな仕組みの周知・理解促進 ・県需要量算定等に係る助言指導 ・需給調整に係る関係機関との協議 ・その他主食用米の需要に適合した生産の推進	4月1日から3月31日まで	熊本県主食集荷協同組合	定額					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	10 水田産地化総合 推進事業	2 産地戦略確立支援事業 (1) 市町村 ・産地戦略作成における土地利用計画や地域振 興施策との調整 ・水田農業に関する住民ニーズの把握・分析 ・その他主食用米の産地戦略の確立	4月1日か ら3月31 日まで	市町村	定額	1 事業費の30%を超 える増減 2 事業主体の変更	有 (第9条第2 項第3号該 当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		(2) 地域JA ・生産者の意向把握・助言 ・各地域の実需者ニーズの把握・分析 ・その他主食用米の産地戦略の確立	4月1日か ら3月31 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業協同組合	定額					
		3 水田農業競争力強化支援マネージャー設置 水田農業競争力強化支援マネージャー設置に 要する経費	4月1日か ら3月31 日まで	熊本県農業協同組合中央会	定額					
11 主要農作物改良 協会補助事業	熊本県主要農作物改良協会が米・麦・大豆の 採種の生産管理指導及び米・麦・大豆の生産安 定、品質改善を行うために必要な経費	4月1日か ら3月31 日まで	熊本県主要農作物改良協会	定額（上限 1,064千円）	事業費の30%を超える 増減	有 (第9条第2 項第3号該 当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔事業実績〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日	

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	12 くまもとの米・魅力発信・競争力強化支援事業	<p>県産米の安定した需要を確保し、経営の安定化を図るため、熊本県産米のリーディング品種「くまさんの輝き」を中心に、消費者や実需者が求める生産・産地情報を積極的に発信し、大消費地への“くまもと産”の浸透・定着及び他産地との競争に対抗できる生産・流通体制の強化を図るとともに県内の低年齢層や指導者等に対する農業理解活動の推進等生産から消費までの総合的な対策を実施する次の事業に必要な経費</p> <p>1 くまもとの米対策 くまもと売れる米づくり推進本部が行う、生産・販売戦略策定、幅広い価格帯に対応した産地づくり、主要消費地への生産・産地情報の発信、食育・消費拡大対策に要する経費</p>	4月1日から3月31日まで	熊本県農業協同組合中央会 (くまもと売れる米づくり推進本部)	2分の1以内 (上限12,998千円)	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		<p>2 くまさんの輝き拡大推進支援 「くまさんの輝き」の生産対策・販路拡大・PR活動に必要な経費</p>	4月1日から3月31日まで	熊本県農業協同組合中央会(くまもと売れる米づくり推進本部)、農業協同組合等	2分の1以内					
	13 花き協会補助事業	熊本県花き協会が、本県花き生産出荷組織の育成強化並びに生産経営及び流通の改善を図るため、各種事業を実施するために必要な経費	4月1日から3月31日まで	熊本県花き協会	定額(上限1,604千円)	経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第1号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	14 いぐさ・畳表生産体制強化支援対策事業	農業団体等が、均質で品質の高いいぐさ・畳表の生産体制の確立に取り組む組織・産地を育成するために必要な次の経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 共同利用機械導入支援 作業や機械・施設の共同・組織化の推進及びそれに当たって必要な共同利用機械の整備に係る経費 (2) 畳表トレーサビリティ導入 消費者まで届く産地表示のモデル導入に係る経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村、農業協同組合、農業協同組合等が組織する団体 【事業主体】 農業協同組合 農業者の組織する団体等	(1)、(2) 10分の10以内ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1 事業主体の変更 2 事業種目毎に事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	15 熊本県野菜振興協会補助事業	一般社団法人熊本県野菜振興協会が、本県の野菜振興を目的として実施する産地育成対策、組織強化対策等を展開するために必要な経費	4月1日から3月31日まで	一般社団法人熊本県野菜振興協会	定額（上限2,415千円）	経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第1号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	16 熊本県青果物消費拡大協議会補助事業	熊本県青果物消費拡大協議会が実施する流通対策や一般消費者を対象とした消費宣伝活動等に必要経費	4月1日から3月31日まで	熊本県青果物消費拡大協議会	定額（上限7,093千円）	経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第1号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	17「ゆうべに」ブランド推進・出荷体制構築事業	<p>県育成いちご新品種「ゆうべに」の栽培面積拡大に向け、認知度向上とブランド化を推進し、県産いちごの振興を図るために必要な経費</p> <p>1「ゆうべに」ブランド力強化対策 ブランド確立に向けた販売アイテム開発や、認知度向上に向けた企業コラボによる商品開発、市場・仲卸等及び一般消費者へのPR等に必要な経費</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	熊本県経済農業協同組合連合会	2分の1以内	事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	18 次代につながる果樹産地づくり支援事業	(1) 生産基盤の整備・推進事業 ア 産地の将来像づくり 果樹産地協議会による、産地の将来像づくり等に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	果樹産地協議会	定額(200千円) (ただし、同一果樹産地協議会の申請は一度に限る)	1 事業主体の変更 2 施行箇所の変更 3 事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		イ 将来像の実現 果樹産地協議会による、集積基盤整備団地を作る整備計画実現に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費		【補助事業者】 市町村、果樹産地協議会 農業者の組織する団体 【事業主体】 果樹産地協議会 農業者の組織する団体	定額(500千円/50a)					
		(2) 労働力補完・担い手確保対策事業 ア 作業受託組織の育成支援 農業者の組織する団体等による、新規組織設立や既存組織の受託能力向上に必要な作業員育成や作業機器の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 ① 新規組織 ② 既存組織の受託能力向上		【補助事業者】 市町村、農業者の組織する団体、農業生産法人(構成員3戸以上)、農業協同組合、果樹産地協議会 【事業主体】 農業者の組織する団体、農業生産法人(構成員3戸以上)、農業協同組合、果樹産地協議会	①新規組織 定額(600千円) ②既存組織の受託能力向上 定額(400千円)					
		イ 新たな担い手確保体制強化事業 農業者の組織する団体等による、担い手確保のための樹園地の中間管理体制の強化に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	【補助事業者】 市町村、農業協同組合、地区協議会、農業者の組織する団体、集落、農業法人 【事業主体】 農業協同組合、地区協議会、農業者の組織する団体、集落、農業法人	定額(面積に応じて)(上限500千円)						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	18 次代につながる果樹産地づくり支援事業	(3) 気象の変化に対応できる技術確立事業 農業者の組織する団体等による、温州みかんの高品質果実生産技術、不知火類の貯蔵環境改善技術、気象による障害軽減技術のモデル実証に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費		【補助事業者】 市町村、農業者の組織する団体、農業生産法人(構成員3戸以上)、農業協同組合 【事業主体】 農業者の組織する団体 農業生産法人(構成員3戸以上)、農業協同組合	1/2 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者： 10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	19 くまもとの花 ステップアップ 事業	<p>県産花きの生産体制や販売力強化に必要な経費</p> <p>1 産地生産力・販売力ステップアップ支援</p> <p>(1) 宿根カスミソウ、トルコギキョウ経営体の育成・定着に必要な経費</p> <p>(2) 産出額3億円を目指す品目の生産推進に必要な経費</p> <p>(3) 県産花きの販売対策強化に必要な経費</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで</p>	<p>1 (1)、(2) 農業協同組合、農業協同組合連 合会、農業者の組織する団体、 農業生産法人(構成員3戸)</p> <p>1 (3) 農業協同組合連合会</p>	2分の1以内	<p>1 事業主体の変更</p> <p>2 事業費の30%を超える増減</p>	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	20 くまもと茶ビジネス確立支援事業	1 くまもと茶生産対策支援 ①茶生産技術員の資質向上に要する経費 ②市場販売単価向上のための現地重点指導に要する経費	4月1日から 3月31日まで	農業団体等	①2分の1以内 (上限50千円) ②2分の1以内 (上限150千円)	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を 超える増減	有 (第9条第2 項第3号該 当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		2 くまもと茶販路拡大対策 首都圏や県外の競合が少ない地域での販売推進に要する経費		熊本県経済農業協同組合連合会等	2分の1以内 (上限500千円)					
		3 くまもと茶流通・販売対策支援 県内消費者等に向けたくまもと茶の魅力発信、認知度向上を図るPR・販売対策等の取組みに要する経費		農業団体等	2分の1以内 (上限1,600千円)					
		4 くまもと茶産地消環境づくり支援 小中学生等若年層を対象とした出前講座の実施に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、茶地区協議会、日本茶インストラクター協会熊本県支部等	定額(実施経費は1校当たり上限50千円)					
		5 チャレンジ活動支援 産地の特色や強みを生かした独自の取組みや、香味や機能性などに着目した特徴ある茶商品開発、経営の多角化など新たなチャレンジ活動に要する経費	市町村、農業団体、茶地区協議会、茶商業協同組合等	定額 (上限500千円)						
							無			

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	21 くまもと土地利 用型農業競争力強 化支援事業	(1)整備事業 地域営農組織等の生産コスト低減の取組みに必要な機械の整備等に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 ①平坦地域対策 ア 労働生産性改善支援 大規模法人低コスト生産体制構築のために必要な労働生産性向上の取組みに要する経費 イ 地域営農組織育成支援 地域営農組織等の規模拡大のために必要な機械等の整備に要する経費 ②中山間地域対策 ア 中山間地域等組織化支援 中山間地域等での共同利用・組織化に必要な機械の整備に要する経費	交付決定日又は交付決定前着承認の日 から3月31日まで	【補助事業者】 市町村等 【事業主体】 (1)①ア 農業法人 (1)①イ 地域営農組織、農業法人等 (1)②ア 地域営農組織、農業法人等 (2)地域営農組織、農業法人等、農業協同組合	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする 上限：①ア 労働生産性向上の取組500千円 (ただし、予算の範囲内)	1 事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更 2 事業主体の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2)麦生産拡大支援 麦の生産拡大に必要な機械の整備に要する経費								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	22 攻めの園芸生産対策事業	<p>気象変動に対応した「攻めの園芸」を展開するための生産基盤強化に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>生産基盤強化 さく井及び関連施設の整備、果樹の新植・改植</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 農業協同組合、農業協同組合連合会等 農業者の組織する団体、農業生産法人（構成員3戸以上）</p>	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	<p>1 事業主体の変更</p> <p>2 施行箇所、設置場所の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更</p>	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	23 園芸産地における事業継続強化対策事業	<p>自然災害発生に備え、災害に強い園芸産地を形成するため、事業継続計画の検討及び策定や非常時の協力体制整備に必要な経費と、事業継続計画の実践に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>1 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備</p> <p>2 事業継続計画の実践 (1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証 (2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 市町村、公社、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会等、特認団体</p>	<p>1 定額</p> <p>2 (1) 定額 (2) 2分の1以内</p> <p>【事業主体への間接補助の場合】 ※ 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増又は補助金の増</p> <p>4 事業費又は補助金の30%を超える減</p>	無	要	[中間報告] 12月31日	[中間報告] 1月15日 (ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。)
									[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	24 新たな野菜産地 営農体系構築事業	栽培データを活用したスイカの生産性向上に向け、栽培管理データの収集と共有に必要な機器の導入に要する経費	交付決定の日から3月31日まで	農業者	定額	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	25 次世代型果樹園 モデル実証事業	省力化栽培技術とスマート機器装備による労働生産性の高い果樹経営のモデル実証に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 事業内容 平坦地等みかん・中晩柑モデル 2 補助対象経費 (1) 実証園の整備に要する経費 ・省力樹形に必要な棚施設等に要する費用 ・高品質果実栽培施設等に要する費用 ・スマート機器の導入に要する費用 (2) モデル実証に要する経費 ・検討会の開催、現地調査等に要する費用	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業協同組合、農協連等、農業者の組織する団体、農業生産法人	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の2以内を限度とする	1 事業主体の変更 2 施行箇所の変更 3 事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	26 持続的露地野菜 産地育成事業	(1) 実需者ニーズ型露地野菜産地モデル育成 露地野菜の新産地化や面積拡大等の収益 強化の取組みに対して必要な経費	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら3月31 日まで	熊本県経済農業協同組合連合 会、農業協同組合、農業者の組 織する団体	2分の1以内	事業費の30%を超える 増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		(2) 持続的畑作生産体系確立事業 ①ばれいしょの畑作営農の大規模化に向 けた省力化等の推進に係る省力作業機械 等の導入に要する経費、もしくは、当該 経費に対して補助する場合における当該 補助に要する経費 ②ばれいしょの病害虫抵抗性品種の導入 や健全な種子の安定供給に対する取組み 等に要する経費、もしくは、当該経費に 対して補助する場合における当該補助に 要する経費	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら3月31 日まで	【補助事業者】 市町村、農業者の組織する団体、 地域農業再生協議会、民間事業 者、公益社団法人 【事業主体】 市町村、農業者の組織する団体、 地域農業再生協議会、民間事業 者、公益社団法人	①2分の1以 内 (リース導入 の場合は、物 件相当額の2 分の1以内) 【事業主体へ の間接補助の 場合】 補助事業者： 10分の10以内 ただし、事業 主体に係る補 助対象経費の 2分の1以内 を限度とする ②定額	1 事業の中止又は廃 止 2 事業実施主体の変 更 3 事業費の30%を超 える増又は補助金の 増 4 事業費又は補助金 の30%を超える減 5 成果目標の変更				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	27 生産資材価格高騰緊急対策事業	(1) 生産資材コスト緊急低減事業 生産資材コスト削減に対して必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	農業者の組織する団体	3分の1以内 (※上限補助額2,000千円/戸)	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減 (ただし、入札による減は除く)	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2) 集出荷施設等コスト高騰対策支援事業 野菜果樹等の集出荷施設や米麦大豆の共同乾燥施設等における動力光熱費の高騰に伴い増加した経費	令和4年4月1日から令和5年12月31日まで	熊本県経済農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体等	2分の1以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減	無			
		(3) 食料安定生産体制継続緊急支援事業 土地利用型農業(大豆及び種子)の生産体制の維持・強化に必要な機械の導入等の経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村、農業協同組合 【事業実施主体】 大豆生産者(経営所得安定対策のうち畑作物の直接支払交付金(大豆)の交付を受ける者)、種子生産者(熊本県主要農作物種子改良協会の委託を受けて種子生産を行う者)、またはその組織する団体、農業協同組合	3分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内を限度とする	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減	無			

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	28 脱炭素型施設 園芸緊急対策事業	(1) 施設園芸省エネ化緊急対策事業 ヒートポンプ等の省エネ機器導入に要する 経費	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら 3 月 31 日まで	農業者の組織する団体	2 分の 1 以内	1 事業の中止又は廃 止 2 事業実施主体の変 更 3 事業費の 30%を超 える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金 の 30%を超える減 (ただし、入札による減 は除く)	有 (第9条第2 項第3号該 当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日 の いずれか早い 日
		(2) 農業用木質バイオマス安定供給支援 農業用木質ペレットの安定的な供給に要す る経費	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら 3 月 31 日まで	木質バイオマス燃料製造業者等	定額	1 事業の中止又は廃 止 2 事業実施主体の変 更 3 事業費の 30%を超 える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金 の 30%を超える減	有 (第9条第2 項第3号該 当)			

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	29 県産麦安定生産体系構築支援事業	食料安定供給に資する、小麦の高品質産地づくりの取組み及びほ場の排水対策に必要な機械導入に要する以下の経費 1 高品質小麦産地形成支援 小麦「ミナミノカオリ」の高品質化のために実施する研修会、成分分析、仕分集荷等の取組みに要する経費	2月28日から事業完了日または3月31日まで	【補助事業者】 農業協同組合	定額 (上限1,435千円、ただし500千円以上の備品にあつては補助率1/2以内)	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減 5 成果目標の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 県産麦安定生産体制整備支援 (1) 県産麦安定生産体制整備支援 麦類の排水対策に必要な機械、又は高品質小麦生産のために生産者団体等が一体となって上記1を実施する場合に必要な機械の導入又はリース導入に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (2) 間接補助事業者推進事務費 補助事業者が2(1)の実施に関し、事業推進に必要な事務に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村、農業協同組合 【事業主体】 (1) 認定農業者、認定新規就農者、集落営農(経営所得安定対策のうち畑作物の直接支払交付金(麦類)の交付を受けるもの) (2) 市町村、農業協同組合	(1) 導入する農業機械等の本体価格の2分の1以内 (2) 定額 (上限100千円) 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	無				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	30 麦・大豆生産技術向上事業 (R4 経済対策分)	1 麦・大豆生産技術向上事業 (1) 麦・大豆の団地化推進 麦・大豆の作付けの団地化等生産性向上の取組に当たり必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (2) 麦・大豆の先進的な営農技術の導入 先進的な営農技術を導入する取組に対する助成を行う場合における当該補助に要する経費 (3) 麦・大豆の生産性向上に向けた機械・施設の導入 麦・大豆の生産性向上及び事業の達成に必要な機械・施設の導入、リース導入又は改良に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (4) 市町村推進事務費 市町村が実施する麦・大豆作付けの団地化等生産性向上の取組み等に要する経費	12月12日から事業完了日または3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 1、2 農業者の組織する団体、地域農業再生協議会 3 農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、市町村、県が九州農政局長と協議して認める団体 4 市町村	1、2 定額 3 10分の10以内ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内(リース導入の場合は物件相当額の2分の1以内)を限度とする 4 2分の1以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減 5 成果目標の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策(麦・大豆) I 麦・大豆機械導入対策 麦・大豆の生産性向上及び事業の達成に必要な機械・施設の導入、リース導入又は改良に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、市町村、県が九州農政局長と協議して認める団体	10分の10以内ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内(リース導入の場合は物件相当額の2分の1以内)を限度とする	無				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	31 攻めの園芸緊急 生産対策事業	生産資材価格高騰の影響を受ける中、「攻めの園芸」を展開するため、PQCの最適化に資する農業機械・施設の導入に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 PQC生産支援対策 スマート農業関連機器、収量向上施設・機械、灌水・防除施設・機械、省力生産施設・機械、省エネ生産施設・機械、ハウス、果樹棚等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者の組織する団体、農業生産法人(構成員3戸以上)等	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内を限度とする	1 事業主体の変更 2 施行箇所、設置場所の変更 3 事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	32 経営所得安定対策等推進事業(R4経済対策分)	1 畑作物産地形成促進事業 実需者ニーズに対応する畑作物の導入・定着の取組みを推進するための経費 2 畑地化促進事業 (1) 畑作物の産地づくりに向けた体制構築(団地化やブロックローテーション等)のための調整に要する経費 (2) 水田の畑地化に伴い支払いの必要が生ずる土地改良区地区除外決済金等の経費	要望の調査が開始された時点から3月31日まで	(1) 県段階 県農業再生協議会 (2) 地域段階 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村 地域農業再生協議会	1 定額 2 (1) 定額 (上限 3,000 千円/事業主体) 2 (2) 定額 (上限 250 千円/10a)	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔中間報告〕 12月31日 (ただし、概算払請求書をもって代えることができるものとする。) 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	33 新規需要米需要 供給拡大事業	1 新規需要米生産拡大支援 新規需要米における、作付拡大や収量向上に 向けた栽培管理指導、需給の調整、仕分集荷等、 生産拡大の取組みに必要な経費	4月1日から事業完了 の日又は3 月31日ま で	熊本県経済農業協同組合連合 会、農業協同組合	定額（上限： 400千円）	事業費の30%を超える 増減	有 (第9条第2 項第3号該 当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		2 米粉用米需要拡大支援 県産米粉用米を用いた米粉商品開発や販売促 進、販路拡大の取組みに必要な経費		米穀の新用途に利用するための 微細米粉の製造を行う事業者	2分の1以内 (上限 1,600 千円)					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告		
									報告時点	報告期限	
農 産 園 芸 課	34 県産麦・大豆生産拡大総合推進事業	1 麦パートナー強化支援 (1) 需要拡大対策事業 県産麦の需要拡大に資する連携体制整備、市場調査、商品開発、地域商標、統一ロゴ作成、統一規格作成、PR、キャンペーン活動等の取り組みに必要な経費 (2) 需要対応産地育成対策事業 小麦及び大麦の作付け品種のミスマッチ解消や品質向上・均一化に資する試験栽培、事例調査及び研修会の実施、品質分析等の取り組みに必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	(1) 県産麦の加工を行う企業等、 県産麦又は麦製品の販売を行う企業等 (2) 農業協同組合、熊本県経済農業協同組合連合会、農業者の組織する団体	2分の1以内 (上限 (1)1,000千円 (2)1,500千円)	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日	
		2 大豆産地力アップ支援 需要を満たす新品種の試験栽培や新技術の実証等生産拡大のために必要な経費		熊本県経済農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体							2分の1以内
		3 生産流通対策支援 麦類の赤かび病等の対策強化や需要に対応した生産・品質向上・新産地育成等対策に要する経費		(1) 熊本県経済農業協同組合連合会 (2) 熊本県主食集荷協同組合							2分の1以内 (上限 (1)1,823千円 (2)177千円)

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	35 選ばれる園芸産 地緊急支援事業	新型コロナにより販売に影響をうけた園芸産 地に係る販促活動等の取組みに要する経費	令和5年4 月1日から 事業完了日 又は令和6 年3月31 日まで	農業者の組織する団体	2分の1以内 (※上限補助 額 30千円/ 人または 4,500千円/団 体のいずれか 低い方)	1 事業費の30%を超 える増又は補助事業 費の増 2 事業費又は補助金 の30%を超える減	無	要	() 事業完了時	事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	36 営農再開支援事業	7月の梅雨前線による豪雨で被災した農業者や生産者組織等の営農再開のための土壌診断、種子・種苗や土づくりに係る資材等の取得、農業機械レンタル又は機械作業委託等のために必要な経費	7月5日から3月31日まで	農業者、農業者の組織する団体、農業協同組合等	2分の1以内 (土壌診断費のみ定額)	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	1 畜産クラスター事業	<p>1 畜産クラスター協議会等において中心的な経営体と位置づけられた畜産農家等が、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱・実施要領及び国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱・事業実施要領に基づいて実施する地域の畜産収益力の向上及び畜産環境問題の解決等を図るための施設の整備及び家畜の導入等に必要経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 ① 家畜飼養管理施設等の整備 ② 家畜の導入（農林水産省生産局長が別に定める場合に限る。）</p> <p>(2) 国内肥料資源利用拡大対策事業（畜産環境対策総合支援事業） ① 家畜排せつ物処理施設等の整備 ② ①の施設と一体的に整備する設備・機械</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>【補助事業者】 市町村 畜産クラスター協議会等</p> <p>【事業主体】 畜産クラスター協議会等</p> <p>【取組主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 畜産農家 株式会社等</p>	<p>(1)①2分の1以内</p> <p>(1)②2分の1以内 妊娠牛(上限275千円/頭)繁殖に供する雌牛(上限175千円/頭)繁殖に供する雌豚(上限40千円/頭)</p> <p>【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする</p> <p>(2)2分の1以内</p>	<p>1 事業の中止又は廃止 2 事業実施地区の変更 3 事業実施主体及び取組主体の変更 4 成果目標の変更 5 事業実施主体における事業費の30%を超える増減</p>	無	要 (畜産環境対策総合支援事業については、農政局が不要とした場合は不要。)	<p>[状況報告] 12月31日</p> <p>(ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。)</p> <p>[実績報告] 事業完了時</p>	<p>[状況報告] 1月15日</p> <p>[実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	1 畜産クラスター事業	2 附帯事務費 1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 畜産クラスター協議会 【事業主体】 畜産クラスター協議会	2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施地区の変更 3 事業実施主体及び取組主体の変更 4 成果目標の変更 5 事業実施主体における事業費の30%を超える増減	無	要 (畜産環境対策総合支援事業については、農政局が不要とした場合は不要。)	[状況報告] 12月31日 (ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。) [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1月15日 [実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	2 家畜改良増殖総合対策事業（全国和牛能力共進会出品体制強化事業）	<p>全国和牛能力共進会の出品に向けた、肉用牛の改良加速化に必要な地域の高能力若雌牛の把握及び農家所有の高能力ドナーからの採卵に必要な経費</p> <p>(1) ゲノミック評価費 (2) 農家所有の雌牛からの採卵費</p>	交付決定の日から3月31日まで	公益社団法人熊本県畜産協会	<p>(1) 定額 (ただし、1頭当たりの上限は、16千円)</p> <p>(2) 定額 (ただし、1頭当たりの上限は、310千円)</p>	事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	3 家畜改良増殖 総合対策事業 (家畜導入事業)	農業協同組合等が取組む以下の事業に必要な 基金の造成に要する経費に対して補助する場合 における当該補助に要する経費 (1) 肉用牛導入 (2) 高品質乳用牛導入	4月1日から3月31日 日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合連合会 【基金造成主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 【事業主体】 農業協同組合連合会 農業協同組合	(1) 定額 基金から補助金額を取り崩す場合は、肉用育成雌牛は対象経費の100分の25.2、肉用成雌牛は対象経費の100分の15.3の額。 ただし、1頭当たりの補助額の上限は92千円とする。 (2) 定額 ただし、1頭当たりの補助額の上限は72千円とする。	1 事業主体の変更 2 事業種目の新設又は廃止 3 補助対象経費欄に掲げる経費の相互間におけるいずれか低い額の30%を超える増減 4 事業種目ごとの事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	4 家畜生産基盤総合対策事業（家畜改良増殖対策事業（乳用牛））	熊本県酪農業協同組合連合会が、乳用牛の改良のために実施する次の事業に必要な経費 （1）乳用牛群検定普及定着化推進	4月1日から3月31日まで	熊本県酪農業協同組合連合会	5分の2以内	検定農家総数の20%を超える減	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		（2）乳用牛改良加速化事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで		2分の1以内 （ただし、1回当たりの補助額の上限は、ゲノミック評価分析2千円、採卵支援10千円、受精卵作成・技術支援15千円、移植促進5千円とする。）	事業費の30%を超える増減	無			
	5 家畜生産基盤総合対策事業（みつばち転飼調整事業）	熊本県養蜂組合が、蜜源の維持・増殖のために実施する事業に必要なレンゲ・菜種等の種子及び理解醸成資材作成経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県養蜂組合	2分の1以内		無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	6 家畜畜産物価格安定対策事業（肉用子牛価格安定事業）	公益社団法人熊本県畜産協会が、肉用子牛に係る生産者補給金の交付に充てるための資金を造成する事業の実施に必要な経費	4月1日から3月31日まで	公益社団法人熊本県畜産協会	生産者積立金の4分の1以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	7 家畜畜産物価格安定対策事業（肉豚価格安定事業）	補助事業者が、国が講じる肉豚経営安定交付金制度に係る基金について、生産者積立金等により自ら基金造成する場合又は生産者積立金をとりまとめ事業主体に対し納付する場合に必要な経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 農業協同組合連合会 農業協同組合 農業者の組織する団体 独立行政法人農畜産業振興機構 公益社団法人熊本県畜産協会 一般社団法人熊本県配合飼料価格安定基金協会 【事業主体】 独立行政法人農畜産業振興機構	生産者積立金の6分の1以内(上限額100円)	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	8 家畜畜産物価格安定対策事業（鶏卵価格安定事業）	補助事業者が、国が講じる鶏卵生産者経営安定対策事業（鶏卵価格差補てん事業）に係る基金について、生産者積立金等により自ら基金造成する場合又は生産者積立金をとりまとめ事業主体に対し納付する場合に必要な経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱に定める事業実施主体 【事業主体】 鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱に定める事業実施主体	生産者積立金の12分の1以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	9 畜産総合対策事業	<p>農業協同組合等が、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱・要領等に基づいて実施する次の事業について、当該事業実施に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>施設整備</p> <p>(1) 飼料作物作付及び家畜放牧条件整備</p> <p>ア 飼料作物作付条件整備</p> <p>イ 放牧利用条件整備</p> <p>ウ 水田飼料作物作付条件整備</p> <p>(2) 畜産物産地基幹施設整備</p> <p>ア 畜産物処理加工施設</p> <p>イ 家畜市場</p> <p>ウ 家畜飼養管理施設</p> <p>エ 自給飼料関連施設</p> <p>オ 家畜改良増殖関連施設</p> <p>カ 畜産周辺環境影響低減施設</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>【補助事業者】</p> <p>市町村 農業協同組合連合会</p> <p>【事業主体】</p> <p>市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農業者の組織する団体 中間業者 公益社団法人等</p>	<p>2分の1以内</p> <p>【事業主体への間接補助の場合】</p> <p>補助事業者：10分の10以内</p> <p>ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>	無	要	<p>[状況報告]</p> <p>12月31日</p>	<p>[状況報告]</p> <p>1月15日</p>
	<p>(ただし、知事が別に定める概算払の請求をもって代えることができるものとする)</p>									<p>[実績報告]</p> <p>事業完了時</p>
	10 環境保全型農業総合支援事業	<p>農業協同組合等が、家畜排せつ物の適正な処理と有効利用及び堆肥の広域流通を図るため実施する次の事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1) 地域連携堆肥流通促進対策</p> <p>(2) 耕種地帯堆肥利用体制整備対策</p> <p>(3) 地域環境調和型畜産施設緊急整備</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 営農集団</p> <p>ただし、農事組合法人及び営農集団が事業主体として実施する場合は市町村が補助事業者として実施するものとする。</p>	<p>2分の1以内</p> <p>(ソフトについては上限 1,000 千円)</p> <p>【事業主体への間接補助の場合】</p> <p>補助事業者：10分の10以内</p> <p>ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする</p>	<p>事業費の30%を超える増減</p>	無	要	<p>[実績報告]</p> <p>事業完了時</p>	<p>[実績報告]</p> <p>事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	11 自給飼料増産総合対策事業	事業主体が、自給飼料増産のために実施する次の事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 飼料生産組織支援対策事業 コントラクター等育成・強化推進 2 自給飼料等利用拡大支援事業 (1) TMRセンター育成・強化推進 (2) 自給飼料利用基盤強化 3 採草・放牧地自給飼料増産基盤緊急強化事業 阿蘇地域等の採草・放牧地における自給飼料増産に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 農業者の組織する団体 【事業主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 農業者の組織する団体	2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1 事業主体の変更 2 事業種目の新設又は廃止 3 事業種目ごとの事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	12 くまもと畜産物流通戦略対策事業(熊本県産地鶏生産流通対策事業)	熊本県高品質肉鶏推進協議会が、県産銘柄鶏肉(天草大王)の生産及び流通の定着を図るため実施する事業に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県高品質肉鶏推進協議会	2分の1以内 (上限520千円)	事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	13 くまもと畜産物流通戦略対策事業(食肉流通体制強化推進事業)	<p>熊本県産牛肉消費拡大推進協議会が、県産牛肉の県内外への流通及び消費拡大を促進するため実施する次の事業に必要な経費</p> <p>(1) 銘柄確立対策 県産牛肉の銘柄確立のための、広報・生産行程管理等に要する経費</p> <p>(2) 販路拡大及び消費拡大対策 県内外における県産牛肉の認知度向上・消費拡大のためのイベント出展やキャンペーン実施等の活動に要する経費</p> <p>(3) 指定店開拓・消費拡大対策 首都圏や関西圏等の大消費地において、取扱指定店の新規開拓や認知度向上・消費拡大のためのPR活動等に要する経費</p>	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県産牛肉消費拡大推進協議会	<p>(1)、(2) 2分の1以内 (上限 2,622千円)</p> <p>(3) 定額 (上限 3,886千円)</p>	事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	14 畜産物輸出拡大推進事業	<p>事業主体が、畜産物輸出拡大及び銘柄保護対策等の取組を実施する、次の事業に必要な経費</p> <p>(1) 戦略的輸出拡大推進 畜産物の輸出に取り組む農業団体等が更なる販路拡大のために実施する、輸出国の開拓や販路開拓、輸出相手国における県産畜産物の銘柄保護のための商標等各種制度の調査・登録、より高度な畜・食肉加工技能体得に要する経費</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認日からの事業完了の日又は3月31日まで	(1) 農業団体、食肉センター、協議会等	<p>(1) 2分の1以内 (1事業主体あたり上限1,000千円)</p>	<p>1 事業種目の新設又は廃止</p> <p>2 事業種目ごとの事業費の30%を超える増減</p>	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	15 家畜伝染病防疫対策事業	1 公益社団法人熊本県畜産協会が、自衛防疫を推進するために実施する次の事業に必要な経費 (1)自衛防疫推進事業 ア 推進会議開催に要する経費 イ 事業需要等調査に要する経費 ウ 広報に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	公益社団法人熊本県畜産協会	3分の2以内 (上限 544千円)	事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2)特定疾病損耗防止推進事業 ア 牛流行性感冒予防接種に要する経費 イ 牛伝染性鼻気管炎予防接種に要する経費 ウ アカバネ病予防接種に要する経費	4月1日から3月31日まで		1頭 36円 (上限 3,600千円)				有 (第9条第2項第3号該当)	要

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	16 畜産防疫体制強化事業	<p>畜産防疫体制強化の取組みに要する経費</p> <p>(1) 飼養衛生管理基準の遵守のための資機材の整備に要する経費のうち、消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)を活用するもの</p> <p>(2) 地域における離乳豚舎前室又は車両消毒エリアの整備及び野生動物侵入防止柵の整備に要する経費のうち、消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策整備交付金)を活用するもの</p>	4月1日から3月31日まで	<p>市町村</p> <p>農業協同組合中央会</p> <p>農業協同組合連合会</p> <p>農業協同組合</p> <p>自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体</p> <p>生産者の組織する団体</p> <p>特認団体</p>	2分の1以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	17 「くまもと黒毛和牛」トップブランド戦略対策事業	<p>熊本県産牛肉消費拡大推進協議会が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける県産牛肉の需要拡大を図るため、新生「くまもと黒毛和牛」の全国区でのブランド力及び認知度向上と販路拡大のために実施する次の事業に必要な経費</p> <p>・新規取扱支援 首都圏の卸業者等の新規取扱を獲得するために行う取組みに要する経費</p>	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県産牛肉消費拡大推進協議会	2分の1以内 (上限8,550千円)	事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	18 県産馬生産振興 対策事業	県産農用馬の生産基盤強化のために農業 団体等が取組む増頭のための体制整備や仕 組づくりを構築するために必要な経費	交付決定 の日から 事業完了 の日又は 3月31日 まで	農業協同組合連合会 農業協同組合等	2分の1以内	事業費の30%を超え る増減	無	要	[実績報 告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	19 熊本型放牧高度 化支援事業	1 高度化放牧条件整備事業 事業主体が、放牧管理の高度化等を図るた めに必要な以下の経費、もしくは、当該経費 に対して補助する場合における当該補助に 要する経費 (1)放牧管理の省力化の実証に要する ICT 機 器の導入 (2)家畜防疫に対応した放牧条件整備 (3)熊本型放牧拡大のための放牧条件整備 等	交付決定 の日又は 交付決定 前着手承 認の日か ら3月31 日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 【事業主体】 農業協同組合 農業協同組合連合会 3戸以上で構成する営農集団等	2分の1以内 【事業主体へ の間接補助の 場合】 補助事業者： 10分の10以内 ただし、事業 主体に係る補 助対象経費の 2分の1以内を 限度とする	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超 える増減	無	要	[実績報 告] 事業完了 時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		2 放牧牛導入補助事業 事業主体が、熊本型放牧の拡大を目的とし た肉用繁殖雌牛の導入を行い、農家に貸付け る場合における当該事業実施に必要な経費	交付決定 の日又は 交付決定 前着手承 認の日か ら3月31 日まで	【補助事業者】 公益社団法人熊本県畜産協会 【事業主体】 市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 等	定額 (ただし、1 頭当たりの補 助額は、肉用 繁殖雌牛は 100千円、とす る。)					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	20 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業	<p>畜産物輸出コンソーシアムが、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱・実施要領等に基づいて実施する次の事業に必要な経費</p> <p>(1) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業 コンソーシアムの設立並びにコンソーシアムが実施する輸出先国のマーケット調査及びPR活動・販促活動等に要する経費</p> <p>(2) 輸出先国からの要求に応えるための畜産物輸出コンソーシアムの取組等支援事業</p> <p>①牛肉輸出に関して米国・欧州連合等が要求する頭絡による家畜の取扱いや懸垂放血によると畜への対応により生じる課題の解決に必要な会議の開催、海外調査、試験的取組等に要する経費</p> <p>②血斑低減のための食肉処理施設の設備の改良、導入に要する経費</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>(1) 畜産物輸出コンソーシアム(コンソーシアムを設立しようとする者を含む)</p> <p>(2) (1)の事業を実施するコンソーシアム(コンソーシアムを設立しようとする者を含む)</p>	<p>(1) 定額</p> <p>(2) ①定額 ②2分の1以内(ただし1事業主体あたり上限10,000千円。)</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増減</p> <p>4 補助金の増又は30%を超える減</p> <p>5 成果目標の変更</p>	無	要	<p>[状況報告] 12月31日</p> <p>(ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。)</p> <p>[実績報告] 事業完了時</p>	<p>[状況報告] 1月20日</p> <p>[実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	21 「くまもとの牛肉」首都圏流通ルート開拓支援事業	<p>県産銘柄牛の認知度向上と販路拡大のため、首都圏出荷等に向けた取組みに要する経費</p> <p>(1) 首都圏流通ルート開拓支援事業 熊本県内から首都圏へ県産銘柄牛を生体及び枝肉で出荷する場合に要する掛かり増し経費</p> <p>(2) 首都圏流通ルート開拓支援推進事業 首都圏への生体出荷出発式、首都圏卸売事業者等を招いた枝肉共励会、商談会に要する経費</p>	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>(1) 農業協同組合連合会、食肉事業協同組合連合会、農業協同組合、食肉センター</p> <p>(2) 農業協同組合連合会、食肉事業協同組合連合会、農業協同組合、食肉センター、熊本県産牛肉消費拡大推進協議会</p>	<p>(1) 定額</p> <p>(2) 2分の1以内</p>	<p>1 事業種目の新設又は廃止</p> <p>2 事業種目ごとの事業費の30%を超える増減</p>	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	22 BOD監視システム普及・定着実証事業	<p>県内への普及を目的として実証の為に導入するBOD監視システムの整備に要する経費(据付・設置費用含む)</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 株式会社 営農集団 畜産農家等</p>	定額(上限4,000千円以内)	事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	23 高品質堆肥生産・流通促進事業	1 良質堆肥生産に資する新たな資材の活用のための調査、会議の開催、資材の試用、運搬等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 2 ペレット化等、堆肥を流通に適した形態へ加工するために必要な機械の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 【事業主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 営農集団等	1 定額（上限100千円） 2 2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	24 国産濃厚飼料生産拡大推進事業	1 国産濃厚飼料の生産に係る現地実証に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 2 国産濃厚飼料生産作業の効率化に向けた現地実証に必要な専用アタッチメント等の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 3戸以上の営農集団	1 定額 2 2分の1以内	1 施行箇所又は設置箇所の変更 2 事業種目の新設又は廃止 3 事業種目ごとの事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	25 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業	輸出拡大に必要な輸出対応型の産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設、乳業施設、畜産物加工施設における施設整備、機械導入、機械器具設備及び上屋等の整備に係る実施設計等に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日	市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農業者の組織する団体 公社（地方公共団体が出資している法人をいう） 事業協同組合連合会 事業協同組合 民間事業者（農林水産省畜産局長が別に定めるものに限る） 公益社団法人等（ただし、産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設の整備に限るものとする） 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体	2分の1以内	1 事業費の30%を超える増又は補助金額の増 2 事業費又は補助金額の30%を超える減 3 事業実施主体の名称の変更 4 事業の中止又は廃止	無	要	〔状況報告〕 12月31日 (ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。) 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月20日 〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
畜産課	26 耕畜連携飼料増産推進モデル事業	飼料生産・堆肥利用推進事業 耕畜連携による飼料の生産・調製及び堆肥の利用のために、農業者の組織する集団等に対して行う機械導入等に要する経費 (1)子実用とうもろこし生産推進 (2)堆肥利用・飼料生産体制整備	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 農事組合法人 農地所有適格法人 農業者の組織する集団 【事業主体】 市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 農事組合法人 農地所有適格法人 農業者の組織する集団	2分の1以内	事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	27 効率的子牛生産 酪農緊急支援事業	酪農家の所得向上と経営の安定化を目的とし、効率的に優良な後継牛を確保するために必要な性選別精液の購入に要する経費	4月1日から事業完了の日又は2月末まで	熊本県酪農業協同組合連合会	1/2以内 (ただし、乳用種性選別凍結精液1本あたりの上限5,000円、1発情あたり1本、かつ1頭あたり3回まで) 採卵においては1発情で3本までとする なお、当該事業実施期間内に利用した精液を対象とする	事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	28 優良肉用牛生産 加速化事業	優良な肉用牛生産のために行う新技術(ゲノミック評価)の活用に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県畜産協会	定額 (18千円/頭)	事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	29 配合飼料価格高騰緊急支援事業	1 コロナ禍において飼料価格高騰の影響を受ける生産者が負担する配合飼料価格安定制度の令和5年度における生産者積立金の一部助成に要する経費 2 1の実施にあたり生産者への振込に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 熊本県経済農業協同組合連合会、熊本県畜産農業協同組合連合会、熊本県酪農業協同組合連合会、一般社団法人熊本県配合飼料価格安定基金協会 【事業主体】 配合飼料価格安定制度に加入している生産者	1 定額(上限200円/t) 2 10分の10以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 補助金の増又は30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	30 熊本酪農飼料自給力向上緊急対策事業	国産粗飼料の利用拡大や生産コストの削減に取り組む酪農家における購入粗飼料等価格の急騰に伴い増加した経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 熊本県酪農業協同組合連合会、阿蘇農業協同組合 【事業主体】 酪農経営体	定額(上限4,000円/頭)	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 補助金の増又は30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	31 自家配合飼料製造者緊急支援事業	1 自家配合飼料を製造し、利用・販売した生産者等におけるとうもろこしの国内調達費用の一部助成に要する経費 2 1の実施にあたり必要な事務の実施に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 全国を包括する農業団体、農業協同組合連合会、農業協同組合、公益社団法人熊本県畜産協会、一般社団法人熊本県配合飼料価格安定基金協会、熊本県養鶏協会、農業者が組織する団体等 【事業主体】 自家配用とうもろこしを用いて自家配合飼料を製造し、利用・販売した畜産農家等	1 定額(上限1,200円/t) 2 10分の10以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 補助金の増又は30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	32 酪農理解醸成・消費拡大緊急対策事業	牛乳・乳製品の価値観向上に必要な、機能性等の周知や消費拡大に向けた取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日	農業団体 知事が特に認める団体	定額	1 事業費の30%を超える増又は補助金額の増 2 事業費又は補助金額の30%を超える減 3 事業実施主体の名称の変更 4 事業の中止又は廃止	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	33 養豚経営継続支援緊急対策事業	県産豚肉の消費拡大や豚肉生産への理解醸成活動、農場における生産性向上及びその他養豚経営の所得向上につながるもので県知事が特に認める取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	農業協同組合連合会 農業協同組合 農業者の組織する団体	定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 補助金の増又は30%を超える減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	34 熊本県馬肉流通 合理化緊急支援事業	安全・安心な馬肉・馬刺しを供給するための馬肉のDNA検査やQRコードを活用した認証システム構築・試行に対する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県馬刺し安全・安心推進協議会	定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 補助金の増又は30%を超える減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	1 農地集積加速化事業	1 地域計画策定推進緊急対策事業 地域計画の策定に向けた取組みに要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村 農業委員会	定額	1 事業実施主体の変更 2 事業費の30%を超える増減 3 事業の中止又は新規の実施	無	要	[中間報告] 12月31日	[中間報告] 1月15日 (ただし、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の第14に定める様式を準用する)
		2 人・農地プラン実践活動支援事業 人・農地プランの実践のため、地域の農業者組織が行う農地利用調整活動に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業者等が組織する団体	補助事業者： 10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする (上限25万円/1組織)	1 事業の中止 2 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	1 農地集積加速化事業	3 機構集積協力金交付事業 市町村が地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は貸付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託を行った地域、農業部門の減少による経営転換や離農等により、農地を農地中間管理機構に貸し付けた農地の所有者に対して行う交付金を交付するために必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 地域集積協力金交付事業 (2) 集約化奨励金交付事業 (3) 経営転換協力金交付事業 (4) 機構集積協力金推進事業 (1)(2)(3)の事業を推進するための経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業者等が組織する団体、農地所有者	定額	1 事業費又は補助金の30%を超える増減 2 (1)から(4)の事業の中止又は新規の実施	無	要	[中間報告] 9月30日 12月31日 (ただし、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第13に定める様式を準用する) [実績報告] 事業完了時	[中間報告] 10月5日 1月5日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		4 農地集積促進助成事業 市町村が、地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた中山間地域に対して行う交付金を交付するために必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業者等が組織する団体	定額	1 事業の中止 2 事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	2 農地流動化推進事業	<p>農地売買等支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 熊本県農業公社が、農地（開発して農地とすることが適正な土地を含む）、採草放牧地及び農業用施設用地（以下「農用地等」という。）の売買等を実施するために必要な経費 熊本県農業公社が、買入れた農用地等の対価の支払い、又は借入れた農用地等の小作料の前払いに要する資金、その他事業に要する資金を借入れた場合の支払利息に対する利子補給 <p>(1) 業務費 (2) 事業費（利子助成） (3) 公社組織特別整備費</p>	4月1日から3月31日まで	公益財団法人熊本県農業公社	(1)、(2)、(3) 10分の10以内	<p>1 経費の30%を超える増減</p> <p>2 農用地等の買入れ、借入れ、売渡し及び貸付けの合計件数又は面積の30%を超える増減</p> <p>3 借入金の年間平均借入残高額の30%を超える増減</p>	有 (第9条第2項第3号該当)	要	<p>[中間報告] 1のみ 6月30日 9月30日 12月31日</p> <p>[実績報告] 事業完了時</p>	<p>[中間報告] 1のみ 7月15日 10月15日 1月15日</p> <p>[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	3 農業委員会等振興助成費	1 農業委員会費 市町村が、農業委員会の組織運営及び事業を実施するために必要な経費 (1) 農業委員会交付金 ア 農業委員・農地利用最適化推進委員手当 イ 職員設置費 ウ 農地調査・資料整備費 (2) 農地利用最適化交付金 ア 推進委員等による最適化活動推進事業 イ 農地利用の最適化の推進のための支援事業 (3) 機構集積支援事業 ア 農地法事務適正実施支援 イ 農地有効利用支援 (4) 情報収集等業務効率化支援事業 タブレット端末の購入費	(1)、(2) 4月1日から3月31日まで (3)、(4) 交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	農業委員会	定額	(1) 事業主体の変更 (2) 事業主体の変更 (3)、(4) 事業主体の変更 事業の新設又は廃止 経費の30%を超える増減	(1)、(2) 有 (第9条第2項第1号該当) (3)、(4) 無	(1) 否 (2) 要 イ、ウ 否 (3)(4) 要	〔中間報告〕 1 (3) (4) 2 (2) 9月30日 12月31日 上記以外(2(3)を除く) 12月31日	〔中間報告〕 1 (3) (4) 2 (2) 10月15日 1月15日 上記以外(2(3)を除く) 1月15日
		2 県農業会議費 熊本県農業会議が、組織運営及び事業を実施するために必要な経費 (1) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 ア 役職員手当 イ 職員給与費等 ウ 旅費 エ 事務等経費 オ その他の経費 (2) 機構集積支援事業 広域的な農地利用調整活動 (3) 農業会議活動補助事業	(1)、(3) 4月1日から3月31日まで (2) 交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	一般社団法人熊本県農業会議	(1) 及び(3) 10分の10以内 (2) 定額	(1) 経費の30%を超える増減 (2) 事業の新設又は廃止 経費の30%を超える増減 (3) 事業内容の追加又は取りやめ	(1)、(3) 有 (第9条第2項第1号該当) (2) 無	(1)、(3) 否 (2) 要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	4 農地中間管理機構事業	1 借受農地管理等事業 農地中間管理機構が借り受けた農用地等の賃料及び保全管理に要する経費	4月1日から3月31日まで	公益財団法人熊本県農業公社	定額	経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[中間報告] 6月30日 9月30日 12月31日	[中間報告] 7月15日 10月15日 1月15日
		2 農地中間管理機構運営事業 農地中間管理機構の運営及び業務委託等に必要経費 (1) 体制整備費(人件費) ① 機構本部職員の人件費 ② 機構現場職員の人件費 (2) 業務推進費(事務経費) ① 機構本部の事務経費 ② 機構現場の事務経費 (3) 関係機関への推進委託費等 農地中間管理事業業務委託			定額				有 (第9条第2項第3号該当)	(ただし、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱の第13に定める様式を準用する)

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	5 担い手育成支援事業	1 熊本県担い手育成総合支援協議会事業 熊本県担い手育成総合支援協議会が、認定農業者の認定促進や経営改善支援、法人経営の推進など担い手の育成・確保のための取組みを実施するために必要な経費 (1)認定農業者の認定促進、経営改善支援、法人経営の推進	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県担い手育成総合支援協議会	定額	1 事業主体の変更 2 経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 市町村担い手育成総合支援協議会等事業 市町村担い手育成総合支援協議会、市町村、農業協同組合等が、認定農業者や地域営農組織等の担い手の育成・確保のための取組みを実施するために必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1)認定農業者の認定促進、経営改善支援、経営(事業)継承の推進、法人経営の推進 (2)農業所得アップの取組支援		【補助事業者】 市町村 農業協同組合 【事業主体】 市町村担い手育成総合支援協議会、市町村、農業協同組合等	2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	6 農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）	<p>農業人材力強化総合支援事業に基づき実施する農業次世代人材投資事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>1 農業次世代人材投資事業（経営開始型） 経営開始直後の青年就農者に対して給付する交付金</p> <p>2 推進事業 交付金の交付に係る推進事務を行うために必要な経費</p>	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 市町村、農業者</p>	10分の10以内	<p>1 当該年度の交付対象者数の30%以上の増減</p> <p>2 事業費の30%以上の増減</p>	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	7 農村青少年教育・集団活動促進事業	青年農業者組織活動支援事業 県青年農業者クラブ連絡協議会の実施する各種研修活動、消費者に対する農業理解促進活動等に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	県青年農業者クラブ連絡協議会	10分の10以内		無	要	[実績報告] 3月31日	[実績報告] 翌年度の4月30日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	8 担い手確保・経営強化支援事業	担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知）の別記に規定される助成対象者が機械等の導入等の取組みに必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 融資主体型補助事業 (2) 追加的信用供与補助事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 (1) 農業者等 (2) 農業信用基金協会	10分の10以内 ただし、次により算定した事業主体への補助金額を上限とする (1) 融資主体型補助事業については、2分の1以内（上限1,500万円/個人、3,000万円/法人。地域における継続的な農地利用を図る者として事業実施主体が認める者の上限は100万円） (2) 追加的信用供与補助事業については、定額（融資額の15分の1）	1 成果目標の変更 2 事業実施地区の変更 3 助成対象事業内容の新設 4 その他知事が必要と認める要件	無	要	[中間報告] 12月31日 (ただし、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の第14に定める様式を準用する)	[中間報告] 1月5日
		(3) 附帯事務費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	2分の1以内				[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	9 熊本型新規就農総合支援事業	1 新規就農支援センター機能強化事業 公益財団法人熊本県農業公社が「人」、「農地」の就農情報を一元化するなど、就農支援センター機能を強化し、きめ細やかな相談体制を整備するために必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	公益財団法人熊本県農業公社	10分の10以内		有 (第9条第2項第1号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 新規参入者育成支援事業 新規就農者の効率的な就農定着を図るため、地域が主体的かつ自立的に新規就農者を育成する仕組みを構築するとともに、多様な研修ニーズに対応できる研修体制の整備を進めるために必要な経費及び県認定研修機関が実施する新規就農者への経営初期段階でのサポート活動に必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	農業次世代人材投資事業(準備型)、新規就農促進研修支援事業(準備型)及び就農準備資金に係る県認定研修機関及び同機関が組織する団体 熊本県農業協同組合中央会	定額	1 事業種目の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	10 熊本県就農支援資金転貸融資事務円滑化事業	就農支援資金の転貸資金を取り扱う民間金融機関が行う融資事務に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	就農支援資金を取り扱う民間金融機関	定額(1月1日から12月31日までに県に償還した償還元金の累計額の0.2025%以内)		有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時 (実績による補助事業のため、交付申請をもって実績報告にかえることができるものとする。)	〔実績報告〕 事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	11 くまもと農業経営相談所総合支援事業	農業経営法人化支援事業 個人の農業経営を法人化し雇用環境を整備することにより、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承などの経営発展及び将来にわたる地域の農地の維持管理の取組みに要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	農業法人等	定額 (上限25万円/1法人)	事業の中止	有 (第9条第2号第3項該当)	否	【実績報告】 実績による補助事業のため、交付申請をもって実績報告にかえるものとする。 (第19条引用)	【実績報告】 —

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	12 未来へつなぐ地域営農組織経営力強化支援事業	1 組織化・法人化支援 (1) 熊本県担い手育成総合支援協議会 地域営農組織の組織化や法人化支援に伴う以下の経費 ①組織・法人設立講座や研修会の開催 ②地域営農組織アドバイザー設置 ③法人化推進コーディネーター設置 ④地域活動支援 ⑤実務指導 ⑥地域営農法人の人材育成を行う塾等の開催 (2) 市町村担い手育成総合支援協議会 地域営農組織の組織化や法人化の合意形成支援に伴う経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	(1) 熊本県担い手育成総合支援協議会 (2) 市町村担い手育成総合支援協議会 ・農業協同組合	(1) 定額 (2) 2分の1以内	経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	【実績報告】 事業完了時	【実績報告】 事業の完了した日から起算して1ヵ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 地域営農組織再編・統合支援 地域営農組織の再編・統合に必要な以下の経費 ①合意形成活動に係る経費 ②経営コンサルタント等の導入に係る経費 ③研修に係る経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	複数の地域営農法人等で構成した協議会等	定額(上限40万円/1協議会)		有 (第9条第2項第3号該当)	要		
		3 地域営農組織設立支援 新たな地域営農組織を設立するため集落内での話し合い活動等に必要な以下の経費 ①集落ビジョン策定に係る経費 ②集落に対するサポート活動に係る経費 ③地域営農組織設立に向けた集落の合意形成活動に係る経費 ④専任アドバイザーの活動に係る経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村担い手育成総合支援協議会	定額(上限40万円/1地区)		有 (第9条第2項第3号該当)	要		
		4 集落営農活性化プロジェクト促進事業 地域営農組織の活性化に必要な次の経費 ①若者等を雇用する経費 ②高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓等に取り組む経費 ③組織の法人化に要する経費 ④共同利用機械等の導入経費 ⑤関係機関によるサポートの取り組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	①定額(上限100万円) ②定額 ③定額(25万円) ④2分の1以内 ⑤定額		無	要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告		
									報告時点	報告期限	
農地・担い手支援課	13 くまもと農業の継承支援事業	新規就農者等の円滑な農業経営に向け、高齢化等によりリタイアする農家の経営継承支援の仕組みを県域で構築し、本県農業の持続的な発展を支える担い手の確保を図るために要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 経営継承支援機構事業 新規就農者等継承希望者と経営資産の移譲希望者情報の県域データベース化、マッチング及び経営継承啓発の取組みに対する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	(一社)熊本県農業会議	定額	1 事業実施主体の変更 2 事業内容取組の新設または廃止 3 事業費の30%以上の増減	無 有 (第9条第2項第3号該当)	要	【実績報告】 事業完了時	【実績報告】 事業の完了した日から起算して1ヵ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日	
		2 継承準備支援事業 (1)市町村等が行う新規就農者等継承希望者と経営資産の移譲希望者情報の市町村段階でのデータベース化、マッチング及び経営継承啓発の取組みに対する経費 (2)マッチング成立後のプレ研修に必要な経費 (3)継承手続き支援に必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村、農業委員会、市町村担い手育成総合支援協議会または準ずる組織 【事業主体】 市町村、農業委員会、市町村担い手育成総合支援協議会または準ずる組織、農業者	(1)定額 (2)2分の1以内 (3)2分の1以内(上限500千円) 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする(継承手続き支援は上限500千円)						
		3 新規就農スタートアップ支援力強化事業 就農者への貸出用ハウス等の整備に必要な経費	交付決定日又は交付決定前着手承認日から事業完了日又は3月31日まで	農業次世代人材投資事業における県認定研修機関、県就農支援機関協議会	2分の1以内(上限2,000千円)				無	【実績報告】 事業完了時	【実績報告】 事業の完了した日から起算して1ヵ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	14 耕作放棄地解消事業	1 耕作放棄地有効利用促進事業 (1) 耕作放棄地を農地(耕作地)へ再生する取組に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (2) (1)により再生された農地における同年度の営農定着の取組みに要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村、農業委員会 【事業主体】 農業者 ただし、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体に限る	(1) 定額 ・中心経営体等(自己所有地以外) 30千円/10a (2) 定額 ・中心経営体等(自己所有地以外) 10千円/10a	経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号に該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 遊休農地解消緊急対策事業 農地中間管理機構が遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備を行った上で担い手に農地集積・集約化する取組みに要する経費		公益財団法人熊本県農業公社	定額(上限43千円/10a)				1 事業実施主体の変更 2 事業内容取組の新設または廃止 3 事業費の30%の増減	[中間報告] 9月30日 12月31日 (ただし、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第13に定める様式を準用する) [実績報告] 事業完了時

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	15 海外農業研修支援事業	農業教育高度化事業に基づく海外農業研修に参加するために要する経費 (1) 海外渡航のための旅費 (2) 研修費として海外農業研修を主催する事業者に支払う経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	海外農業研修に参加する者	2分の1以内 (上限600千円)	1 事業の中止又は廃止 2 補助対象経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	16 女性が変わる未来の農業推進事業	1 女性農業者の育児と農作業のサポート活動事業 女性農業者の育児と農作業サポート活動等に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は2月10日まで	市町村、農業協同組合、農業委員会、公社、土地改良区、民間団体、協議会（女性農業者グループ等含む）	定額	1 事業内容の新設又は廃止 2 地域取組主体の変更 3 事業費又は国庫補助金の30%を超える増減	無	要	[中間報告] 9月末	[中間報告] 10月5日
		2 地域の女性農業者グループの活動推進事業 地域の女性グループによる、試作品の開発や先進事例の調査等の事業活動、女性グループが抱える課題の解決に向けた研修会の開催等要する経費		女性農業者グループ（5名以上の農業者（女性1名以上を含む）がグループに所属すること）					[実績報告] 12月末 事業完了時	[実績報告] 1月5日 事業完了の日から1か月を経過した日又は2月10日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	17 農地利用効率化等支援交付金事業	<p>農業者等が自らの経営のために行う農業用施設・機械等の取得等の取組みに要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1) 融資主体支援タイプ (2) 融資支援タイプのうち先進的農業経営確立支援タイプ (3) 条件不利地域支援タイプ (4) 追加的信用供与補助事業</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 (1)～(3) 農業者等 (4) 農業信用基金協会</p>	<p>10分の10以内</p> <p>ただし、次により算定した事業主体への補助金額を上限とする</p> <p>(1) 融資主体支援タイプは、10分の3以内 (上限300万円、別途定める要件を満たす場合は上限600万円)</p> <p>(2) 先進的農業経営確立支援タイプは10分の3以内 (上限:1,000万円/個人、1,500万円/法人)</p> <p>(3) 条件不利地域支援タイプは、2分の1以内(農業用機械は3分の1以内) (上限4,000万円)</p> <p>(4) 追加的信用供与事業は、定額(融資額の15分の1)</p>	<p>1 都道府県計画の成果目標の変更 2 地域提案の事業内容の変更 3 都道府県が実施する事業内容の変更 4 その他知事が必要と認める要件</p>	無	要	<p>[中間報告] 12月31日</p> <p>(ただし、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の第14に定める様式を準用する)</p> <p>[実績報告] 事業完了時</p>	<p>[中間報告] 1月5日</p> <p>[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>
		(5) 付帯事務費	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	市町村	2分の1以内					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	18 経営発展支援事業	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 認定新規就農者	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の4分の3以内を限度とし、次により算定した額を事業主体への補助金額の上限とする。 (1) 750万円(経営開始資金の交付対象者は上限375万円) (2) 夫婦型の交付対象者は(1)に1.5を乗じて得た額	1 新規就農者数に関する目標 2 事業費の30%を超える増減 3 その他知事が必要と認める要件	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		市町村が当該補助事業を実施するために要する経費(推進事業費)	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	10分の10以内					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	19 就農準備資金事業	新規就農者育成総合対策に基づき実施する就農準備資金の交付に必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	研修を受ける者	10分の10以内	補助金額の増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	20 経営開始資金事業	<p>新規就農者育成総合対策に基づき実施する経営開始資金の交付に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>1 経営開始資金事業 経営開始直後の青年就農者に対して給付する交付金</p> <p>2 推進事業 交付金の交付に係る推進事務を行うために必要な経費</p>	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 市町村、農業者</p>	10分の10以内	<p>1 当該年度の交付対象者数の30%以上の増減</p> <p>2 事業費の30%以上の増減</p>	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	21 サポート体制構築事業	(1) 就農相談体制の整備 就農相談員の取組に必要な経費 (2) 先輩農業者等による技術面等のサポート 就農支援員による指導謝金、新規就農者 を対象とした研修会・講習会の開催経費 (3) 研修農場の整備 研修農場の新設及び研修内容の強化に必要な農業用施設、農業用機械の取得又は改良に必要な経費 (4) 社会人向けの農業研修の実施 社会人向けの農業研修の実施に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、協議会、民間団体	(1)、(2) 2分の1以内(上限1,000千円) (3) 2分の1以内 (4) 定額(上限3,000千円)	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増減 3 その他知事が必要と認める要件	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了日から1か月以内又は翌年度の4月30日までのいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	22 初期投資促進事業	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組みに要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 認定新規就農者	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の4分の3以内を限度とし、次により算定した額を事業主体への補助金額の上限とする。 (1) 750万円（経営開始資金の交付対象者は上限375万円） (2) 夫婦型の交付対象者は(1)に1.5を乗じて得た額	1 新規就農者数に関する目標の変更 2 事業費の30%を超える増減 3 その他知事が必要と認める要件	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		市町村が当該補助事業を実施するために要する経費（推進事業費）	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	10分の10以内					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	23 新規就農者ハウス継承緊急支援事業	認定新規就農者への貸出用ハウス等の整備に要する経費	交付決定日又は交付決定前着手承認日から事業完了日又は3月31日まで	農業次世代人材投資事業における県認定研修機関、県就農支援機関協議会	2分の1以内(上限2,500千円)	1 事業実施主体の変更 2 事業内容取組の新設または廃止 3 事業費の30%以上の増減	無	要	【実績報告】 事業完了時	【実績報告】 事業の完了した日から起算して1ヵ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	24 産地基盤の強化・継承事業	次の経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 (2) 果樹園・茶園の再整備・改修 (3) 農業機械の再整備・改良 (4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理 (5) 生産技術の継承、普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成 ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体、農業者、民間事業者等	補助率は次のとおりとする。 (1) 及び (3) の事業 事業費の1/2以内 (2) の事業 事業費の1/2以内又は定額 (4) 及び (5) の事業 定額又は事業費の1/2以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率及び補助額(上記(1)～(5)の補助率及び補助額と同じ)の合計額を限度とする	1 事業主体の変更 2 施工箇所又は設置場所の変更 3 事業の中止又は廃止 4 事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更(入札による減額を除く) 5 工事費から工事雑費への流用	無	要	[中間報告] 12月31日 (ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。) [実績報告] 事業完了時	[中間報告] 1月15日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	25 中高年移住就農研修支援事業	県外から熊本県に移住し、研修後に県内で 独立自営就農を目指す50～59歳(就農時)の 者が認定研修機関で研修を行う際の経費	4月1日から事業完了の日又は 3月31日まで	【補助事業者】 市町村 研修を受ける者 【事業主体】 研修を受ける者	2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	補助金額の増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	26 中高年移住就農初期投資支援事業	県外から熊本県に移住し、令和5年度以降に就農する50歳～59歳（就農時）の認定新規就農者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組みに要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 認定新規就農者	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度(上限250万円/個人)とする	1 事業費の30%を超える増減 3 その他知事が必要と認める要件	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	27 就農準備支援事業	新規就農者確保緊急対策に基づき実施する就農準備支援事業補助金の交付に必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	研修を受ける者	10分の10以内	補助金額の増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	28 くまもと農業人材確保支援事業	(1) 特定技能外国人の産地間連携支援 特定技能外国人の周年労働環境を確保するため、繁忙期の異なる産地が連携し、受入れ体制等を整備するための取組みに要する経費	4月1日から事業完了日または3月31日まで	農業者、農業協同組合等	2分の1以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2) 農福連携総合窓口の設置 農福連携の推進のための総合窓口の運営、相談対応及び福祉事業所への斡旋、マッチング等に要する経費	4月1日から事業完了日または3月31日まで	NPO法人、農業協同組合等	定額(上限:5,587千円)					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地・担い手支援課	29 最適土地利用 総合対策事業	<p>中山間地域等における農用地保全のために 行う次の取組等に要する経費、もしくは、当 該経費に対して補助する場合における当該補 助に要する経費</p> <p>(1) 土地利用構想の概定 (2) 実証事業 (3) 土地利用構想の実現に必要な調査・ 計画に関する取組 (4) 省力化機械の導入 (5) 粗放的利用体制整備 (6) 農用地保全等推進委員の措置 (7) 粗放的利用のための条件整備 (8) 農用地保全のための基盤整備 (9) 農用地保全のための農業環境整備</p>	<p>交付決定日又は 交付決定前着手 承認日から事業 完了日又は3月 31日まで</p>	<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 市町村、農業委員会、 農業協同組合、土地 改良区、地域協議 会、地域運営組織、 農地中間管理機構</p>	<p>(1)～(6)は定額 (7)～(9)は10分の 5.5以内</p>	<p>1 事業実施主体の変 更 2 事業の追加又は廃 止 3 事業費の30%以上の 増減</p>	無	要	<p>【中間報告】 9月30日 12月31日</p> <p>【実績報告】 事業完了時</p>	<p>【中間報告】 10月15日 1月15日</p> <p>【実績報告】 事業の完了し た日から起算 して1ヵ月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農村計画課	1 国営造成施設 維持管理事業費	<p>国営造成施設管理体制整備促進事業</p> <p>市町村が国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱(令和2年4月1日付け元農振第3032号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する次の事業に必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>1 管理体制整備型</p> <p>(1) 計画推進事業</p> <p>(2) 支援事業</p>	<p>交付決定の日から3月31日まで</p>	<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 土地改良区</p>	<p>(1) 計画推進事業 100分の51以内</p> <p>(2) 支援事業 100分の51以内</p>	<p>事業費の30%を超える増減があった場合</p>	無	否	<p>[遂行状況報告] 12月31日</p> <p>[実績報告] 事業完了時</p>	<p>[遂行状況報告] 1月31日</p> <p>[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>
		<p>水利施設管理強化事業</p> <p>市町村が水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年4月1日付け2農振第3534号)に基づき実施する次の事業に必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>1 一般型</p>	<p>交付決定の日から3月31日まで</p>	<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 土地改良区</p>	<p>100分の51以内</p>	<p>管理強化計画の内容に変更があった場合</p>	無	否	<p>[遂行状況報告] 12月31日</p> <p>[実績報告] 事業完了時</p>	<p>[遂行状況報告] 1月31日</p> <p>[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農村計画課	2 土地改良区体制強化事業	(1) 土地改良区統合整備推進事業 土地改良区が土地改良区体制強化事業実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行う統合再編整備事業に要する経費 1 協議会開催費 2 計画樹立費 3 附帯施設整備費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から3月31日まで	土地改良区	100分の100以内	1 経費の配分の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農村計画課	2 土地改良区体制強化事業	(2) 土地改良相談等事業 熊本県土地改良事業団体連合会が土地改良区体制強化事業実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行う施設・財務管理強化対策に要する経費 1 土地改良事業関係苦情・紛争等対策 2 非補助土地改良事業推進支援 3 財務・会計実践向上研修	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から3月31日まで	熊本県土地改良事業団体連合会	100分の100以内	1 経費の配分の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(3) 土地改良区等複式簿記会計指導事業 熊本県土地改良事業団体連合会が土地改良区体制強化事業実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行う複式簿記等の会計指導に要する経費 1 複式簿記会計に関する巡回指導 2 会計専門家の配置	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から3月31日まで	熊本県土地改良事業団体連合会	100分の100以内	1 経費の配分の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農村計画課	3 農業農村整備事業調査計画費 (団体営調査計画費)	(1)農村環境計画策定事業 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号)に基づいて実施する事業に必要な経費。 ① 自然環境及び社会環境についての現況調査 ② ①の結果に基づく農村環境計画の策定	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	100分の50以内	1 経費の配分の30%を超える増減 2 計画地域の変更 3 調査項目の変更又は廃止 4 補助金額の変更	無	否	[遂行状況報告] 6月30日 9月30日 12月31日	[遂行状況報告] 翌月末日
		(2)農村振興総合整備実施計画策定事業 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費		市町村	100分の50以内	1 経費の配分の30%を超える増減 2 計画地域の変更 3 調査項目の変更又は廃止 4 補助金額の変更			[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(3)団体営調査設計事業(調査設計) 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費 (1)調査設計……調査設計、診断等を行うもの		市町村、熊本県土地改良事業団体連合会等	当該各号の事業に要する経費の100分の50以内	1 地区間相互の経費の額の変更 2 事業内容の変更 3 地区の新設、変更又は廃止 4 補助金額の変更				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農村計画課	3 農業農村整備事業調査計画費 (団体営調査計画費)	(4) 農村地域防災減災事業 農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ① ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査及び資料作成 ② 用地境界を確定するための測量等 ③ 防災重点農業ため池緊急整備事業に必要な実施計画の策定	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	100分の50以内 (中山間地域にあつては100分の55以内) (補助対象経費の欄の③に係るものにあつては100分の100以内)	1 経費の配分の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止 4 補助金額の変更	無	否	[遂行状況報告] 6月30日 9月30日 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 翌月末日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(5) 経営体育成促進換地等調整 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月31日付け29農振第2604号)及び農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費。 ・地区内農地等状況調査 ・合意形成促進 ・地区内アンケート調査 ・地域営農構想作成 ・換地設計基準作成等		市町村	100分の50以内 (中山間地域にあつては100分の55以内)	1 経費の配分の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止 4 補助金額の変更				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農村計画課	3 農業農村整備事業調査計画費 (団体営調査計画費)	(6) 農村地域防災減災推進計画策定 農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・地域の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査及びその計画の策定等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	100分の50以内 (二次災害が予想される地区における施設に係るものにあつては100分の100以内)	1 経費の配分の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止 4 補助金額の変更	無	否	[遂行状況報告] 12月末日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月末日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は4月10日のいずれか早い日
		(7) 農村整備事業 農村整備事業実施要綱(令和3年4月1日付け24農振第2736号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・計画策定等事業 点検・診断、調査、施設の再編・集約、維持管理の効率化等の検討及び計画の策定		市町村	100分の100以内	1 経費の配分の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止 4 補助金額の変更	無	否		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	1 土地改良換地等 強化事業	熊本県土地改良事業団体連合会が実施する次の事業に必要な経費 1 受益農地管理強化対策 2 研修・人材育成(換地等技術向上研修)	交付決定の日から3月31日まで	熊本県土地改良事業団体連合会	当該各号の事業に要する経費の100分の100以内	1 補助金交付決定額の変更 2 事業細目ごとの補助金額の30%を超える流用	無	要	[遂行状況報告] 12月31日	[遂行状況報告] 1月31日
	2 農業経営高度化 支援事業(農業生産基盤整備事業)	農地の基盤整備のため、市町村、土地改良区等が行う次の事業を実施するために必要な経費 (1)高度土地利用調整事業 調査・調整事業 (2)農業経営高度化促進事業	交付決定の日から3月31日まで	市町村、土地改良区等	(1) 一般地域 100分の50以内 中山間地域等 100分の55以内 機構関連農地整備 100分の62.5以内 (2) 一般地域 100分の75以内 中山間地域等 100分の77.5以内 ※中山間地域等は「過疎」「山村振興」「離島振興」「半島振興」「特定農山村」の5法指定地域及び急傾斜畑地帯で実施する事業	1 経費の配分 高度土地利用調整事業及び農業経営高度化促進事業における対象事業地区間の経費の額の流用 2 事業の内容の変更 高度土地利用調整事業及び農業経営高度化促進事業における対象事業地区の新設、変更又は廃止	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から20日以内

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	3 団体営農地等災害復旧事業費	1 市町村、土地改良区が農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律及び負担法に基づいて実施する次の事業に必要な経費 (1) 農地災害復旧事業 (2) 農業用施設災害復旧事業 (3) 海岸保全施設等災害復旧事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区	当該各号の事業に要する経費 1 補助率 (1) 基本補助率 農地 100分の50 施設 100分の65 (2) 基本補助率の嵩上げ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条第3項による(1)の補助率の嵩上げ (3) 激甚法による嵩上げ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく(2)の補助率の嵩上げ	1 工事費の30%又は200万円を超える変更 2 主要な工事の形状、寸法、材質又は位置の変更 3 工種の変更 4 農地の面積の変更	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月以内 概算払いを受けた場合は4月30日
		2 市町村、土地改良区が農地農業用施設、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱に基づいて実施する次の事業に必要な査定設計委託の経費 (1) 農地災害復旧事業 (2) 農業用施設災害復旧事業 (3) 海岸保全施設等災害復旧事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区	100分の50以内		無	否	[遂行状況報告] 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月15日 [実績報告] 事業完了の日から1か月以内 概算払いを受けた場合は4月30日
		3 市町村、土地改良区が農林水産事務次官通知(昭和40年9月10日付け40農地D第1129号)に基づき実施する農地等災害復旧事業として採択された箇所に関連の施設を施工することによって再度災害を防止するために必要な経費 (1) 農業用施設災害関連事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区	1 基本補助率 100分の50 2 激甚法による嵩上げ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき算定された補助率。	1 工事費の30%又は200万円を超える変更 2 主要な工事の形状、寸法、材質又は位置の変更	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月15日 [実績報告] 事業完了の日から1か月以内 概算払いを受けた場合は4月30日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	4 農村地域防災減災事業	1 市町村、土地改良区が農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官通知）に基づき実施する次の事業に必要な経費 (1) ため池の保全・避難対策事業	交付決定の日から3月31日まで	市町村	定額助成 100分の100	1 工事費の30%を超える経費の額の増減 2 事業量の増減 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成31年3月29日付け30農振第3278号）	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 [実績報告] 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5 団体営農業農村整備事業費	1 集落基盤整備型 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 100分の64以内	1 事業主体の変更 2 交付対象事業者毎の補助金額の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 農地防災型 (1)農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する以下の事業に必要な経費 ・ため池整備事業 ・用排水施設等整備事業 ・地域防災機能増進事業 ・水質保全対策事業 (2)農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する以下の事業に必要な経費 ・ため池整備事業 ・用排水施設等整備事業 ・湛水防除事業 ・土地改良施設豪雨対策事業 ・土地改良施設耐震対策事業 ・水質保全対策事業			定率助成 大規模事業 100分の74以内 小規模事業 一般地域 100分の71以内 中山間地域等 100分の76以内 ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5 団体営農業農村整備事業費	(3)農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・特定農業用管路等特別対策事業 ・農業用施設等災害管理対策事業 ・農村防災施設整備事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 一般地域 100分の68以内 中山間地域等 100分の73以内 ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう	1 事業主体の変更 2 地区相互の間接補助金の額の流用 3 工種別の事業量の30%を超える増減 4 工種の新設、変更又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(4)農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・農村地域環境保全整備事業(特定農業用管路等特別対策事業) ・農村災害対策整備事業								
		(5)農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・農業用河川工作物等応急対策事業								
		(6)農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・農業用河川工作物等応急対策事業			定率助成 大規模事業 一般地域 100分の92以内 中山間地域等 100分の97以内 小規模事業 一般地域 100分の82以内 中山間地域等 100分の87以内 ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5 団体営農業農村整備事業費	(7)農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・農業水利施設危機管理対策事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 一般地域 100分の50以内 中山間地域等 ※1 100分の55以内 定額助成 ※2 100分の100 ※1 中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう ※2 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備に係るもの	1 事業主体の変更 2 地区相互の間接補助金の額の流用 3 工種別の事業量の30%を超える増減 4 工種の新設、変更又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(8)農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する以下の事業に必要な経費 ・ため池緊急防災環境整備事業			定額助成 100分の100 ※監視・管理体制の強化、緊急的な防災対策及び地域防災上のリスク除去によるもの					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5 団体営農業農村整備事業費	<p>3 農業基盤整備促進型</p> <p>(1) 農業基盤整備促進事業実施要綱 (平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2089 号)に基づいて実施する事業に必要な経費</p> <p>(2) 農山漁村地域整備交付金実施要綱 (平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号)に基づいて実施する事業に必要な経費</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	市町村、土地改良区等	<p>定率助成 一般地域 100 分の 64 以内 中山間地域等 100 分の 69 以内</p> <p>定額助成 100 分の 100</p> <p>※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう</p>	<p>1 事業主体の変更</p> <p>2 地区相互の間接補助金の額の流用</p> <p>3 工種別の事業量の 30%を超える増減</p> <p>4 工種の新設、変更又は廃止</p>	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日
		<p>4 農地耕作条件改善型</p> <p>農地耕作条件改善事業実施要綱 (平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号)に基づいて実施する事業に必要な経費</p>			<p>定率助成 一般地域 100 分の 64 以内 中山間地域等 100 分の 69 以内</p> <p>定額助成 100 分の 100</p> <p>※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう</p>	<p>1 交付対象事業者の名称の変更</p> <p>2 計画相互間の経費の額の流用</p> <p>3 地域内農地集積型から高収益作物転換型への事業の変更</p>				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5 団体営農業農村整備事業費	5 農業水路等長寿命化・防災減災型 (1)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱 (平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号) 第 2 の 1 の長寿命化対策に基づいて実施する事業に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 一般地域 100 分の 64 以内 中山間地域等 100 分の 69 以内 定額助成 ※2 100 分の 100 ※1 中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう ※2「機能保全計画策定等」又は「実施計画策定」によるもの	1 事業主体の変更 2 交付対象事業者毎の補助金額の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

		<p>(2)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱 (平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号) 第 2 の 2 の防災減災対策に基づいて実施する事業に必要な経費</p>		<p>定率助成 一般地域 100 分の 68 以内 中山間地域等 100 分の 73 以内</p> <p>定率助成 ※2 大規模事業 一般地域 100 分の 92 以内 中山間地域等 100 分の 97 以内 小規模事業 一般地域 100 分の 82 以内 中山間地域等 100 分の 87 以内</p> <p>※1 中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう</p> <p>※2「農業用河川工作物応急対策」によるもの</p>					
--	--	---	--	---	--	--	--	--	--

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5 団体営農業農村整備事業費	6 水利施設等保全高度化型 水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号)に基づいて実施する事業に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 一般地域 100分の64以内 中山間地域等 100分の69以内 ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう	1 事業主体の変更 2 地区相互の間接補助金の額の流用 3 工種別の事業量の30%を超える増減 4 工種の新設、変更又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		7 農業水利施設保全合理化型 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費			定率助成 一般地域 100分の64以内 中山間地域等 100分の69以内 定額助成 100分の100 ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5 団体営農業農村整備事業費	8 道整備型 地方創生道整備推進交付金交付要綱(平成28年4月20日付け28農振第150号)に基づいて実施する事業に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	定率助成 100分の64以内	1 補助事業等に要する経費の配分の変更 2 補助事業等の内容の変更	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5 団体営農業農村整備事業費	9 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策型 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業 実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2326号)に基づいて実施する事業に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 100分の50以内	1 補助事業等に要する経費の配分の変更 2 補助事業等の内容の変更 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		10 中山間地域所得向上支援型 中山間地域所得向上支援対策実施要綱(平成28年10月11日付け28農振第1336号)に基づいて実施する以下の事業に必要な経費 ・高生産性農業用機械施設								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	6 土地改良施設突発事故復旧事業	1 団体営土地改良施設突発事故復旧事業 土地改良施設突発事故復旧事業(補助)実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2308号)に基づいて実施する事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、土地改良区等	一般地域 100分の71以内 中山間地域等 100分の76以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費のうち、一般地域においては100分の71以内、中山間地域等においては100分の76以内を限度とする ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう	1 事業主体の変更 2 地区相互の間接補助金の額の流用 3 工種別の事業量の30%を超える増減 4 工種の新設、変更又は廃止	有	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	6 土地改良施設突 発事故復旧事業	2 基幹・水利施設復旧事業 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号)に基づいて実施 する事業に必要な経費、もしくは、当該経費に 対して補助する場合における当該補助に要する 経費	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3 月 31 日ま で	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、土地改良区等	一般地域 100 分の 64 以内 中山間地域等 100 分の 69 以内 ※基幹水利施設保全 型においては一律 100 分の 64 以内 【事業主体への間接 補助の場合】 補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に 係る補助対象経費の うち、一般地域にお いては100分の64以 内、中山間地域等 においては100分の69 以内を限度とする。 (※基幹水利施設保 全型においては一律 100 分の 64 以内) ※中山間地域等 離島、振興山村、半 島振興対策実施地 域、過疎地域、特定 農山村地域又は急傾 斜地帯をいう	1 事業主体の変更 2 交付対象事業者毎 の補助金額の変更	有	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	7 土地改良施設維持管理強化事業	1 土地改良施設管理指導事業 熊本県土地改良事業団連合会が土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う施設・財務管理強化対策に要する経費 1 管理運営体制強化委員会の設置運営 2 土地改良施設の診断・管理指導	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から3月31日まで	熊本県土地改良事業団連合会	100分の100以内	事業内容の変更	無	要	[遂行状況報告] 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 基幹水利施設保全管理技術向上研修 熊本県土地改良事業団連合会が土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う基幹水利施設の管理者に対し、技術の習得をさせるための現地指導等に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から3月31日まで	熊本県土地改良事業団連合会	100分の80以内	事業内容の変更	無	要	[遂行状況報告] 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		3 土地改良施設維持管理適正化事業 土地改良区等が土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官通達）に基づいて行う土地改良施設の定期的な整備補修の事業に対する土地改良施設維持管理適正化資金の拠出金に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から3月31日まで	【補助事業者】 熊本県土地改良事業団連合会 【事業主体】 土地改良区等	100分の30以内	事業内容の変更	無	要	[遂行状況報告] 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	8 農業経営高度化支援事業（県営中山間地域総合整備事業）	農地の基盤整備のため、市町村、土地改良区等が行う次の事業を実施するために必要な経費 <u>(1)</u> 高度土地利用調整事業（中山間型）調査・調整事業 <u>(2)</u> 農業経営高度化促進事業（中山間型）	交付決定の日から3月31日まで	市町村、土地改良区等	(1)100分の55以内 (2)100分の77.5以内	1 経費の配分 高度土地利用調整事業及び農業経営高度化促進事業における対象事業地区間の経費の額の流用 2 事業の内容の変更 高度土地利用調整事業及び農業経営高度化促進事業における対象事業地区の新設、変更又は廃止	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から20日以内
	9 中山間地域基盤整備加速化事業	中山間地域における担い手への農地集積を目的に、新たな担い手の確保、農地中間管理機構への農用地の貸し出し等に応じ、基盤整備にかかる農家負担軽減のための経費 <u>(1)</u> 中山間地域農地集積促進事業計画に基づき農地集積等を行う地域において基盤整備実施に係る農家負担軽減のための経費 <u>(2)</u> 基盤整備事業採択時点における負担割合とは異なる負担割合の国庫補助事業を活用した場合に増加する農家負担軽減のための経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	(1)2分の1以内 (2)定額	(1)事業の中止又は廃止 (2)補助金額の変更	無	要	【実績報告】 事業完了時	【実績報告】 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	10 県管理土地改良施設等総合マネジメント事業（かんがい用ダム等管理事業）	県が所有し、管理委託協定に基づき土地改良区が行う、かんがい用ダム及び頭首工の維持管理に必要な経費	4月1日から3月31日まで	市町村	100分の30以内	補助対象経費の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	11 県管理土地改良施設等総合マネジメント事業(農業用ため池管理保全事業)	防災重点農業用ため池以外のため池について、管理状況を把握するための基礎データ整備を行うための現地調査に係る経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県ため池協議会	100分の50以内	補助金額の変更	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	12 農業水利施設省エネルギー化推進事業	<p>1 省エネルギー化及びコスト削減に取り組む施設管理者（市町村）が負担する電気料金・油脂費の高騰に伴い増加した経費。ただし、維持管理費に占める電力料・油脂費の割合が 25%以上の施設管理者（市町村）を対象とする。</p> <p>2 省エネルギー化及びコスト削減に取り組む施設管理者（土地改良区等）に対して電気料金・油脂費の高騰に伴い増加した経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1) 国営造成施設、国営附帯県営造成施設を管理する施設管理者（土地改良区）への補助に要する経費</p> <p>(2) 上記以外の施設で、維持管理費に占める電力料・油脂費の割合が 25%以上の施設管理者（土地改良区等）への補助に要する経費</p>	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 12 月 31 日まで	<p>1 市町村</p> <p>2 【補助事業者】市町村</p> <p>【事業実施主体】土地改良区等</p>	100 分の 70 以内	農業水利施設省エネルギー化推進事業計画の内容の変更	有 (第 9 条第 2 項第 2 号該当)	要	無 (第 19 条第 2 号該当)	—

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	13 農業水利施設電気料金高騰対策事業	<p>土地改良区が管理する農業水利施設における電気料金の高騰に伴い増加した経費。</p> <p>(1) 令和3年度から令和4年度にかけて増加した経費に係る農業水利施設省エネルギー化推進事業の補助を受ける施設管理者への補助に要する経費。</p> <p>(2) 令和3年度から令和5年度にかけて増加した経費に係る上記以外の施設管理者への補助に要する経費。</p>	令和5年1月1日から令和5年12月31日まで	<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 土地改良区</p>	100分の50以内	補助金額の変更	有 (第9条第2項第2号該当)	否	無 (第19条第2号該当)	—

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	1 中山間地域等直接支払事業	1 中山間地域等直接支払交付金 中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）により市町村が集落協定及び個別協定に基づいて交付金を交付するのに要する経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業者等	100分の75以内（特認地域は3分の2以内）	交付金の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 中山間地域等直接支払推進交付金 日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知）に規定される市町村が1の事業を円滑に実施するために必要な経費 (1)推進事務に必要な経費 (2)確認事務に必要な経費 (3)交付事務に必要な経費	4月1日から3月31日まで	市町村	定額	交付金の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	2 鳥獣被害防止総合対策事業	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するために必要な下記の経費</p> <p>1 鳥獣被害防止総合対策推進事業</p> <p>(1) 被害防止活動推進</p> <p>1) 推進体制の整備</p> <p>2) 有害捕獲</p> <p>3) 被害防除</p> <p>4) 生息環境管理</p> <p>5) サル複合対策</p> <p>6) 鳥類複合対策</p> <p>7) 他地域人材活用</p> <p>8) ICT等新技術の活用</p> <p>9) GISを活用した被害対策等の可視化定着支援</p> <p>(2) 実施隊特定活動</p> <p>1) 大規模緩衝帯整備</p> <p>2) 誘導捕獲柵わな導入</p> <p>(3) ICT等新技術実証</p> <p>(4) 農業者団体等民間団体被害防止活動</p> <p>(5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組</p> <p>1) 販売拡大支援</p> <p>2) 搬入促進支援</p> <p>(6) 鳥獣被害対策実施隊体制強化</p> <p>1) 実施隊員の人材育成</p> <p>2) 新規猟銃取得支援</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>・地域協議会</p> <p>・市町村</p> <p>・コンソーシアム</p> <p>・地域協議会の構成員である農業協同組合等で構成される協議会</p> <p>※市町村は鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に基づく鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に限り、補助事業者及び事業主体となることができる。</p>	<p>・2分の1以内</p> <p>・定額(ただし、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に準じる)</p>	<p>(1)事業の中止又は廃止</p> <p>(2)事業主体の変更</p> <p>(3)交付金額の変更</p> <p>(4)補助対象経費欄1及び2の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減</p>	無	否	<p>[遂行状況報告]</p> <p>12月31日</p> <p>[実績報告]</p> <p>事業完了時</p>	<p>[遂行状況報告]</p> <p>1月15日</p> <p>[実績報告]</p> <p>事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	2 鳥獣被害防止総合対策事業	(7) 捕獲サポート体制の構築 (8) 処理加工施設の人材育成 (9) ICT の活用による情報管理の効率化 2 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業								
		鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するために必要な下記の経費 3 鳥獣被害防止総合対策整備事業 (1) 鳥獣被害防止施設 (2) 処理加工施設 (3) 捕獲技術高度化施設 (4) 地域提案 (5) 鳥獣被害防止施設 (促進支援分) (6) 鳥獣被害防止施設 (経済対策分)	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	・地域協議会 ・地域協議会の構成員 ・コンソーシアム	・2分の1以内(ただし、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等別に定める要件を満たす場合は、100分の55以内) ・定額(ただし、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に準じる)	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)交付金額の変更 (4)鳥獣被害防止施設については、施行箇所の変更 (5)処理加工施設については、設置場所及び利用計画の変更	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月15日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	3 えづけSTOP! 鳥獣被害対策事業	<p>事業実施主体が指定した地域において、農業者を中心とした地域住民が、事業実施主体や関係機関と連携して、鳥獣被害防止のための「えづけSTOP!」対策を推進するために必要な下記の取組みに要する経費</p> <p>1 みんなで勉強 (1) 検討会等の開催 (2) 実習ほ場の設置</p> <p>2 守れる田畑・農地づくり (1) 集落点検調査等 (2) 調査結果に基づく活動の実施</p> <p>3 囲いや追い払い (1) 侵入防止柵等の整備（国庫補助金の対象とならないものに限る） (2) 地域ぐるみの追い払い</p> <p>4 その他特認事項</p>	<p>交付決定日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>・市町村 ・地域協議会 ・地域協議会の構成員である農業協同組合等の民間団体</p>	<p>定額 (鳥類対策の実習ほ場を設置する場合は1地区600千円以内、上記以外は1地区300千円以内)</p>	<p>1 対象地域の変更 2 補助金額の変更 (30%を超える変更)</p>	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	4 都市農村交流対策事業	農山漁村における都市と農村との交流活動や小中学生等を対象とした農林水産業に関する体験交流型民泊の推進活動を行うために必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、農業協同組合、農業者等が組織する団体・法人、地方公共団体等が出資する団体、農業との連携に意欲ある組織等、知事が特に認めた団体	【補助率】 2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする 【1事業主体当たり補助金額上限】 上限1,200千円	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える変更 3 その他、知事が必要と認める事項	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	5 未来につながるさと応援事業	<p>中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域において、農地や土地改良施設の保全・利活用に係る地域住民活動の活性化を図るため、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱及び同要領、中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱及び同要領に基づいて、市町村等が実施する次の事業に必要な経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指導員等活動支援事業 2 棚田PR事業 3 農〇連携事業 4 棚田地域保全活動支援事業 5 地下水かん養機能等保全活動事業 	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 熊本県ふるさと・水と土指導員、地域住民組織、任意団体等 2、3、4 市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、非営利法人、福祉関係者が組織する団体、地域住民組織、任意団体等 5 土地改良区等 	<ol style="list-style-type: none"> 1、2、3、4は、定額（上限500千円） 5は、定額（上限1,000千円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の30%を超える増減 ・その他、知事が必要と認める事項 	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	6 多面的機能支払事業	1 農地維持支払 農業の多面的機能を支える共同活動を行う活動組織に対し支援金を交付するために必要な経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 活動組織	100分の75以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔遂行状況報告〕	〔遂行状況報告〕
		12月31日							1月15日	
		(ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)								
		2 資源向上支払(共同活動) 地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を行う活動組織に対し支援金を交付するために必要な経費								〔実績報告〕
3 資源向上支払(長寿命化) 施設の長寿命化を行う活動組織に対し支援金を交付するために必要な経費								事業完了時	事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日	
		4 日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金に係る推進事業) 市町村等が以下の事務を実施するために必要な経費 (1) 推進・指導事務に必要な経費 (2) 確認・審査事務に必要な経費 (3) 交付事務に必要な経費 (4) その他推進に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	市町村等	定額	事業費の30%を超える増減	無	要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	7 くまもとジビエ普及拡大支援事業	くまもとジビエコンソーシアム支援 くまもとジビエコンソーシアムが実施するくまもとジビエブランド確立に向けた取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	くまもとジビエコンソーシアム	定額 (上限2,700千円)	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える変更	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	8 中山間農業モデル地区強化事業	地域自らが取り組む「農業振興ビジョン」に基づく基盤整備や施設整備等を総合的に支援するために必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 土地改良区、JA、農業法人、集落等	定額	1 事業費の30%を超える増減 2 事業の中止又は廃止 3 事業主体の変更	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	9 がまだす里モン支援事業	農山漁村地域の活性化のため、住民主体の地域活動を行う団体等が地域活動を継続して実施できる体制作りを行うために必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、任意の活動団体、NPO法人、各種団体等	【補助率】 2分の1以内 【1事業主体当たり補助金上限額】 250千円	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える増減 3 事業の一部中止又は廃止 4 その他知事が必要と認める事項	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらぶくり課	10 指定棚田地域支援促進事業（中山間地農業ルネッサンス推進事業）	農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）に基づき実施する以下の事業に必要な経費 1 調査・体制づくり 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項及び第10条第1項の規定に基づく指定棚田地域の指定申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請等に当たり必要な調査・体制づくり 2 指定棚田地域振興活動支援 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第10条第3項の規定に基づき認定を受けた指定棚田地域振興活動計画に沿って行う指定棚田地域振興活動	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	・市町村 ・地域協議会（次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。） 1 目的 2 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲 3 意思決定方法 4 解散した場合の地位の継承者 5 事務処理及び会計処理の方法 6 会計監査及び事務監査の方法 7 その他運営に関して必要な事項	定額 （上限 5,000 千円）	1 事業費の30%を超える増減 2 事業実施主体又は事業実施期間の変更 3 その他、知事が必要と認める事項	無	否	〔遂行状況報告〕 ①9月30日 ②12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔遂行状況報告〕 ①10月15日 ②1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	11 スーパー中山間地域創生事業	農林水産業の柱を持ち、若者の受入れや新たな経済循環等の取組みによって活力あふれる持続可能となった「スーパー中山間地域」の創生のため、県・市町村・地域協議会等が一体となって取組み、「地域戦略」の実現を加速化させるために要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 ・市町村 ・地域協議会（次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう）又は農業者団体等（次に掲げる事業項を定めた規約等を有する団体をいう） 1. 目的 2. 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲 3. 意思決定方法 4. 解散した場合の地位の継承者 5. 事務処理及び会計処理の方法 6. 会計監査及び事務監査の方法 7. その他運営に関して必要な事項	【補助率】 3分の2以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内ただし、事業主体にかかる補助対象経費の3分の2以内を限度とする。	・事業費の3割を超える増減 ・その他、知事が必要と認める事項	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	12 中山間地域所得 確保対策事業	<p>中山間地域において、所得確保計画を策定又は策定された所得確保計画を見直し、戦略的に生産から販売まで取り組むことにより所得の増加を目指すために行う次の取組等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1) 国内市場、海外市場に関するマーケット調査 (2) 消費者に対する消費動向調査 (3) 農産物生産・加工、流通、販売に関する現状の調査、分析 (4) 高収益作物導入などの生産から販売までの戦略検討 (5) 所得確保計画の策定又は見直し (6) 計画の実践（計画初年度又は計画見直し年度の取組）</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 市町村、地域協議会（構成員として市町村を含み、次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体）又は農業者団体等（次に掲げる事項を定めた規約等を有する団体）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 2 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲 3 意思決定方法 4 解散した場合の地位継承者 5 事務処理及び会計処理の方法 6 会計監査及び事務監査の方法 7 その他運営に関して必要な事項 	<p>定額（上限5,000千円/地区）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施計画の区域内の農用地面積の10%以上の変更（ただし、面積の増減が10haに満たないときは除く。） 2 事業費の20%以上の増減 3 事業実施主体の変更 	無	要	<p>〔遂行状況報告〕 交付金の交付決定に係る年度の各四半期（交付決定のあった日の属する四半期及び第4・四半期を除く。）の末日</p> <p>（ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。）</p>	<p>〔遂行状況報告〕 報告時点の翌月の15日</p> <p>〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	13 農山漁村振興 交付金(中山間地 農業推進対策)	農山漁村振興交付金交付等要綱(令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知)及び農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)実施要領(令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知)に基づき実施する以下の事業に要する経費 1 中山間地農業ルネッサンス推進支援 中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組み及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組み等 2 元気な地域創出モデル支援 農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例を創出するための中山間地農業を元気にする新たな収益力向上、販売力強化、農用地保全、複合経営及び生活支援に関する取組み等 3 農村型地域運営組織形成推進事業 地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用及び生活支援に係る調査、計画作成、実証事業等の取組み等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	1及び2 ・市町村 ・地域協議会(次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。以下同じ。) ア 目的 イ 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲 ウ 意思決定方法 エ 解散した場合の地位の継承者 オ 事務処理及び会計処理の方法 カ 会計監査及び事務監査の方法 キ その他運営に関して必要な事項 3 複数集落含む地域協議会	定額(ただし、農山漁村振興交付金交付等要綱及び農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)実施要領に準じる)	1 事業費の3割を超える増減 2 事業主体又は事業実施期間の変更	無	要	[遂行状況報告] ・9月30日 ・12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] ・10月15日 ・1月15日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
技術 管理 課	1 地籍調査事業	市町村が、地籍の明確化を図るため実施する次の事業に必要な経費 1 国土調査法(昭和26年法律第180号)第2条第1項第3号に基づいて実施する地籍調査事業	交付決定の日又は交付決定の効力遡及の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	100分の75以内	<ul style="list-style-type: none"> 市町村単位での補助金交付額に変更があった場合 直接経費、付帯経費の相互間における経費の流用で、流用先の経費の30%(当該流用先の30%に相当する額が300万円以下であるときは300万円)を超える増減 調査を行う者、調査地域並びに単位区域、及び調査期間の変更 	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 (ただし、知事が定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。) [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 [実績報告] 事業完了の日から20日以内

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
技術管理課	2 くまもと農地GIS利活用DX推進事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱(令和3年4月1日付け2農振第3643号)第2の4の施設情報整備・共有化対策に基づいて実施する事業に要する経費	交付決定の日から3月31日まで	市町村、土地改良区等	100分の50以内	1 計画の廃止 2 計画の期間の変更 3 計画の目標の変更 4 交付対象事業の全体事業費の30%以上の増減 5 交付対象事業の新設又は廃止	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	1 森林整備地域活動支援交付金事業	<p>1 森林の適切な整備を通じた森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、次に示す地域活動を支援するため、対象行為を行う森林所有者等に対し、市町村が当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1) 森林経営計画作成促進 森林経営計画の作成及び集約化間伐を実施するために必要な活動</p>	交付決定の日から3月31日まで	<p>(1) 【補助事業者】市町村</p> <p>【事業主体】森林所有者等</p>	<p>(1) 森林経営計画作成促進 <定額補助></p> <p>①経営委託型 補助額：28,500円/ha (7. 交付事業費上限額：38,000円/ha) (4. 国費補助上限額：19,000円/ha)</p> <p>②共同施業型 補助額：6,000円/ha (7. 交付事業費上限額：8,000円/ha) (4. 国費補助上限額：4,000円/ha)</p> <p>③間伐促進型 補助額：22,500円/ha (7. 交付事業費上限額：30,000円/ha) (4. 国費補助上限額：15,000円/ha)</p> <p>④不在村森林所有者加算(上記①、②、③と併せて実施した場合) 補助額：10,500円/ha (7. 交付事業費上限額：14,000円/ha) (4. 国費補助上限額：7,000円/ha)</p>	(1) 補助金額の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	1 森林整備地域活動支援交付金事業	<p>(2)森林境界の明確化 森林施業等の実施の前提となる森林所有者・境界の明確化に必要な以下の活動に要する経費</p> <p>① 森林境界の測量 ② ①の測量に伴う高性能機器の活用及び基準点等との結合 ③ ①の測量に伴うリモートセンシングデータの活用 ④ ①の測量に伴う不在森林所有者の立会 ⑤ 森林境界案の作成</p> <p>(3)森林所有者の探索 森林施業等の合意形成に必要な森林所有者の確認に対する経費</p> <p>(4)森林経営計画・森林境界の明確化に向けた条件整備 森林経営計画及び森林境界の明確化を進める上で重要となる既存路網の簡易な改良</p>	交付決定の日から3月31日まで	<p>(2)(3)(4) 【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 森林所有者等</p>	<p>(2)森林境界の明確化 <定額補助> ① 補助額：33,750 円/ha (ア. 交付事業費上限額：45,000 円/ha) (イ. 国費補助上限額：22,500 円/ha) ② 補助額：7,500 円/ha (ア. 交付事業費上限額：10,000 円/ha) (イ. 国費補助上限額：5,000 円/ha) ③ 補助額：12,750 円/ha (ア. 交付事業費上限額：17,000 円/ha) (イ. 国費補助上限額：8,500 円/ha) ④ 補助額：9,750 円/ha (ア. 交付事業費上限額：13,000 円/ha) (イ. 国費補助上限額：6,500 円/ha) ⑤ 補助額：30,000 円/ha (ア. 交付事業費上限額：40,000 円/ha) (イ. 国費補助上限額：20,000 円/ha)</p> <p>(3)森林所有者の探索 <定額補助> 補助額：3,750 円/ha (ア. 交付事業費上限額：5,000 円/ha) (イ. 国費補助上限額：2,500 円/ha)</p> <p>(4)森林経営計画・森林境界の明確化に向けた条件整備 <定額補助> 補助額：30,000 円/ha (ア. 交付事業費上限額：40,000 円/ha) (イ. 国費補助上限額：20,000 円/ha)</p> <p>上記(1)、(2)、(3)、(4)ともに、事業実施後の実行経費額がアを下回った場合は、「イ」と「実行経費からイを控除した額の2分の1を合せた額を補助額とする。なお、(1)、(2)、(3)、(4)において、実行経費額がイを下回った場合は、10分の10とする</p>	(2)(3)(4) 補助金額の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	1 森林整備地域活動支援交付金事業	2 上記1の事業を円滑に実施するため、市町村が行う次に掲げる事務に要する経費 推進事務 ①推進等に関する事務 ②確認に関する事務 ③交付に関する事務	交付決定の日から3月31日まで	市町村	推進事務費 10分の10以内	①、②、③の推進事務に係る経費の相互間における3割を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	2 林業・異業種連携路網整備促進事業	1 屋根型（欧州型）の道づくり等推進事業 林業専用道（規格相当）の林建連携による開設に要する次の経費 ①開設後の維持管理等に優れた屋根型（欧州型）の道づくりに要する経費 ②軟弱地盤で通常より厚く施工する路盤工に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	・森林組合 ・森林組合連合会 ・効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体	定額補助 5,000円/m以内	1 路線の新設及び廃止 2 路線ごとの事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第2号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 森林作業道整備推進事業 次の条件を満たす森林作業道の林建連携による開設又は改良に要する経費 ①熊本県森林作業道作設指針に適合するもの ②森林経営計画に基づき森林環境保全整備事業で整備するもの								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	3 民有林作業道災害復旧事業	<p>造林・間伐等の国庫補助事業で開設した森林作業道のうち、公共性が高く、かつ緊急に機能を回復する必要があるものに対し、次の各号すべてに該当する路線の復旧事業に要する経費</p> <p>補助要件</p> <p>①1箇所あたりの事業費が20万円以上の路線</p> <p>②幅員2.0m以上の路線</p> <p>③森林作業道台帳に記載されている路線</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	・市町村	10分の4以内	<p>1 路線の新設及び廃止</p> <p>2 路線毎のそれぞれの事業費の30%を超える増額</p>	無	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	4 主伐・植栽一貫作業システム支援事業	<p>1 低コスト再造林対策</p> <p>(1) 低コスト造林の支援</p> <p>① 主伐時の集材(全木又は全幹集材による末木枝条の搬出・集積に限る。)と再造林の一貫作業に要する経費</p> <p>② 効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林の実施に要する経費</p> <p>③ 2 齢級以下の林分で行う下刈りに係る標準的な事業費</p> <p>(2) (1)の実施に必要な機械器具の整備に要する経費</p> <p>(3) (1)の実施に必要な関連条件整備活動に要する経費</p> <p>① 対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け</p> <p>② 長期受委託契約や基金造成等に要する経費</p> <p>③ 森林作業道の整備</p> <p>④ 鳥獣害防止施設等の整備</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>・市町村</p> <p>・森林整備法人等</p> <p>・効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体</p>	<p>(1)</p> <p>①定額。ただし、1ヘクタール当たり850千円を上限</p> <p>②定額。ただし、1ヘクタール当たり578千円を上限</p> <p>③定額。ただし、1ヘクタール当たり117千円を上限</p> <p>(2) 定額。ただし、666千円を上限</p> <p>(3)</p> <p>①定額。ただし、1ヘクタール当たり24.6千円を上限</p> <p>②定額。ただし、1ヘクタール当たり24.6千円を上限</p> <p>③定額。ただし、1ヘクタール当たり2.6千円を上限</p> <p>④標準経費の3分の2以内</p>	<p>・事業費の30%を超える増減</p>	<p>無</p>	<p>要</p>	<p>〔実績報告〕 事業完了日</p>	<p>〔実績報告〕 事業完了の日 の日から1か 月を経過した 日又は3月31 日のいずれか 早い日</p>
		<p>2 コンテナ苗生産基盤施設等整備</p> <p>(1) コンテナ苗の生産に係る生産施設装置、生産機械器具と生産資材等に要する経費</p> <p>(2) コンテナ苗幼苗の生産に係る施設装置、機械器具、生産資材等と普通苗かん水施設等に要する経費</p>		<p>・林業種苗法に基づく生産事業者</p> <p>・熊本県樹苗協同組合</p>	<p>2分の1以内</p>					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	5 防災・減災・景観保全森林整備事業	針広混交林化を促進するための強度の間伐及び流木被害の抑制のための間伐木の移動集積に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合 ・林業事業体 ・特定非営利活動法人 ・森林組合員 ・林研グループ会員 	立木密度等に応じた定額補助 <ul style="list-style-type: none"> ・間伐：上限 569 千円/ha ・侵入竹除伐：上限 658 千円/ha ・再生竹除伐：117 千円/ha ・森林作業道（幅員 2.5m以下）：970 円/m ・森林作業道（幅員 3.0m）：2,000 円/m 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の 30%を超える増減 	有 (第9条第2項第2号該当)	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	6 次世代につながる 森林づくり事業	1 再造林促進 (1) 再造林のための苗木代 (2) 一貫作業システムによる伐採者と植栽者との調整経費 2 広葉樹造林推進 再造林のための広葉樹植栽経費 3 シカ食害防止施設の設置 シカ食害防止施設の設置に要する経費 4 再造林保育支援 造林地の下刈に要する経費 5 荒廃農地森林造成 荒廃農地の植栽等に要する経費 6 侵入竹除去事業 荒廃竹林の整備に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合 ・生産森林組合 ・森林組合連合会 ・施業実施協定締結者 ・森林経営計画の認定を受けた者 ・市町村との協定締結者 ・森林所有者（市町村、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターを除く。） ・「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）」に規定する特定間伐等促進計画に登載された事業実施主体 	1 再造林促進 (1) 苗木代の100分の32以内 (2) 定額（上限35千円/ha） 2 広葉樹造林推進 植栽経費の100分の32以内 3 シカ食害防止施設の設置 定額補助 ・シカ侵入防止柵（通常タイプ）： 340円/m以内 ・シカ侵入防止柵（スカートタイプ）： 394円/m以内 ・ツリーシェルター： 上限1,004,000円/ha以内 4 再造林保育支援 定額補助 下刈（1回刈り）：57,000円/ha以内 5 荒廃農地森林造成 事業費の100分の68以内 6 侵入竹除去事業 定額補助（上限285千円/ha）	補助金額の増減	有 （第9条第2項第2号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	6 次世代につながる 森林づくり事業	採穂園造成 エリートツリー等の品種系統の明確な母樹による採穂園の造成に要する経費	交付決定日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> 林業種苗法に基づく生産事業者 熊本県樹苗協同組合 	<ul style="list-style-type: none"> 造成地地拵え：定額 23.4 円/㎡ 耕起：定額 7.2 円/㎡ 植栽：定額 76.5 円/本 施肥：定額 39.6 円/本 シカ防護柵：定額 882.9 円/m 標識：定額 1,116 円/本 苗木(流通苗(特定母樹含む))： 定額 67.5 円/本 穂木(林木育種場配布苗)： 定額 42.3 円/本 苗木(林木育種場配布苗)： 定額 485.1 円/本 共通仮設費：事業費の 7.5%以内 	事業費の 30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	7 間伐等森林整備促進対策事業	<p>1 間伐材生産に要する経費</p> <p>(1) 間伐材の生産(不用木の除去(侵入竹を含む。)、不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。)、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、その他付帯施設整備(林内作業場、土場等))の実施</p> <p>(2) 除伐(侵入竹の除去を含む。)、不良木の除去及び不良木の淘汰</p> <p>(3) 保育間伐(侵入竹の除去を含む。)、不良木の除去及び不良木の淘汰</p> <p>(4) 関連条件整備活動に要する経費</p> <p>①対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け</p> <p>②間伐材の生産、除伐及び保育間伐と一体的に実施する森林作業道の整備</p> <p>③間伐材の生産、除伐及び保育間伐と一体的に実施する鳥獣害防止施設</p>	交付決定日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・森林整備法人等 ・効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体(以下「熊本県版育成経営体」という。) 	<p>(1) 定額。ただし、1ヘクタール当たりの搬出材積に応じて定められた補助金額を上限(間接費相当分を除く)</p> <p>(2) 定額。ただし、1ヘクタール当たり151千円を上限(間接費相当分を除く)</p> <p>(3) 定額。ただし、1ヘクタール当たり141千円を上限(間接費相当分を除く)</p> <p>(4)</p> <p>①定額。ただし、1ヘクタール当たり18千5百円を上限。</p> <p>②定額。ただし、1メートル当たり2千円を上限</p> <p>③定額。ただし、1メートル当たり730円を上限</p>	<p>1 事業種目の新設又は廃止</p> <p>2 事業種目ごとに事業量の30%を超える増減</p>	無	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日 の日から1か 月を経過した 日又は3月31 日のいずれか 早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	7 間伐等森林整備促進対策事業	2 路網整備に要する経費 (1) 林業専用道 (規格相当) 整備 ① 林業専用道 (規格相当) 整備 ② 関連条件整備 (対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等) (2) 森林作業道整備 ① 森林作業道整備 ② 関連条件整備 (対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等)	交付決定日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	・市町村 ・森林整備法人等 ・熊本県版育成経営体	(1) ① 定額。ただし、1メートル当たり54千円を上限。また、合計事業費の10%パーセントを上限として補強を行うことができる ② ①の事業費には、関連条件整備活動費を計上できる (2) ① 定額。ただし、1メートル当たり2千円を上限 ② ①の事業費には、関連条件整備活動費を計上できる	1 事業種目の新設又は廃止 2 事業種目ごとに事業量の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日 の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	8 林木育種改良事業	<p>1 山林種苗振興対策 苗木生産者の育苗技術向上や後継者の確保、さらに苗木の安定供給を図るため、熊本県樹苗協同組合が組合員に対して行う、教育指導事業に要する経費</p> <p>教育指導事業 ①育苗技術指導 ②経営指導 ③後継者育成 ④苗木需給調整</p>	4月1日から事業完了の日又は3月20日まで	熊本県樹苗協同組合	2分の1以内	補助事業に要する経費の配分の30%を超える増減	有 (第9条第2項第1号該当)	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月25日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	9 森林再生支援事業	1 森林再生支援事業 林業事業者等が造林又は下刈りの取組拡大のために要する経費 (1) 造林の実施量増加に係る取組み (2) 下刈りの実施量増加に係る取組み	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	森林経営計画又は特定間伐等促進計画等に基づき、造林及び下刈りを実施する次の事業者 ・ 森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会） ・ 特定非営利活動法人 ・ 民間事業者	(1) 115 千円/ha 以内 (2) 22 千円/ha 以内	補助金額の変更	有 (第9条第2項第1号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 林業未経験者雇用支援事業 林業未経験者の雇用・現場従事に係る次の経費 (1) 雇用の募集や林業未経験者の現場従事に要する経費 (2) 植栽・下刈り作業の従事初期における割増経費		林業未経験者を雇用し、造林や下刈りを実施する次の事業者 ・ 森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会） ・ 特定非営利活動法人 ・ 民間事業者	(1) 102,000 円/人以内 (2) ・ 植栽 4,000 円/人・日以内 ・ 下刈り 4,500 円/人・日以内 (上限各 40 日/人)					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	10 災害のリスクを低減させる森林づくり実践支援事業	事業者等が主伐事業や森林整備事業に際して新たに行う林地保全に配慮した取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> 森林組合等(森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会) 特定非営利活動法人 林業事業体 林業研究グループ、林業者等の組織する団体(会員3戸以上) 	架線集材以外の取組み 2分の1以内(上限10万円) 架線集材を用いた取組み 2分の1以内(上限20万円)	1 事業内容の変更 2 補助金額の変更	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	11 架線集材普及促進事業	事業者等が従業員等を架線集材に必要な資格取得等の講習会、研修会へ参加させる際に必要となる受講料、旅費、等別途定める要領で定める経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会） ・ 特定非営利活動法人 ・ 林業事業体 ・ 林業研究グループ、林業者等の組織する団体（会員3戸以上） 	2分の1以内	補助金額の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	12 災害のリスクを低減させる森林づくり定着促進事業	各地域で組織された協議会で災害のリスクを低減する森林づくりを実践するための研修等を開催する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	・事業体等で構成された協議会	定額補助 (上限 100,000 円以内)	1 事業内容の変更 2 補助金額の変更	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	13 シカ被害造林地 機能回復支援事業	1 シカ被害防止施設の機能回復事業 過去に設置したシカ被害防止施設の 復旧・補植に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合 ・生産森林組合 ・森林組合連合会 ・施業実施協定締結者 ・森林経営計画の認定を受けた者 ・市町村との協定締結者 ・森林所有者（市町村、森林整備法人等を除く） ・「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）」に規定する特定間伐等促進計画に記載された事業実施主体 	定額補助 ① 点検 1,370円/ha以内 ② 復旧 ・通常タイプ 722円/m以内 ・スカートタイプ 837円/m以内 ③補植 184円/本以内	補助金額の増減	有 (第9条第2項第2号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 シカ被害防止柵設置事業 国庫補助事業を併用せずにシカ被害防止ネットを設置する場合の資材費			定額補助 ・通常タイプ：512円/m ・スカートタイプ：639円/m					
		3 剥皮被害防止資材(バークガード)設置事業 剥皮被害防止資材等の設置に係る資材費			設置本数に応じた定額補助（上限329,000円/ha） ただし、森林環境保全整備事業との併用の場合は、上限105,451円/ha					
		4 剥皮被害防止資材(ヒノキ等枝条)設置事業 剥皮被害防止資材(ヒノキ等枝条)の設置に要する経費			設置本数に応じた定額補助（上限175,000円/ha）					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	14 森林再生コーディネート事業	<p>球磨管内の造林未済地の状況を把握し所有者に働きかけ、林業事業体へ情報提供して効率的・効果的な再造林を行うために必要な経費</p> <p>(1) コーディネーター報酬 (2) 旅費 (3) 消耗品費 (4) 通信運搬費 (5) 委託料 (6) 使用料及び賃借料 (7) 備品・資機材購入費</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>球磨管内で市町村が構成する、森林・林業・木材産業の活性化や森林整備に取り組む協議会</p>	<p>定額補助（上限 5,000 千円/人）</p>	<p>補助金額の 30%を超える増減</p>	<p>無</p>	<p>要</p>	<p>〔実績報告〕 事業完了日</p>	<p>〔実績報告〕 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	15 自伐林家等育成 対策事業(自伐林家体制強化事業)	① 技術の習得・安全衛生研修に係る経費 ② 資機材の整備(レンタル経費を含む。)ヘルメット、防振(防蜂)手袋、なた、のこぎり、防護服、安全靴、刈払機、チェーンソー、ウインチ、軽架線、チップパー、電気柵・土留柵等構造物の資材、植林用自動穴掘機械、林内通信器(LPWA等)、携帯型GPS機器、林内作業車(500万円未満のもの)、苗木運搬機、任意傷害保険、レンタル経費等(汎用性のある物品等は対象外)	交付決定の日又は 交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3月31日まで	森林所有者、地域住民、自伐林家等を含んだ地域の実情に応じた3名以上の者で組織する将来にわたり地域の林業経営を担うの林業経営を担う団体、又は林業者等の組織する団体で知事が認めるもの	定額補助(1/2以内)	1 事業内容の変更 2 補助金額の変更	無	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	1 くまもとの木と親しむ環境推進事業	<p>1 くまもとの木とふれあう木育推進事業</p> <p>①地域型 県産木材を使ったものづくり体験など木育の取組に要する経費 なお、特定の個人、団体、企業の利益を追求するための取組でないこと。</p> <p>②全県型 以下の基準をすべて満たし、①の取組を県内全域において実施する場合に要する経費 ＜採択基準＞※ ア 地域数及び回数 県広域本部管内4地域において、各地域1回以上実施すること。 イ 開催規模 各回概ね200人以上に、ものづくり体験を提供すること。 ウ 木育の取組実績 過去5年間において、①の補助事業の実施又は木育に関する県委託事業の受託の実績を有すること。 ※ 災害等により、特定の地域、人数での開催ができない場合を除く。</p>	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>県等が認定する木育のインストラクターが所属する木育の取組を行う団体 なお、②全県型においては、木育のインストラクターが4人以上所属していること</p>	<p>①定額（上限500千円） ②定額（上限4,000千円）</p>	<p>1 補助対象事業の主要部分（事業内容）の変更 2 補助金額の増又は30%以上の減</p>	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	1 くまもとの木と親しむ環境推進事業	2 木とともに育つ環境推進事業 幼稚園、保育所、中学校等を設置している学校法人、社会福祉法人等における木製品の導入に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	県等が認定する木育のインストラクターが所属する幼稚園、保育所、中学校等を設置している学校法人、社会福祉法人等	2分の1以内 ただし、机と椅子については1人分各5千円を上限とする また、それ以外の木製品については、15万円を上限とする	1 補助対象事業の主要部分（導入品目）の変更 2 補助金額の変更（入札による減額を除く）	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		3 くまもとの木づかい推進事業 地域において、県産木材の需要拡大を目的に行う消費者調査、講習会の開催、木工教室の開催、啓発パンフレットの作成その他の普及啓発に要する経費並びに木材の生産から消費までに関する団体等による各種活動の支援に係る経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	各地域の木材需要拡大推進に取り組む協議会	2分の1以内	補助金額の変更	無	要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	2 豊かな森林づくり人材育成事業	<p>1 林業労働力確保支援センター活動支援事業 支援センター業務を実施するにあたり必要な管理経費 事業推進費等に要する経費</p> <p>2 林業労働力確保支援センター事業 (1) 広報活動 新規参入促進のための広報誌作成・相談活動、就業促進フェアへの参加等に要する経費 (2) 改善計画作成指導 労確法に基づく改善計画の作成指導及び認定事業体のフォローアップ等の指導・研修会等に要する経費 (3) 新規就業者支援事業 新規就業者の就業定着化のための巡回相談、意見交換会の実施等に要する経費</p> <p>3 林業担い手研鑽事業（林業技能競技会の実施等） 林業従事者による伐倒・枝払い、森林評価、高性能林業機械の操作等に関する技能競技会の実施等に要する経費</p> <p>4 林業担い手就労環境改善支援事業 造林・保育作業従事者の賃金を引上げる林業事業体の法定外福利厚生取組に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p>	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>1、2、3 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金（熊本県林業労働力確保支援センター）</p> <p>4 【補助事業者】 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金（熊本県林業労働力確保支援センター） 【事業主体】 林業事業体</p>	1、2、3 10分の10以内	補助金額の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	3 くまもと林業大 学校人財づくり事 業【長期課程（就 業準備給付金）】	くまもと林業大 学校人財づくり事業【長期課程】 を受講する給付金受給希望者のうち支給条件を 満たす者に対して支給する就業準備給付金（月 額 12.9 万円以内）及びその支給に要する経費	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3 月 31 日ま で	公益財団法人熊本県林業従事者 育成基金（熊本県林業労働力確 保支援センター）	10分の10以 内	補助金額の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から 30 日を経 過した日又は 3 月 31 日のい ずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	4 くまもと県産材需要拡大総合推進事業	<p>木材関係団体が行う次の事業に要する経費</p> <p>(1)木材産業強化育成対策事業 木材業・製材業の育成強化を図るため、木材の普及推進による、需要拡大、JAS 製品の普及、調査等の事業に要する経費</p> <p>(2)木材産業振興対策事業 木材業・製材業の振興発展を図るため、教育情報事業、共同購入、組織の強化等の事業に要する経費</p> <p>(3)県産材需要促進事業 木材需要拡大のための各種広報、催事、情報収集等に要する経費</p> <p>(4)県産材需要拡大消費者対策事業 森林・林業・木材産業の重要性や木材利用の意義等をマスメディアによるPRに要する経費</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>(1)一般社団法人熊本県木材協会連合会</p> <p>(2)熊本県木材事業協同組合連合会</p> <p>(3)くまもと県産材振興会</p> <p>(4)林業・木材産業活性化広報協力事業協議会</p>	<p>(1)、(2)、(3) 定額</p> <p>(4) 2分の1以内</p>	<p>事業費の30%以上の増減</p>	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	5 くまもとの木を活かす木造住宅等推進事業	<p>事業主体が行う次の事業に要する経費</p> <p>1 県産資材提供事業 住宅の新築等を行う工務店等に対して、下記の建築資材を無償提供することに要する経費 (1) 県産木材 (2) 県産緑化木</p> <p>2 木を活かした景観づくり事業 木を活かした景観づくりを目的として、地域協議会等公共性が高いと認められる団体が設置する県産木材を使った案内板、標識、外構施設、ベンチ等の新設又は補修に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>3 木製塀普及促進モデル事業 地域協議会等公共性の高いと認められる団体や県内の幼稚園・保育所等（市町村立のものを除く）が行う県産木材を活用した木製塀設置に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p>	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>1 (1) 一般社団法人熊本県木材協会連合会 (2) 熊本県樹芸農業協同組合</p> <p>2 【補助事業者】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 【事業主体】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 地域協議会等公共性が高いと認められる団体</p> <p>3 【補助事業者】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 【事業主体】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 地域協議会等公共性の高いと認められる団体、県内の幼稚園・保育所等（市町村立のものを除く）</p>	<p>1 定額</p> <p>2 定額 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：定額 ただし、1団体あたり上限100万円とする</p> <p>3 定額 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：定額 ただし、1団体あたり上限150万円とする</p>	事業費の30%以上の増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	6 特用林産物流通促進事業	1 竹産業振興事業 熊本県竹産業振興会が竹産業の振興対策として実施する以下の取組に要する経費 (1)商品開発、市場調査、先進地等の視察研修 (2)消費宣伝イベントなど需要拡大活動	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	1 熊本県竹産業振興会	1 定額	1 (1)補助金額の増又は30%を超える減 (2)補助対象経費の30%を超える増減	1 有 (第9条第2項第3号該当)	1 否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 特用林産物販路拡大推進事業 熊本県森林・林業・木材産業基本計画にいう主な作目(しいたけ、たけのこ、竹材、木竹炭)及びその他必要と認められる作目の販路確保・拡大に関する以下の取組に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1)商談会等への参加 (2)アドバイザー等を活用した販売戦略の検討 (3)宣伝用パネル、チラシ等の作成		2 【補助事業者】 市町村、広域団体 【事業主体】 市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び生産者等の組織する団体等	2 2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	2 (1)補助金額の増又は30%を超える減 (2)事業主体の変更 (3)補助対象経費の30%を超える増減	2 無	2 要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告				
									報告時点	報告期限			
林業振興課	7 特用林産物施設化推進事業	<p>熊本県森林・林業・木材産業基本計画に定める主な作目（しいたけ、たけのこ、竹材、木竹炭、きくらげ類）及びその他必要と認められる作目の振興対策に関する以下の取組に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>◇事業区分</p> <p>1 加工・流通・衛生管理施設の整備</p> <p>2 安定生産施設整備</p> <p>3 原木しいたけ種駒購入</p> <p><採択基準></p> <p>◇事業区分1～2</p> <p>① 施設等の規模・構造が利用計画・受益の範囲等からみて適切なもの</p> <p>② 林業者の組織する団体においては受益戸数3戸以上</p> <p>③ 事業規模は30万円～300万円</p> <p>◇事業区分3</p> <p>① 原木しいたけ栽培に新規参入する者（後継者を除く）が購入するものを対象とする</p> <p>② 年間植菌数が20,000個以上で、かつ生産計画等が適切なもの</p> <p>③ 参入時（1年目）及び2年目の植菌に要するもの</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>【補助事業者】市町村、広域団体</p> <p>【事業主体】市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び林業者等の組織する団体等</p>	10分の3以内	<p>【事業主体への間接補助の場合】補助事業者：10分の10以内</p> <p>ただし、事業主体に係る補助対象経費の10分の3以内を限度とする</p> <p>原木しいたけ種駒購入補助については、生産者1人あたり40千円を上限とする</p> <p>（なお、市町村の支援額10分の1以上、ただし、広域団体を除く</p> <p>また、原木しいたけ種駒購入の場合は任意とする）</p>	1. 補助金額の増又は30%以上の減	2. 事業主体の変更	3. 補助対象事業の主要部分（施設・事業実施個所）の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	8 緑化木需給安定対策事業	熊本県樹芸農業協同組合が実施する生産指導体制の整備及び流通体制の整備等に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県樹芸農業協同組合	定額	補助金額の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	9 林業・木材産業振興施設等整備事業	市町村等が、以下の区分による事業を行う経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 事業費 (1) 高性能林業機械等の整備 (2) 特用林産振興施設等の整備 (3) 木材加工流通施設等の整備 (4) 木造公共建築物等の整備 (5) 木質バイオマス利用促進施設の整備 (6) 付帯事業 (1)～(5)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 ※熊本市に所在する事業主体にあつては、事業主体 【事業主体】 (1) 市町村、森林整備法人等、育成経営体 (2) 市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、特認団体 (3) 市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人で事業構想に記載された事業実施主体 (4) 市町村、地方公共団体が出資する法人、地方公共団体の組合等 (5) 市町村、森林組合、林業者の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者、民間事業者等 (6) 上記(1)～(5)の事業実施主体	2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者： 10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	個別指標の数値の変更を伴う次の変更 ・補助金額の変更 ・事業内容の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		第2期熊本県森林整備促進及び林業等再生基金協議会が、以下の事業を行う経費 協議会構成員に対して、中小企業診断士等による経営指導、セミナー・講習会等開催及び例規集配布等		第2期熊本県森林整備促進及び林業等再生基金協議会	定額				否	

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件		交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
						報告時点	報告期限				
林業振興課	10 市町村営林道開設事業	市町村が実施する林道開設事業に要する経費 (工事雑費、事務雑費は除く)	交付決定の日から 事業完了の日又は 3月31日まで	市町村	<p>1 過疎地域、振興山村地域に係るもの 100分の51以内</p> <p>2 その他の地域に係るもの 100分の46以内</p> <p>3 地方創生道整備推進交付金の年度間融通を適用する場合は、地域再生計画に定める事業期間内で上記1又は2の補助率以内(ただし、県の補助率は100分の1以内)</p>	交付決定ごとの補助金額の変更	<p>1 施行路線の変更</p> <p>2 施行路線の位置又は全幅員の変更</p> <p>3 施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少</p>	無	要	〔実績報告〕 事業完了時ただし、繰越を行う場合は 3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	11 市町村営林道点検診断・保全整備事業	市町村が林道のトンネルや橋梁等の点検診断、補強及び更新等を実施するのに要する本工事費、付帯工事費、測量及び試験費の合計額	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	2分の1以内	事業費又は補助金額の変更	無	要	[実績報告] 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は 3月31日	[実績報告] 事業完了の日 から20日を経過した日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件		交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
										報告時点	報告期限
林業振興課	12 市町村営林道改良事業	市町村が実施する林道改良事業及び林道舗装事業に要する経費（工事雑費、事務雑費は除く）	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	林道改良事業 1 幹線 100分の51以内 2 その他 100分の31以内 林道舗装事業 1 幹線 100分の51以内 2 その他 300分の103以内	施行路線ごとの補助金額の変更 1 施行箇所の変更 2 施行位置工種の変更 3 施行箇所ごとの施行延長の30%を超える減少	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は 3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日 から20日を経 過した日	

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	13 単県林道事業	市町村が実施する国庫補助事業の採択要件に該当しない箇所(林道の改良、舗装、林道化促進事業)に要する経費(工事雑費、事務雑費は除く)	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	改良、舗装、林道化促進事業に係るもの 10分の4以内	1 施行路線ごとの補助金額の変更 2 施行箇所の変更	無	要	[実績報告] 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は 3月31日	[実績報告] 事業完了の日 から20日を経過した日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者 と事業主体が 異なる場合は それぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	14 過年林道災害復旧事業	林道施設 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)第2条第2項に規定する林道の災害復旧を目的とする事業で右に掲げる団体が実施するために要する経費 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和25年政令第152号)第2条に規定する本工事費、応急工事費のうち知事が適当と認めたものの。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	林道施設	経費配分の変更 林道施設 (1) 補助金額の変更 (2) 施行箇所ごとの事業費の30%に相当する額を超える増額又は減額	無	否	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日
					奥地 100分の65以内、その他 2分の1以内					
					(2) 激甚災害を受けた林道に関する補助金交付の比率は、前項の規定にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第5条第1項の政令で定める市町村の区域内の災害林道についてその年の激甚災害に係る林道の災害復旧事業費及び災害関連事業費の合計額から暫定措置法による補助額を差し引いたもの(以下、この項において「通常補助控除額」という。)が、当該災害復旧事業及び災害関連事業に係る林道の総延長のメートル数を180円に乗じて得た額を超える当該市町村の区域内の災害林道の総延長1メートル当たりの通常補助控除額に対し10分の9以内とする					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と 事業主体が異 なる場合はそ れぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告			
									報告時点	報告期限		
林業振興課	15 現年林道災害復旧事業	林道施設 農林水産業施設 災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)(以下「暫定措置法」という)第2条第2項に規定する林道の災害復旧を目的とする事業で右に掲げる団体が実施に要する経費 農林水産業施設 災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和25年政令第152号)第2条に規定する本工事費、応急工事費のうち知事が適当と認めたものの。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	林道施設	経費配分の変更 林道施設 (1) 補助金額の変更 (2) 施行箇所ごとの事業費の30%に相当する額を超える増額又は減額	無	否	林道施設 〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日	林道施設 〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日		
					奥地 100分の65以内、その他 2分の1以内						事業内容の変更 林道施設 (1) 施行箇所の変更 (2) 施行箇所ごとの復旧延長の変更 (3) その他査定の趣旨に相違すると認められる変更	
					(1) 林道災害復旧事業のうち暫定措置法第3条第3項の規定により高率補助となる部分に対する補助金交付の比率は、災害復旧事業費のうち政令で定める額に相当する部分につき、上記にかかわらず次の区分による							
					ア 奥地幹線林道に係るもの							当該部分の10分の9
					イ //							当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については10分の10
					ウ その他の林道に係るもの							当該部分の4分の3
					エ //							当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については100分の85
(2) 激甚災害を受けた林道に関する補助金交付の比率は、前項の規定にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第5条第1項の政令で定める市町村の区域内の災害林道についてその年の激甚災害に係る林道の災害復旧事業費及び災害関連事業費の合計額から暫定措置法による補助額を差し引いたもの(以下この項において「通常補助控除額」という)が、当該災害復旧事業及び災害関連事業に係る林道の総延長のメートル数を180円に乗じて得た額を超える当該市町村の区域内の災害林道の総延長1メートル当たりの通常補助控除額に対し10分の9以内とする												
査定用設計委託費等 2分の1以内			査定用設計委託費等 〔実績報告〕 事業完了時	査定用設計委託費等 〔実績報告〕 知事が別に定める補助金交付申請書をもって代えることができるものとする								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	16 林業・木材産業生産性強化対策事業	<p>林業・木材産業生産性強化対策事業 合板・製材・構造用集成材等の木製品の競争力を高めるため、市町村が以下の経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1) 木材加工流通施設等整備 (2) 高性能林業機械等の整備</p> <p>※工種又は区分の詳細は、国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領の別表1を参照</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 (1) 地域材を利用する法人 (2) 育成経営体</p>	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	個別指標の数値の変更を伴う次の変更 ・補助金額の変更 ・事業内容の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	17 次世代林業・担い手強化支援事業	<p>1 新技術導入支援 森林資源情報の管理や木材の生産・流通における低コスト化や省力化を図るための新技術の導入（購入・レンタル）に要する経費</p> <p>2 林業機械導入支援（購入） 生産性向上や省力化に取り組む林業事業者が新技術を活用した木材生産等を行うための林業機械の導入（購入）に要する経費</p> <p>3 林業機械導入支援（リース・レンタル） 原則としてリース事業等を主として営んでいる法人が所有する林業機械等のリース等に係る経費</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>1、2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条に基づき知事認定を受けている林業事業者 ・効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体（熊本県版育成経営体） <p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規林業経営者（林業経営年数が概ね5年以内の林業経営者） 	<p>1 2分の1以内</p> <p>2 2分の1以内（上限500万円/台）</p> <p>3 2分の1以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金額の増又は30%以上の減 ・事業内容の変更 	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	18 林業・異業種連携機械導入支援事業	<p>建設業、造園業、観光業等の異業種から林業への参入を促進し、多様な林業担い手として労働力の確保を図るために行う次の取組みに要する経費</p> <p>1 異業種が所有する機械のアタッチメントを交換して、別に定める林業用機械とする経費</p> <p>2 別に定める林業機械を購入により導入する経費</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	連携会議の一員となっただけで、林業事業体と協定を締結している建設業、造園業、観光業等の異業種	2分の1以内	<p>1 補助金額の変更</p> <p>2 事業内容の変更</p> <p>3 事業費目の変更</p>	無	要	〔実績報告〕 事業完了時ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	19 林業・異業種連携促進対策事業	建設業、造園業、観光業等の異業種から林業への参入を促進し、多様な林業担い手として労働力の確保を図るために行う次の取組みに要する経費 1 連携会議の設置・運営のための経費 2 山のしごとづくりの推進のための経費 3 林業技能研修受講のための経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条に基づき知事認定を受けている林業事業体（認定事業体） 効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体（熊本県版育成経営体） 	1 定額 2 2分の1以内 3 定額（旅費のみ）	補助金額の増又は30%以上の減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	20 くまもと県産木材SCM構築対策事業	<p>マーケットインの供給体制整備のために行う次の取組みに対する支援</p> <p>(1) SCM環境整備支援 木材製品の在庫管理や受発注に係るデータのデジタル化によるオンラインシステム機器の保守及びその改修に要する経費</p> <p>(2) スtockヤード整備支援 Stockヤードを活用した物流実証に要する経費</p> <p>(3) 品質向上支援 品質の確かな木材(日本農林規格の機械等級区分構造用製材)の生産に要する経費</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	くまもと県産材SCM協同組合	<p>(1) 2分の1以内</p> <p>(2) 2分の1以内(上限630円/m³)</p> <p>(3) 2分の1以内(上限8,600円/m³)</p>	補助金額の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	21 竹たけのこ生産支援事業	<p>地域の竹林（所有者3戸以上）の集約化・整備に関する次の取組みに要する経費、もしくは、当該経費に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1) 竹林整備計画作成 (2) 竹林整備 (3) 簡易作業道整備 (4) 伐竹機械等導入（レンタル及びリースに限る） (5) 安全・省力化装備の導入（防護スボン、アシストスーツなど） (6) 講習会の開催 (7) 伐竹用チェーン等の導入</p> <p>※(2) 竹林整備は必須とする。</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>【補助事業者】 市町村、広域団体</p> <p>【事業主体】 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、竹産業振興会の構成員、伐竹事業者、林研グループ、NPO法人、林業者等地域住民の組織する団体</p>	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率又は補助金額は次のとおりとする (1) 定額（上限500千円） (2) 補助対象経費の2分の1以内 (3) 定額400円/m（200m/haを上限） (4) (5) (6) (7) 補助対象経費の2分の1以内	1 補助金額の増及び30%を超える減 2 事業主体の変更 3 補助対象経費の追加及び廃止 4 補助対象経費毎の30%を越える増減 5 事業実施個所の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	22 きのこの生産資材高騰対策事業	きのこの次期生産に必要な生産資材の高騰に伴い増加した経費	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで又は令和4年1月1日から令和4年12月31日まで	【補助事業者】 1 取組実施者 市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者 2 取りまとめ者 取組実施者を取りまとめる市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者	2分の1以内 ただし、1取組実施者当たり5,000千円を上限とする なお、きのこ生産に係る経営費のうち燃油費が15%以上を占める取組実施者については、10分の7以内	1 補助金額の変更 2 事業主体の変更 3 補助対象経費の追加又は廃止	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[事業遂行状況報告] 11月30日 [実績報告] 事業完了時ただし、繰越を行う場合は3月31日	[事業遂行状況報告] 12月15日 [実績報告] 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	23 ICT技術活用促進事業	<p>施業の集約化・効率化や木材生産情報の共有等のための、以下のソフトウェア導入に要する経費。</p> <p>① 施業提案ソフト ② 木材検収ソフト ③ 日報管理ソフト</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条に基づき知事認定を受けている林業事業者 効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体（熊本県版育成経営体） 	2分の1以内	<ul style="list-style-type: none"> 補助金額の変更 事業内容の変更 	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	24 くまもと間伐材安定供給対策事業	間伐材を素材市場や製材工場へ出荷した森林所有者等に対して、当該森林が所在する市町村が間伐材流通に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 森林経営計画の認定を受けた森林所有者等、森林所有者と間伐材出荷に係る委託契約を締結した森林組合、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき知事の認定を受けた事業体、「くまもとの森林を守り育てる林業経営体」の選定要領に基づき認定を受けた経営体</p>	10分の10以内ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を上限とする また、素材市場に出荷した場合は、上限1,700円/m ³ 、製材工場に直送した場合は上限1,200円/m ³ とする	事業費の30%以上の増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	25 林業経営体育成 対策（林業機械リース支援）事業	効率的かつ安定的な林業経営のための高性能林業機械の導入（リース）に要する経費。	交付決定の日 又は交付決定前 着手承認の日 から事業完了の日 又は3月31日まで	効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体（熊本県版育成経営体）	1/3 以内 ただし、導入する機械が林業用四輪駆動ガンフトラックの場合は1/4 以内。 シンクヤーク、ロングリーチハーベスタ、ロングリークラップル及びクワーク並びに架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステムの場合は4/10 以内。 以下の要件を全て満たす場合は、1/2 以内 ・実践体制評価を受け認定されている。 ・年間 5,000 m ³ 以上の素材生産実績があり、機械の導入の翌年度から起算して5年目までに9,000 m ³ 以上の素材生産量が達成できる。 ・機械の導入の翌年度から起算して5年目までに都道府県計画に記載されている素材生産性の目標値の1.5 倍の生産性を達成できる。	個別指標の数値の変更を伴う次の変更 ・補助金額の変更 ・事業内容の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は 3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日 から30日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	1 単県治山（市町村営）事業	市町村が熊本県単独治山事業実施要領に基づき実施する次の事業に要する経費（本工事費及び工事雑費に限る） 1 単独補助治山事業 2 自然災害復旧事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	県地域防災計画箇所に該当するもの 3分の2以内 県地域防災計画箇所以外で市町村地域防災計画に該当するもの 2分の1以内	1 補助金額の変更 2 施行箇所の変更（新設又は廃止を含む） 3 治山ダム工、護岸工、水制工及び流路工の施工位置の変更又は新設、廃止 4 山腹基礎工の新設又は廃止（土留工の数の増減を含む）	無	要	〔実績報告〕 事業完了時ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日 ただし、補助金の全額が概算払いにより交付された場合は補助金交付決定年度の翌年度の4月15日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	<p>2 県民の未来につながる森づくり事業 (1) 県民みんなによる森づくり活動の支援</p> <p>ア 団体等による森づくり</p> <p>イ 県民応募型活動支援</p>	<p>① 植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つる切り等の森林整備作業に要する経費</p> <p>② 森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修に要する経費 ただし、熊本県県民の未来につながる森づくり事業実施要領別表に定める実行経費とする。</p> <p>③ 間伐材等を利用した施設作製及び設置に要する経費（森づくりに繋がる活動を実施する場合に限る。）</p> <p>④ 森づくりに関する調査・研究に要する経費</p> <p>⑤ 森林環境学習、自然観察、木工教室等の実施に要する経費</p> <p>⑥ 森づくりに関する講演会開催に要する経費</p> <p>⑦ 県内在住の青年を対象にした森林整備保全活動等に関する実地研修会の開催に要する経費 ※ここでいう青年とは、15歳以上30歳未満とし、中学生は除く。</p> <p>⑧ その他、森づくりに資する活動に要する経費 ただし、熊本県県民の未来につながる森づくり事業実施要領別表に定める実行経費とする。</p>	<p>交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>NPO法人 農林業者の組織する団体 住民等の組織する団体 (ただし、非営利団体で規約等があり、総会が開催されていること。) 市町村</p>	<p>資材費等の実行経費の10分の10以内(千円未満切り捨て) ただし、熊本県県民の未来につながる森づくり事業実施要領別表に定める補助率とする。</p>	<p>① 補助金額の増又は30%以上の減 ② 施行箇所の変更 ③ 補助対象活動の新設又は廃止 ④ 新たな機械・器具の購入(単価が3万円以上のもの)又は新たな委託</p>	無	否	<p>〔事業遂行状況報告〕 知事が報告の必要があると判断して求めたとき</p> <p>〔実績報告〕 3月31日</p>	<p>〔事業遂行状況報告〕 報告内容に応じて適宜判断する。</p> <p>〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	ウ 学びの森活動推進	<p>(1)施設整備支援</p> <p>① 植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つる切り等の森林整備作業に要する経費</p> <p>② 森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修に要する経費</p> <p>③ 説明板、案内板等の設置及び補修に要する経費</p> <p>④ 炭窯、東屋等の設置及び補修に要する経費</p> <p>⑤ その他、知事が特に必要と認める施設の整備に要する経費</p> <p>ただし、熊本県民の未来につなぐ森づくり事業実施要領別表に定める実行経費とする。</p> <p>(2)体験活動支援</p> <p>① 森林環境学習、自然観察、木工教室等の実施に要する経費</p> <p>② 植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つる切り等の森林整備作業の体験活動に要する経費</p> <p>③ その他、知事が特に必要と認める活動の実施に要する経費</p> <p>ただし、熊本県民の未来につなぐ森づくり事業実施要領別表に定める実行経費とする。</p>	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村（公立小中学校） 学校教育法第1条に定める学校（ただし、大学及び高等専門学校は除く。）を設置する学校法人 児童福祉法第39条に定める保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7号に定める幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人 PTA等（保護者会、緑の少年団育成会等を含む。） NPO法人 住民等の組織する団体（ただし、非営利団体で規約等があり、総会が開催されていること。） 児童福祉法第41条に定める児童養護施設 (ただし、学校及び児童養護施設から県施設は除く。)	資材費等の実行経費の10分の10以内（千円未満切り捨て） ただし、熊本県民の未来につなぐ森づくり事業実施要領別表に定める補助率とする。	① 補助金額の増又は30%以上の減 ② 施行箇所の変更 ③ 補助対象活動の新設又は廃止 ④ 新たな機械・器具の購入（単価が3万円以上のもの）又は新たな委託	無	否	〔事業遂行状況報告〕 知事が報告の必要があると判断して求めたとき 〔実績報告〕 3月31日	〔事業遂行状況報告〕 報告内容に応じて適宜判断する。 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林 保全 課	(2)森林公園整備・ 活用の支援 ア 森林公園の整 備・機能充実	<p>熊本県民の未来につなぐ森づくり事業実施要領別表に定める森林公園等の機能向上を図るために要する以下の経費</p> <p>① 森林整備 ② 路網整備 ③ 標識類整備 ④ 休憩施設 ⑤ 安全防護施設 ⑥ 利便性向上施設 ⑦ その他、知事が特に必要と認めるもの</p>	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	<p>実行経費の10分の10以内(千円未満切り捨て)。 ただし、補助事業者ごとに総額250万円を上限とする。</p>	<p>① 補助金額の増又は30%以上の減 ② 施行箇所の変更 ③ 補助対象事業の新設又は廃止 ④ 新たな機械・器具の購入(単価が3万円以上のもの)又は新たな委託</p>	無	否	<p>〔事業遂行状況報告〕 知事が報告の必要があると判断して求めたとき</p> <p>〔実績報告〕 3月31日</p>	<p>〔事業遂行状況報告〕 報告内容に応じて適宜判断する。</p> <p>〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>
	イ 森林公園の有効活用	<p>熊本県民の未来につなぐ森づくり事業実施要領別表に定める森林公園等を活用した森林環境教育等の活動に要する以下の経費</p> <p>① 植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つる切り等の森林整備作業 ② 説明板、案内板等の設置及び補修 ③ 炭窯、東屋等の設置及び補修 ④ 森林環境学習、自然観察、木工教室等の実施 ⑤ その他、知事が特に必要と認める施設の整備及び活動の実施</p> <p>ただし、熊本県民の未来につなぐ森づくり事業実施要領別表に定める実行経費とする。</p>		<p>NPO法人 農林業者の組織する団体 住民等の組織する団体 (ただし、非営利団体で規約等があり、総会が開催されていること。)</p>	<p>資材費等の実行経費の10分の10以内(千円未満切り捨て) ただし、補助事業者ごとに総額250万円を上限とする。</p>					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	3 森林・山村多面的機能発揮対策事業	地域協議会が活動組織に対して交付する森林・山村多面的機能発揮対策交付金に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日までに行われる活動	熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	(1) 活動推進費 14,100円以内(初年度のみ) (2) 地域環境保全タイプ (里山林保全) 15,000円/ha以内(初年度) 14,400円/ha以内(2年目) 13,800円/ha以内(3年目) (3) 地域環境保全タイプ (侵入竹除去・竹林整備) 35,600円/ha以内(初年度) 33,100円/ha以内(2年目) 30,600円/ha以内(3年目) (4) 森林資源利用タイプ 15,000円/ha以内(初年度) 14,400円/ha以内(2年目) 13,800円/ha以内(3年目) (5) 森林機能強化タイプ 100円/m以内 (6) 関係人口創出・維持タイプ 6,300円/年	1 県交付金の増又は30%を超える減 2 事業内容の主要な部分の変更(区分の追加又は廃止)	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	4 シカによる森林被害調査・地域対策支援事業	<p>① 林業者によるシカ捕獲技術向上に向けた取り組みに要する経費 基礎知識セミナー、わな設置研修会、止め刺し講習会等の開催等に要する経費</p> <p>② ICT導入による効率的な捕獲手法の検証に要する経費 ・モデル地域における捕獲手法の検討に要する経費(箱わなリース・設置、くくりわな購入・設置、囲いわな購入・設置等) ・ICT導入促進・技術向上に要する経費(センサー機器設置・管理、管理・運用講習会の開催、ドローンによる撮影等) ただし、シカによる森林被害調査・地域対策支援事業実施要領別表に定める実行経費とする。</p>	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、森林組合、猟友会及び森林所有者等で構成される地域協議会	・資材費等の実行経費の10分の10以内(千円未満切り捨て)	①補助金額の増又は30%以上の減 ②施行箇所の変更 ③補助対象活動の新設又は廃止 ④新たな機械・器具の購入(単価が3万円以上のもの)又は新たな委託)	無	否	〔事業遂行状況報告〕 知事が報告の必要があると判断して求めたとき 〔実績報告〕 3月31日	〔事業遂行状況報告〕 報告内容に応じて適宜判断する。 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	5 森林サービス産業創出支援事業	令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランに沿って、森林空間や地域資源を活用した森林サービス産業創出プランを作成するために実施する、情報収集、課題解決研修会、先進地視察及び都市部におけるニーズ調査等に必要経費。	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村が参画する地域協議会	定額補助（上限4,000千円）	補助金額の増又は30%を超える減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	6 森林吸収量クレジット化推進事業	J-クレジット(森林分野)のプロジェクトを登録するための審査に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	・県内の森林について、J-クレジット(森林分野)のプロジェクト登録の申請を行う者(方法論あたりのCO2吸収見込み量が、国の支援対象基準を満たす者を除く。)	2分の1以内(600千円を上限)	補助金額の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	1 持続的養殖生産推進事業費	養殖実態調査並びに研修会等に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 熊本県漁業協同組合連合会	対象経費の100分の50以内	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業種目のそれぞれの30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	2 ナルトビエイ駆除事業	ナルトビエイの駆除に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 熊本県漁業協同組合連合会 【事業主体】 沿海漁業協同組合（外国産のあさを共同漁業権漁場で蓄養を行わせない漁業協同組合に限る。）	対象経費の10分の10以内	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	3 安全安心な養殖魚づくり事業	適正養殖業者認証審査会の運営等に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県漁業協同組合連合会	対象経費の2分の1以内	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産 振興 課	4 水域環境クリーンアップ事業	海岸清掃に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県漁業協同組合連合会	対象経費の10分の10以内 (上限1,658千円)	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	5 水産多面的機能発揮対策事業(活動支援事業交付金)	地域協議会が活動組織(あさりの増殖等を目的とした干潟等の保全を行う場合、外国産のアサリの蓄養が行われている共同漁業権漁場内で活動する活動組織は除く。)に対して交付する保全活動支援事業交付金に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県水産多面的機能発揮対策協議会	対象経費の100分の16以内	事業内容の主要な部分の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	6 水産基盤整備交付金事業（水産業共同利用施設整備分）	共同利用施設の整備・改修等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 沿海市町 【事業主体】 沿海市町 漁業協同組合（内水面漁業協同組合を除く） 熊本県漁業協同組合連合会	事業費の3分の1以内 【事業主体へ の間接補助 の場合】 補助事業者： 10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内を限度とする	1 事業内容の主要な部分の変更 2 対象となる事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	7 漁民の森づくり事業	(1) 植栽、下刈り、間伐、枝打ち、つる切りの森林整備作業に要する経費 (2) 森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修に要する経費 (3) 海岸等の清掃に係る経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 熊本県漁業協同組合連合会 【事業主体】 熊本県漁業協同組合連合会 漁業協同組合 漁業者等の組織する団体 (ただし、非営利団体としての規約等があり、総会が開催されていること) なお、海岸等の清掃を行うことができる団体は、水とみどりの森づくり税関連事業(上下流連携森林整備促進事業及び水とみどりの森づくり活動支援事業)により植栽等を実施した団体又は実施しようとしている団体であること	・2,000千円以下は100分の100 ・3,000千円以下の2,000千円を超える分は100分の70 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助率は上記補助率と同じとする	①補助金額の増 ②補助金額の30%を超える減 ③事業主体の変更 ④補助対象活動の新設又は廃止 ⑤新たな機械・器具の購入(単価が3万円以上のもの)又は新たな委託	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(4) 熊本県漁業協同組合連合会が、上記(1)から(3)の経費に対して補助する場合における事務及び指導等に要する経費								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	8 浜の活力再生加速化支援事業	1 浜の活力再生加速化支援事業 各地区の「浜の活力再生プラン」に掲げる以下の取組みに要する経費 (1) 国庫補助事業に取り組む場合において、その対象とならない漁業コスト削減や、水産物の価格向上など経営体質の強化を図る取組みに要する経費 (2) 広域浜プランの策定とその取組みの実施に係る経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	(1) 地域水産業再生委員会、広域水産業再生委員会 (2) 広域水産業再生委員会	(1) 対象経費の2分の1以内 (2) 対象経費の2分の1以内(上限500千円)	1 事業内容の主要な部分の変更 2 対象となる事業費の30%を超える増減	無	要	【実績報告】 事業完了時	事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 浜の活力再生交付金事業 浜の活力再生プランを推進するために必要な水産業共同利用施設の整備に要する経費		市町村 漁業協同組合 熊本県漁業協同組合連合会 水産業の発展を目的とする団体又は法人	対象経費の10分の5以内	1 事業内容の主要な部分の変更 2 対象となる事業費の30%を超える増減又は補助金額の増			否	【中間報告】 9月30日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	9 クマモト・オイスター養殖業事業化促進事業	クマモト・オイスターの販売促進に関する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	クマモト・オイスター生産者協議会	対象経費の10分の10以内 (上限1,866千円)	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	10 稼げる水産業づくり推進事業	1 くまもとの魚販売力強化事業 県産水産物の流通・販売の拡大を図るために実施する都市圏・県内への販売力強化や魚食普及の取組に要する経費 (1) 県産養殖魚を軸とした販売力強化の取組に要する経費 (2) くまもと四季のさかな(天然魚)を軸とした販売力強化の取組に要する経費 (3) 魚食普及活動推進のため、さかな料理教室の実施に要する経費 (4) 二枚貝を軸とした販売力強化の取組に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	(1) 熊本県海水養殖漁業協同組合 (2) 熊本県鮮魚販売組合連合会 (3) 熊本県魚食普及推進協議会 (4) 熊本県漁業協同組合連合会 漁業協同組合	対象経費の2分の1以内	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 稼げる水産業づくり事業 漁村地域の活性化や漁家所得の向上を図るため、漁業者や漁協が行う6次産業化等に向けた取組に要する経費		漁業協同組合 (内水面漁業協同組合を除く)						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	11 未来の漁村を支える人づくり事業	<p>新規漁業就業者の確保定着に向け、地域の仕組みづくりを支援するとともに、漁業就業者の定着に向けた取組に要する経費</p> <p>① マッチング支援事業 国等の研修事業の開始前に、新規就業希望者と漁業種類、指導漁業者、漁村生活とのマッチングを支援する取組に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>② 新規就業者育成支援事業 新規漁業就業者の受入体制整備や漁業体験等の受入れのための実践活動に要する経費</p> <p>③ 新規就業者定着支援事業 (1) 漁船・漁具のリースによる支援 漁業協同組合が、新規漁業就業者との間でリース契約を締結することを前提に、新規漁業就業者の経営開始に必要な漁船又は漁具・漁労機器を取得するための経費 (2) 着業後のフォローアップ研修 漁業協同組合が、営漁計画認定者に対して漁業技術の習熟、複数漁業による経営安定に向けた実践研修する経費に対し、市町が補助する以下の経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 ア 漁業技術研修に要する経費及び指導漁業者に対する謝金 ・研修支援給付金 補助上限額 125 千円/月 ・研修資材費等 補助上限額 20 万円/年 ・指導謝金 補助上限額 9,400 円/日 ただし、2 親等以内の親族以外の漁業者による指導に限る イ 資格取得に要する経費 ・資格取得費等 補助上限額 20 万円/年</p> <p>④ 漁業継承支援事業 後継者不在で廃業予定の漁業者と新たに漁業就業を志す希望者等をマッチングする取組みに要する経費</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>①、③ (2) 【補助事業者】市町 【事業主体】漁業協同組合</p> <p>② 市町 熊本県漁業就業支援協議会</p> <p>③ (1) 漁業協同組合</p> <p>④ 熊本県漁業就業支援協議会</p>	<p>①補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の 2 分の 1 以内を限度とする</p> <p>②市町：補助対象経費の 1/2 以内、熊本県漁業就業支援協議会：定額</p> <p>③ (1) 補助対象経費の 1/2 相当額の 1/2 以内（上限：漁船 1,000 千円、漁具等 500 千円）</p> <p>③ (2) 補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の 2 分の 1 以内を限度とする</p> <p>④定額</p>	<p>1 事業内容の主要な部分の変更 2 対象となる事業費の 30%を超える増減</p>	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	12 有明海・八代海再生事業	八代海におけるクルマエビ等のエビ類の共同放流事業に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	八代海エビ類共同放流協議会	対象経費の2分の1以内	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	13 さかなを守り育む豊かな海づくり事業	1 共同放流事業 (1) 栽培漁業地域展開協議会の活動に要する経費 (2) 資源造成型栽培漁業の実践に要する経費 (種苗の購入・中間育成・放流・調査等に要する経費)	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県栽培漁業地域展開協議会	対象経費の2分の1以内	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業種目のそれぞれの間の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 活力ある漁船漁業推進事業 資源管理計画を策定した漁業者等が行う豊かな海づくりの活動に要する経費		漁業協同組合、漁業者グループ、市町村	対象経費の2分の1以内 (上限 425 千 円 / 計 画)	事業内容の主要な部分の変更	無	要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	14 赤潮対策事業費	<p>1 赤潮早期対策事業 漁業者が赤潮初期発生海域で実施する防除作業に要する経費</p> <p>2 へい死魚再生利用推進事業 熊本県海水養殖漁業協同組合が赤潮でへい死した養殖魚を再生利用するために必要な保管運搬用資材の整備に要する経費</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県海水養殖漁業協同組合	<p>1 定額</p> <p>2 対象経費の3分の1以内</p>	<p>① 事業内容の主要な部分の変更</p> <p>② 事業費の30%を超える増減</p>	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	15 くまもとの魚海外市場ターゲット拡大事業	県産水産物の輸出拡大に向けた産地での仕組みづくりと販路拡大を図る取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県水産物輸出促進協議会	対象経費の2分の1以内	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	16 スマート養殖業 普及拡大事業	シマアジ養殖業において、ICTを活用したデータに基づく適切な養殖技術開発のための自動給餌システム開発等に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県海水養殖漁業協同組合	定額（上限22,670千円）	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産 振興 課	17 水俣・芦北地域 水産物ブランド強 化事業	1 トップブランド水産物育成支援事業 水俣・芦北地域の水産物のブランド化を鍵とした本県水産物の認知度向上、付加価値の底上げを図る取組に要する経費	交付決定の日又は 交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3月31日 日まで	芦北町漁業協同組合 津奈木漁業協同組合	対象経費の2 分の1以内	1 事業内容の主要な 部分の変更 2 事業費の30%を超 える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の 日から起算 して1か月 を経過した 日又は3月 31日のいづ れか早い日
		2 マガキブランド創出事業 県内で生産されたマガキ種苗を用いた養殖試験の実施に要する経費		津奈木漁業協同組合						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	18 水産省エネルギー等緊急整備支援事業	省エネルギー化を目的とした共同利用施設の整備・改修等に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	漁業協同組合（内水面漁業協同組合を除く）	3分の1以内	1 事業内容の主要な部分の変更 2 対象となる事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	19 県産あさり資源回復事業	1 あさり資源特別回復区域 輸入あさりの蓄養を行わず、県産あさりの資源の保全及び回復に向けた集中的な取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	1 あさり資源特別回復区域の指定を受けた共同漁業権の漁場の区域を管理する漁業協同組合	1 定額	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 あさり資源育成促進区域 (1) 県産あさりを着実に出荷するために、県産あさりの資源の保全及び育成に要する経費 (2) 県産あさりを着実に出荷するために、チヌ(クロダイ・キビレ等)の駆除に要する経費及び当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費		2 (1) あさり資源育成促進区域の指定を受けた共同漁業権の漁場の区域を管理する漁業協同組合 2 (2) 【補助事業者】 熊本県漁業協同組合連合会 【事業主体】 熊本県漁業協同組合連合会、あさり資源育成促進区域の指定を受けた共同漁業権の漁場の区域を管理する漁業協同組合						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告		
									報告時点	報告期限	
水産振興課	20 赤潮被害 経営再建緊急支援事業	1 へい死魚処理 市町が行うへい死魚処理に要する経費 ただし、養殖業者や市町職員等の人件費を除く。	1、2 赤潮の被害が確認された日(8月8日)から事業完了の日又は3月31日まで 3 交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	1 【補助事業者】 市町	1 3分の1以内	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日	
		2 中間魚購入 (1) 赤潮被害を受けた養殖業者が、へい死した養殖魚介類(養殖共済対象魚介類に限る。)と同年齢以下の中間魚を購入する場合において、市町が漁業協同組合を経由して、各養殖業者に対して、中間魚の購入及び運搬に要する経費への補助を行う場合における当該補助に要する経費 (2) 漁業協同組合が行う事業実施に要する事務費		2 【補助事業者】 市町 【事業主体】 養殖業者、漁業協同組合							2 (1) 2分の1以内 ただし、県が補助する額は、市町が漁業協同組合を経由して各養殖業者に対して補助する額の2分の1を上限とし、かつ、養殖業者ごとに中間魚の購入及び運搬に要する経費から生産費相当額を控除した額の6分の1(養殖業者が新型コロナウイルス感染拡大による売り上げ減少、原油価格及び物価高騰等の影響を受ける場合においては4分の1)を上限とする。 (2) 2分の1以内
		3 赤潮の早期駆除に必要な駆除剤購入 赤潮プランクトンの駆除剤を購入する経費		3 【補助事業者】 熊本県海水養殖漁業協同組合							3 定額

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	21 赤潮対策養殖漁場調査支援事業	赤潮に強い持続可能な養殖生産体制を構築するため、養殖業者が行う赤潮被害の軽減に向けた取組みや新規漁場の調査等に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は令和6年3月29日	熊本県海水養殖漁業協同組合	定額	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は令和6年3月29日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	22 県産あさり流通推進事業	<p>県産あさりの産地偽装を防ぐ「熊本モデル」の運用に要する経費</p> <p>(1) 新たな出荷資材導入に要する経費</p> <p>(2) 流通監視に係るシステム運用に要する経費</p> <p>(3) 流通監視に要する経費</p>	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県漁業協同組合連合会、熊本県漁業協同組合連合会と加工・流通業者及び販売関係業者等により構成される協議会	(1)(2) 定額 (3) 2分の1以内	<p>1 事業内容の主要な部分の変更</p> <p>2 事業費の30%を超える増減</p>	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	23 新たな稼げる養殖業事業化推進事業	<p>1 供給用マガキ種苗作出試験 供給用マガキ種苗の作出試験に要する資材の購入経費等を支援</p> <p>2 県産マガキ種苗養殖試験 1で作出されたマガキ種苗の養殖試験に要する資材の購入経費等を支援</p> <p>3 トサカノリ養殖試験 トサカノリの養殖試験に要する資材の購入経費等を支援</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	漁業協同組合	定額	<p>1 事業内容の主要な部分の変更</p> <p>2 事業費の30%を超える増減</p>	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認申請の要 否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	24 有明海ノリ色落ち対策事業	ノリの色落ち被害の原因の一つである珪藻赤潮を捕食する二枚貝等の増殖に有効な漁場環境改善の取組み及びその効果調査並びに珪藻赤潮の発生動態の把握調査に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県漁業協同組合連合会	定額	1 事業内容の 主要な部分の 変更 2 事業費の 30%を超える 増減	有 (第9条第2 項第3号該 当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から起算して 1か月を経過 した日又は3 月31日のい ずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承 認申請の要 否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	25 漁業経営安定対策緊急支援事業	漁業協同組合等が所有する共同利用施設における動力光熱水費の高騰に伴い増加した経費	令和5年1月1日から9月30日まで	漁業協同組合、熊本県漁業協同組合連合会	2分の1以内	1 事業内容の 主要な部分の 変更 2 事業費の 30%を超える 増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から起算して 1か月を経過 した日又は3 月31日のい ずれか早い日
	26 漁業資材コスト緊急低減事業	「浜の活力再生プラン」または「浜の活力再生広域プラン」(以下、「浜プラン等」という。)に基づく漁業所得向上等に寄与する資材の価格高騰に伴い増加した経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	漁業協同組合(ただし、浜プラン等を策定、または策定に取り組んでいる組合)	3分の1以内	1 事業内容の 主要な部分の 変更 2 事業費の 30%を超える 増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から起算して 1か月を経過 した日又は3 月31日のい ずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認申請の要 否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	27 赤潮被害緊急対策事業	1 中間魚等購入支援事業 (1) 赤潮被害を受けた養殖業者が、へい死した養殖魚介類(養殖共済対象魚介類に限る。)に代わる中間魚等を購入する場合において、市町が漁業協同組合を経由して、各養殖業者に対して、中間魚等の購入及び運搬に要する経費への補助を行う場合における当該補助に要する経費 (2) 漁業協同組合が行う事業実施に要する事務費	赤潮の被害が確認された日(6月24日)から事業完了の日又は3月31日まで	1 【補助事業者】 市町 【事業主体】 養殖業者、漁業協同組合 2 【補助事業者】 熊本県海水養殖漁業協同組合 【事業主体】 養殖業者、漁業協同組合	補助対象経費の4分の1	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 漁業環境保全活動支援事業 漁業協同組合又は養殖業者が赤潮発生を抑制するために行う、底質環境改善に資する海底耕耘等の実施にかかる経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで		定額		無			

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	28 県産養殖魚消費拡大緊急対策事業	1 県産養殖魚新規輸出促進緊急対策事業 輸出先の開拓に伴う商談等に活用するPR資材等の作成や、展示会や商談等の営業活動に係る経費	中国の禁輸措置がされた日(8月24日)から事業完了の日又は3月31日まで	1 熊本県水産物輸出促進協議会 2 熊本県海水養殖漁業協同組合	対象経費の2分の1以内	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 県産養殖魚県内消費拡大緊急対策事業 県産の養殖魚に関する販売促進資材等の作成支援及び県内販売店等での販売促進活動に係る経費に対する支援	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	定額	無					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率 又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
					対象施設	本土	離島				報告時点	報告期限
漁港 漁場 整備 課	1 水産物供給基盤機能 保全事業	水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成13年3月30日12水港第4457号農林水産事務次官依命通知）第2-1-(2)に規定する事業の実施に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町	漁港施設	100分の50以内 (国庫補助100分の50を含む)	100分の80以内 (国庫補助100分の80を含む)	(1)事業の経費の配分の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 費目（本工事にあっては、工種）の新設又は、廃止によるもの ロ 工事費の費目（本工事にあっては工種）ごとの経費の額の増加を伴うものでその増加額が当該経費の額の100分の30に相当する金額（当該経費の額の100分の30に相当する金額が400万円以下の場合にあっては、400万円）又は2,000万円のいずれかを超えるもの (2)事業内容の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 手戻工事に伴うもの ロ 施行位置又は計画法線を変更するもの ハ 標準構造を変更するもので、かつ基本設計条件又は基本型式の変更に伴うもの ニ 実施工法を変更するもので、かつ、その変更により工種ごとに当該工事に要する経費の額が増加し、又は当該工事の数量が減少するもの (3)事業の経費の配分の変更及び事業内容の変更により、事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否	[中間報告] 6月30日 9月30日 12月31日	[中間報告] 7月20日 10月20日 1月20日
					係留施設	100分の60以内 (国庫補助100分の60を含む)					[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
					輸送施設 (道路及び橋に限る)又は公共施設用地(護岸・人工地盤及び用地舗装に限る)	100分の55以内 (国庫補助100分の55を含む)						
				漁場施設	100分の50以上 (国庫補助100分の50を含む)	同 左						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率 又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告		
					対象施設	本土	離島				報告時点	報告期限	
漁港 漁場 整備課	2 水産生産 基盤整備事 業	水産物供給基盤整備事業等実 施要領（平成13年3月30日12 水港第4457号農林水産事務次官 依命通知）第2-2-(2)に 規定する事業の実施に要する経 費	交付決定の 日から事業 完了の日又 は3月31日 まで	市町	漁 港 施 設	外郭・水域 施設	100分の50以内 (国庫補助100分 の50を含む)	100分の80以内 (国庫補助100分 の80を含む)	(1)事業の経費の配分の変更で次に掲 げるもののいずれかに該当するもの イ 費目（本工事にあっては、工種）の 新設又は、廃止によるもの ロ 工事費の費目（本工事にあっては工 種）ごとの経費の額の増加を伴うもの でその増加額が当該経費の額の100分 の30に相当する金額（当該経費の額 の100分の30に相当する金額が400 万円以下の場合にあっては、400万円） 又は2,000万円のいずれかを超えるもの (2)事業内容の変更で次に掲げるもの のいずれかに該当するもの イ 手戻工事に伴うもの ロ 施行位置又は計画法線を変更する もの ハ 標準構造を変更するもので、かつ基 本設計条件又は基本型式の変更に伴 うもの ニ 実施工法を変更するもので、かつ、 その変更により工種ごとに当該工事 に要する経費の額が増加し、又は当該 工事の数量が減少するもの (3)事業の経費の配分の変更及び事業 内容の変更により、事業費又は補助金 の額が変更となるもの	無	否	[中間報告] 6月30日 9月30日 12月31日	[中間報告] 7月20日 10月20日 1月20日
						係留施設	100分の60以内 (国庫補助100分 の60を含む)					[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の 日から20日 を経過した 日又は3月 31日のいづ れか早い日
						輸送施設 又は公共 施設用地	100分の55以内 (国庫補助100分 の55を含む)						
					漁 場 施 設	魚礁施設・養殖場 (特定以外の 事業)	60分の50以上 (国庫補助60分 の30を含む)	同 左					
					増殖場 (特定以外 の事業)	100分の60以上 (国庫補助100分 の50を含む)	同 左						
保全 (公害防 止・環境保 全)	100分の50以上 (国庫補助100分 の50を含む)	同 左											

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率 又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
					対象施設	本土	離島				報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	3 漁村再生 交付金事業	農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日 21 水港第 2724 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に規定する事業の実施に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	市町	—	100 分の 50 以内 (国庫補助 100 分の 50 を含む)	100 分の 60 以内 (国庫補助 100 分の 60 を含む)	事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否	[中間報告] 12 月 31 日 [実績報告] 事業完了時	[中間報告] 1 月 20 日 [実績報告] 事業完了の日から 20 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率 又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
					対象施設	本土	離島				報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	4 海岸保全施設整備事業	農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日21水港第2724号農林水産事務次官依命通知）第2の1に規定する事業の実施に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町	海岸保全施設 （津波・高潮危機管理対策、海岸環境整備を除く）	100分の50以内 （国庫補助100分の50を含む）	100分の55以内 （国庫補助100分の55を含む）	事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否	[中間報告] 12月31日	[中間報告] 1月20日
					海岸保全施設 （津波・高潮危機管理対策）	100分の50以内 （国庫補助100分の50を含む）	同 左				[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
					海岸保全施設 （海岸環境整備）	3分の1以内 （国庫補助3分の1を含む）	同 左					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率 又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
					対象施設	本土	離島				報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	5 漁港漁場施設災害関連事業	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法（昭和26年法律第97号）第3条の規定に基づき、 国がその事業費の一部を負担する公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担施行令（昭和26年政令第107号）第1条第9号の、 漁港又は漁港区域内における同条第2号の海岸の災害復旧事業に関連する事業であって、 農林水産大臣が認めた事業、又は農林水産大臣が認めた漁港関係災害復旧事業 （昭和25年法律第169号）第3条の規定に基づく災害関連事業であって、 農林水産大臣が認めた事業、又は水産関係施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（平成7年2月24日付け7水港第567号農林水産事務次官依命通知）第2条から第4条の規定に基づく事業、又はこの他、特に農林水産大臣が認めた漁港関係災害関連事業	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町	—	別に国が定める率 （国庫補助のみ）	同 左	漁港関係公共土木施設災害復旧事業事務要領（昭和40年水港第4176号）第9条第2項（5）に該当するもの 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年8月9日農林省令第94号）第2条の規定に該当するもの	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	6 水産基盤整備交付金事業（漁港漁場整備分）	1 水産基盤整備交付金事業（漁港漁場整備分） 実施要領に規定する事業（ただし、あさりの増殖のための底質環境の改善や漁場の機能強化に資する事業を除く）の実施に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	1 【補助事業者】 沿海市町 【事業主体】 沿海市町 漁業協同組合（内水面漁業協同組合を除く）	定額	1 事業内容の主要な部分の変更 2 補助金の額の増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 水産基盤整備交付金事業（漁港漁場整備分） 実施要領に規定する事業のうち、あさりの増殖のための底質環境の改善や漁場の機能強化に資する事業の実施に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	2 【補助事業者】 沿海市町 【事業主体】 沿海市町 漁業協同組合（内水面漁業協同組合を除く） ただし、事業主体は事業を実施する共同漁業権漁場で、外国産のあさりの蓄養を行わない場合に限る。							

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率 又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
					対象施設	本土	離島				報告時点	報告期限
漁港 漁場 整備課	7 漁港機能 増進事業	漁港機能増進事業実施要領 (平成 29 年 3 月 31 日 28 水港 第 3288 号農林水産事務次官依 命通知) 第 2 に規定する事業の 実施に要する経費	交付決定の 日から事業 完了の日又 は 3 月 31 日 まで	市町	漁港施設	100 分の 50 以内 (国庫補助 100 分 の 50 を含む)	100 分の 80 以内 (国庫補助 100 分 の 80 を含む)	(1) 事業の経費の配分の変更で次に掲 げるもののいずれかに該当するもの イ 費目 (本工事にあっては、工種) の新設又は、廃止によるもの ロ 工事費の費目 (本工事にあっては 工種) ごとの経費の額の増加を伴う ものでその増加額が当該経費の額 の 100 分の 30 に相当する金額 (当 該経費の額の 100 分の 30 に相当す る金額が 400 万円以下の場合にあっ ては、400 万円) 又は 2,000 万円の いずれかを超えるもの (2) 事業内容の変更で次に掲げるもの のいずれかに該当するもの イ 手戻工事に伴うもの ロ 施行位置又は計画法線を変更する もの ハ 標準構造を変更するもので、かつ 基本設計条件又は基本型式の変更 に伴うもの ニ 実施工法を変更するもので、かつ、 その変更により工種ごとに当該工 事に要する経費の額が増加し、又は 当該工事の数量が減少するもの (3) 事業の経費の配分の変更及び事業 内容の変更により、事業費又は補助金 の額が変更となるもの	無	否	[中間報告] 6 月 30 日 9 月 30 日 12 月 31 日	[中間報告] 7 月 20 日 10 月 20 日 1 月 20 日
					係留施設	100 分の 60 以内 (国庫補助 100 分 の 60 を含む)					[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の 日から 20 日 を経過した 日又は 3 月 31 日のいづ れか早い日
					輸送施設 又は公共 施設用地	100 分の 55 以内 (国庫補助 100 分 の 55 を含む)						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率 又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
					対象事業	本土	離島				報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	8 水産基盤整備調査事業	水産基盤整備調査事業補助金 交付要綱（平成13年4月13日 12 水港第4494号農林水産事務 次官依命通知）第2に規定する 事業の実施に要する経費	交付決定の日から事業 完了の日又は3月31日 まで	市町	水産基盤整備調査事業	100分の50以内 (国庫補助100分の50を含む)	同 左	(1)事業の経費の配分の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 費目（自然条件調査費、社会条件調査費、経済条件調査費、環境影響評価調査費、計画設調査費等）の新設又は廃止によるもの ロ 費目ごとに経費の額の増加を伴うもので、その増加額が当該経費の額の100分の20を超えるもの (2)事業の経費の配分の変更及び事業内容の変更により、事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否	[中間報告] 6月30日 9月30日 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[中間報告] 7月20日 10月20日 1月20日 [実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日